

須恵町地域防災計画

資料編

令和7年8月

須恵町防災会議

目 次

1 予防計画

1-1 砂防指定地	1
1-2 道路危険箇所	2
1-3 崩壊土砂流出危険地区	3
1-4 山腹崩壊危険地区	3
1-5 土砂災害(特別)警戒区域一覧	4
1-6 多々良川水系宇美川洪水浸水想定区域図、氾濫推定図(想定最大規模)	7
1-7 防災ハザードマップ	8
1-8 防災重点農業用ため池	10
1-9 ため池ハザードマップ	11
1-10 火災発生状況	12
1-11 緊急出動状況	13
1-12 危険物施設一覧	14
1-13 須恵町ガス管理設箇所図	16
1-14 気象庁震度階級解説関連表	17
1-15 須恵町防災会議条例	22
1-16 須恵町災害対策本部条例	23
1-17 須恵町議会災害対策本部設置要綱	24
1-18 福岡県消防相互応援協定書	25
1-19 臨時ヘリポート一覧	28
1-20 防災無線一覧	28
1-21 指定避難所一覧	29
1-22 水防資材一覧表	30
1-23 災害危険区域内の要配慮者利用施設一覧表	31
1-24 指定文化財の状況	32
1-25 通信設備が優先利(使)用できる機関名	34

2 応急対策計画

2-1 警報・注意報発表基準一覧表	35
2-2 風水害時、地震時における配備基準	36
2-3 福岡県災害調査報告実施要綱	37
2-4 災害に関する対策のための放送要請に関する協定	42
2-5 緊急警報放送に関する確認	43
2-6 放送要請について(様式)	44
2-7 自衛隊災害派遣要請依頼書	45
2-8 自衛隊災害派遣撤収依頼書	45
2-9 災害派遣被要請部隊名	46

目 次

2-10	災害派遣要請系統図	46
2-11	災害救助法(抜粋)	47
2-12	災害救助法施行令(抜粋)	48
2-13	災害救助法施行令第1条第1項第3号の内閣府令で定める特別の事情等を定める内閣府令(抜粋)	49
2-14	福岡県災害救助法施行細則	50
2-15	福岡県災害救助法施行細則に基づく救助の程度等	53
2-16	緊急通行車両等事前届出書	60
2-17	緊急通行車両確認申請書	61
2-18	災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定	62

3 復旧計画

3-1	罹災証明交付申請書	64
3-2	罹災証明書	66

4 様式

4-1	様式第1号(災害概況即報)	68
4-2	様式第2号の1(被害状況報告 即報・確定)	69
4-3	様式第2号の2(福祉施設被害即報)	70
4-4	様式第2号の3(救護を要する傷病者即報)	71
4-5	様式第2号の4(商工被害状況即報)	72
4-6	様式第2号の5(農業関係被害即報)	73
4-7	様式第2号の6(山林[林地]被害状況 即報・詳報・確定 報告)	74
4-8	様式第2号の7(山林[治山施設]被害状況 即報・詳報・確定 報告)	75
4-9	様式第2号の8(山林[林道]被害状況 即報・詳報・確定 報告)	76
4-10	様式第2号の9(山林[森林]被害状況 即報・詳報・確定 報告)	77
4-11	様式第2号の10(山林[作業路・林産物・苗畑・林業施設]被害状況 即報・詳報・確定 報告)	78
4-12	様式第2号の11(水産被害状況 即報・詳報・確定 報告)	79
4-13	様式第2号の12(漁港被害状況 即報・詳報・確定 報告)	80
4-14	様式第2号の13(土木被害状況即報)	81
4-15	様式第2号の14(建築物被害状況即報)	82
4-16	様式第2号の15(都市施設等被害状況即報)	83
4-17	様式第2号の16(教育施設関係被害状況即報)	84
4-18	様式第3号の1(衛生被害状況 詳報・確定 報告)	85
4-19	様式第3号の2(商工被害状況 詳報・確定 報告)	86

目 次

4-20	様式第3号の3(水稲被害状況 詳報・確定 報告(その1)初期の被害) ……	87
4-21	様式第3号の4(水稲被害状況 詳報・確定 報告(その2)中後期の被害) ……	88
4-22	様式第3号の5(水稲被害状況 詳報・確定 報告(その3)干害) ……	89
4-23	様式第3号の6(農作物被害状況 詳報・確定 報告(水稲を除く)) ……	90
4-24	様式第3号の7(農業関係施設被害状況 詳報・確定 報告) ……	91
4-25	様式第3号の8(樹体被害状況 詳報・確定 報告) ……	92
4-26	様式第3号の9(畜産関係被害状況 詳報・確定 報告(その1)) ……	93
4-27	様式第3号の10(畜産関係被害状況 詳報・確定 報告(その2)) ……	94
4-28	様式第3号の11(畜産関係被害状況 詳報・確定 報告(その3)) ……	95
4-29	様式第3号の12(畜産関係被害状況 詳報・確定 報告(その4)) ……	96
4-30	様式第3号の13(農地農業用施設被害状況 詳報・確定 報告) ……	97
4-31	様式第3号の14(農業関係非共同利用施設及び地方公共団体施設被害状況 詳報・確定 報告) ……	98
4-32	様式第3号の15(農業共同組合及び農業共同連合会の在庫品被害状況 詳報・確定 報告) ……	99
4-33	様式第3号の16(土木被害状況 詳報・確定 報告) ……	100
4-34	様式第3号の17(建築物被害状況 詳報・確定 報告) ……	101
4-35	様式第4号(被害額報告) ……	102

5 緊急連絡先等

5-1	須恵町各課業務分担表 ……	103
5-2	非常通信依頼先一覧表 ……	104
5-3	防災関係機関通信窓口 ……	105
5-4	災害拠点病院一覧表 ……	110

※本編該当ページ一覧

1 予防計画

資料名	ページ	本編該当ページ
1-1 砂防指定地	1	共通：80, 90
1-2 道路危険箇所	2	共通：80, 90
1-3 崩壊土砂流出危険地区	3	共通：32, 61, 80, 90
1-4 山腹崩壊危険地区	3	共通：32, 61, 80, 90
1-5 土砂災害(特別)警戒区域一覧	4	共通：16, 59, 80, 90/ 風水害・震災：9, 45
1-6 多々良川水系宇美川洪水浸水想定区域図、 氾濫推定図(想定最大規模)	7	共通：15
1-7 防災ハザードマップ	8	共通：60, 80, 90, 111, 119, 128/ 風水害・震災：7
1-8 防災重点農業用ため池	10	共通：11, 15, 63/風水害・震災：125
1-9 ため池ハザードマップ	11	共通：63
1-10 火災発生状況	12	共通：14, 65, 80, 90
1-11 救急出動状況	13	共通：80, 90
1-12 危険物施設一覧	14	共通：66, 80, 90
1-13 須恵町ガス管理設箇所図	16	共通：11, 75
1-14 気象庁震度階級解説関連表	17	共通：19, 80/風水害・震災：4
1-15 須恵町防災会議条例	22	共通：37
1-16 須恵町災害対策本部条例	23	共通：53/原子力災害：25/ 事故：8, 69
1-17 須恵町議会災害対策本部設置要綱	24	共通：53/原子力災害：25/ 事故：8, 69
1-18 福岡県消防相互応援協定書	25	共通：65, 100/風水害・震災：32, 64, 66 /原子力災害：16/事故：8, 10, 16, 68
1-19 臨時ヘリポート一覧	28	共通：103, 129/風水害・震災：85/ 事故：68
1-20 防災無線一覧	28	共通：109/原子力災害：17
1-21 指定避難所一覧	29	共通：80, 90, 119/風水害・震災：58/ 原子力災害：19/事故：64
1-22 水防資材一覧表	30	共通：62
1-23 災害危険区域内の要配慮者利用施設一覧	31	共通：138/風水害・震災：12
1-24 指定文化財の状況	32	共通：71/風水害・震災：103
1-25 通信設備が優先利(使)用できる機関名	34	共通：110

※本編該当ページ一覧

2 応急対策計画

資料名	ページ	本編該当ページ
2-1 警報・注意報発表基準一覧表	35	共通：49,107／風水害・震災：1
2-2 風水害時、地震時における配備基準	36	共通：49
2-3 福岡県災害調査報告実施要綱	37	風水害・震災：17
2-4 災害に関する対策のための放送要請に関する協定	42	風水害・震災：24
2-5 緊急警報放送に関する確認	43	風水害・震災：24
2-6 放送要請について(様式)	44	風水害・震災：24
2-7 自衛隊災害派遣要請依頼書	45	風水害・震災：28／ 事故：1, 5, 8, 12, 23, 34, 49, 60
2-8 自衛隊災害派遣撤収依頼書	45	風水害・震災：31
2-9 災害派遣被要請部隊名	46	風水害・震災：28
2-10 災害派遣要請系統図	46	風水害・震災：28
2-11 災害救助法(抜粋)	47	共通：107／ 風水害・震災：40, 67, 73, 78, 86
2-12 災害救助法施行令(抜粋)	48	風水害・震災：40, 67, 78, 86
2-13 災害救助法施行令第1条第1項第3号の内閣府令 で定める特別の事情等を定める内閣府令(抜粋)	49	風水害・震災：42
2-14 福岡県災害救助法施行細則	50	風水害・震災：43, 67
2-15 福岡県災害救助法施行細則に基づく救助の程度等	53	共通：147／風水害・震災：104
2-16 緊急通行車両等事前届出書	60	共通：125／風水害・震災：84
2-17 緊急通行車両確認申請書	61	風水害・震災：84
2-18 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定	62	共通：147／風水害・震災：104

3 復旧計画

資料名	ページ	本編該当ページ
3-1 罹災証明交付申請書	64	風水害・震災：133
3-2 罹災証明書	66	風水害・震災：133

※本編該当ページ一覧

4 様式

資料名	ページ	本編該当ページ
4-1 様式第1号(災害概況即報)	68	風水害・震災：13, 17, 79
4-2 様式第2号の1(被害状況報告 即報・確定)	69	風水害・震災：13, 17, 79
4-3 様式第2号の2(福祉施設被害即報)	70	風水害・震災：17
4-4 様式第2号の3(救護を要する傷病者即報)	71	風水害・震災：17
4-5 様式第2号の4(商工被害状況即報)	72	風水害・震災：17
4-6 様式第2号の5(農業関係被害即報)	73	風水害・震災：17
4-7 様式第2号の6(山林[林地]被害状況 即報・詳報・確定 報告)	74	風水害・震災：17/ 事故：67
4-8 様式第2号の7(山林[治山施設]被害状況 即報・詳報・確定 報告)	75	風水害・震災：17/ 事故：67
4-9 様式第2号の8(山林[林道]被害状況 即報・詳報・確定 報告)	76	風水害・震災：17/ 事故：67
4-10 様式第2号の9(山林[森林]被害状況 即報・詳報・確定 報告)	77	風水害・震災：17/ 事故：67
4-11 様式第2号の10(山林[作業路・林産物・苗畑・林業施設]被害状況 即報・詳報・確定 報告)	78	風水害・震災：17/ 事故：67
4-12 様式第2号の11(水産被害状況 即報・詳報・確定 報告)	79	風水害・震災：17
4-13 様式第2号の12(漁港被害状況 即報・詳報・確定 報告)	80	風水害・震災：17
4-14 様式第2号の13(土木被害状況即報)	81	風水害・震災：17, 79
4-15 様式第2号の14(建築物被害状況即報)	82	風水害・震災：17, 79
4-16 様式第2号の15(都市施設等被害状況即報)	83	風水害・震災：17, 79
4-17 様式第2号の16(教育施設関係被害状況即報)	84	風水害・震災：17
4-18 様式第3号の1(衛生被害状況 詳報・確定 報告)	85	風水害・震災：17
4-19 様式第3号の2(商工被害状況 詳報・確定 報告)	86	風水害・震災：17
4-20 様式第3号の3(水稻被害状況 詳報・確定 報告(その1)初期の被害)	87	風水害・震災：17
4-21 様式第3号の4(水稻被害状況 詳報・確定 報告(その2)中後期の被害)	88	風水害・震災：17
4-22 様式第3号の5(水稻被害状況 詳報・確定 報告(その3)干害)	89	風水害・震災：17
4-23 様式第3号の6(農作物被害状況 詳報・確定 報告(水稻を除く))	90	風水害・震災：17
4-24 様式第3号の7(農業関係施設被害状況 詳報・確定 報告)	91	風水害・震災：17
4-25 様式第3号の8(樹体被害状況 詳報・確定 報告)	92	風水害・震災：17
4-26 様式第3号の9(畜産関係被害状況 詳報・確定 報告(その1))	93	風水害・震災：17
4-27 様式第3号の10(畜産関係被害状況 詳報・確定 報告(その2))	94	風水害・震災：17
4-28 様式第3号の11(畜産関係被害状況 詳報・確定 報告(その3))	95	風水害・震災：17

※本編該当ページ一覧

資料名	ページ	本編該当ページ
4-29 様式第3号の12(畜産関係被害状況 詳報・確定 報告(その4))	96	風水害・震災：17
4-30 様式第3号の13(農地農業用施設被害状況 詳報・確定 報告)	97	風水害・震災：17
4-31 様式第3号の14(農業関係非共同利用施設及び地方公共団体施設被害状況 詳報・確定 報告)	98	風水害・震災：17
4-32 様式第3号の15(農業共同組合及び農業共同連合会の在庫品被害状況 詳報・確定 報告)	99	風水害・震災：17
4-33 様式第3号の16(土木被害状況 詳報・確定 報告)	100	風水害・震災：17
4-34 様式第3号の17(建築物被害状況 詳報・確定 報告)	101	風水害・震災：17
4-35 様式第4号(被害額報告)	102	風水害・震災：74

5 緊急連絡先等

資料名	ページ	本編該当ページ
5-1 須恵町各課業務分担表	103	—
5-2 非常通信依頼先一覧表	104	事故：4, 15
5-3 防災関係機関通信窓口	105	共通：53, 100／風水害・震災：19
5-4 災害拠点病院一覧表	110	共通：116, 129

砂防指定地

溪流名	住所	告示年月日	告示番号	面積(ha)	指定方法
須恵川	大字佐谷	S23.5.20	93	1.56	線
須恵川	大字佐谷	S29.7.16	1266	14.17	線
須恵川	大字佐谷	S32.8.22	1010	2.42	線
観音谷川	大字佐谷	S37.10.18	2665	0.25	線・標柱
皿山川	大字上須恵	S37.10.18	2665	0.33	線・標柱
須恵川	大字佐谷	S39.3.4	379	11.55	線・標柱
中将川及び割石川	大字佐谷	S49.4.21	616	5.49	線
皿山川	大字上須恵	S49.5.23	801	5.50	線
城山川	大字須恵	S56.2.3	119	0.78	線・標柱
小計	9			42.05	

道路危険箇所

県土整備 事務所名	道路 種別	路線名	郡市	町村	字	施設管理 番号	総合評価	危険内容	対策工法
福岡	主地	筑紫野古賀	糟屋郡	須恵町	植木	A035G001	防災カルテ	擁壁	法枠＋アースアンカー
福岡	主地	飯塚大野城	糟屋郡	須恵町	佐谷	A060A005	防災カルテ	落石崩壊	モルタル吹付の更新
福岡	主地	飯塚大野城	糟屋郡	須恵町	佐谷	A060A021	防災カルテ	落石崩壊	モルタル吹付の更新
福岡	主地	飯塚大野城	糟屋郡	須恵町	佐谷	A060A025	防災カルテ	落石崩壊	吹付工
福岡	主地	飯塚大野城	糟屋郡	須恵町	佐谷	A060A031	防災カルテ	落石崩壊	モルタル吹付の補修
福岡	主地	飯塚大野城	糟屋郡	須恵町	佐谷	A060A041	防災カルテ	落石崩壊	モルタル吹付の補修、吹付工
福岡	主地	飯塚大野城	糟屋郡	須恵町	佐谷	A060A051	防災カルテ	落石崩壊	モルタル吹付の更新
福岡	主地	飯塚大野城	糟屋郡	須恵町	佐谷	A060A061	要対策	落石崩壊	モルタル吹付の更新、落石防護網工
福岡	主地	飯塚大野城	糟屋郡	須恵町	佐谷	A060A066	防災カルテ	落石崩壊	モルタル吹付の補修
福岡	主地	飯塚大野城	糟屋郡	須恵町	佐谷	A060A068	防災カルテ	落石崩壊	モルタル吹付の補修
福岡	主地	飯塚大野城	糟屋郡	須恵町	佐谷	A060A071	防災カルテ	落石崩壊	モルタル吹付の補修
福岡	主地	飯塚大野城	糟屋郡	須恵町	佐谷	A060A076	防災カルテ	落石崩壊	モルタル吹付の補修
福岡	主地	飯塚大野城	糟屋郡	須恵町	佐谷	A060A081	防災カルテ	落石崩壊	モルタル吹付の更新
福岡	主地	飯塚大野城	糟屋郡	須恵町	佐谷	A060A091	防災カルテ	落石崩壊	モルタル吹付の更新
福岡	主地	飯塚大野城	糟屋郡	須恵町	佐谷	A060A101	防災カルテ	落石崩壊	モルタル吹付の更新
福岡	主地	飯塚大野城	糟屋郡	須恵町	佐谷	A060A113	防災カルテ	落石崩壊	モルタル吹付の補修
福岡	主地	飯塚大野城	糟屋郡	須恵町	佐谷	A060A117	防災カルテ	落石崩壊	モルタル吹付の補修
福岡	主地	飯塚大野城	糟屋郡	須恵町	佐谷	A060A119	防災カルテ	落石崩壊	モルタル吹付の補修
福岡	主地	飯塚大野城	糟屋郡	須恵町	佐谷	A060A121	防災カルテ	落石崩壊	モルタル吹付の補修、転石除去
福岡	主地	飯塚大野城	糟屋郡	須恵町	佐谷	A060E001	防災カルテ	土石流	管理者に指導
福岡	主地	飯塚大野城	糟屋郡	須恵町	佐谷	A060F001	防災カルテ	盛土	擁壁の更新
福岡	主地	飯塚大野城	糟屋郡	須恵町	佐谷	A060F011	防災カルテ	盛土	法枠工
福岡	主地	飯塚大野城	糟屋郡	須恵町	佐谷	A060F031	防災カルテ	盛土	擁壁の更新
福岡	主地	飯塚大野城	糟屋郡	須恵町	佐谷	A060G021	防災カルテ	擁壁	法枠＋アースアンカー
福岡	主地	飯塚大野城	糟屋郡	須恵町	佐谷	A060G031	防災カルテ	擁壁	擁壁の設置
福岡	主地	飯塚大野城	糟屋郡	須恵町	佐谷	A060G035	防災カルテ	擁壁	法枠＋アースアンカー
福岡	主地	飯塚大野城	糟屋郡	須恵町	佐谷	A060G041	防災カルテ	擁壁	法枠＋アースアンカー
福岡	主地	志免須恵	糟屋郡	須恵町	須恵	A091G011	防災カルテ	擁壁	河川護岸の更新
福岡	主地	志免須恵	糟屋郡	須恵町	上須恵	A091G021	防災カルテ	擁壁	所有者に指導

崩壊土砂流出危険地区（国有林）

危険地区番号		位置		保全対象			備考	
		市町村	地区	市町村	大字	人家数		公共施設等
種類	数量							
344	1	糟屋郡須恵町	佐谷	28			県道	
344	2	糟屋郡須恵町	佐谷	54			県道	
344	3	糟屋郡須恵町	佐谷	80			国道	

崩壊土砂流出危険地区（民有林）

危険地区番号		位置			保全対象						危険度ランク	
		市町村	地区	市町村	大字	字	人家50戸以上	人家49～10戸	人家9～5戸	人家4戸以下		公共施設(道路除く)
344	1										糟屋郡須恵町	
344	2	糟屋郡須恵町	佐谷	大谷		10					県	A
344	3	糟屋郡須恵町	佐谷	大谷		16					県	A
344	4	糟屋郡須恵町	佐谷	大谷	68						県	A
344	5	糟屋郡須恵町	佐谷	観音谷	61					2	県	A
344	6	糟屋郡須恵町	佐谷	水上	118					2	県	A
344	7	糟屋郡須恵町	佐谷	水上	71					2	県	A
344	8	糟屋郡須恵町	上須恵	東ノ谷	233					5	他	A
344	9	糟屋郡須恵町	上須恵	東ノ谷	163					1	他	A
344	10	糟屋郡須恵町	上須恵	東ノ谷	163					1	他	A
344	11	糟屋郡須恵町	上須恵	東ノ谷	146					1	他	B
344	12	糟屋郡須恵町	上須恵	城山	435					2	他	A
344	13	糟屋郡須恵町	須恵	城山	123						他	A
344	14	糟屋郡須恵町	須恵	城山	431					3	県	B
344	15	糟屋郡須恵町	植木	大谷					2	1	他	A
344	16	糟屋郡須恵町	植木	大谷						1	他	B
344	17	糟屋郡須恵町	植木	柳坂		10					県	B
344	18	糟屋郡須恵町	植木	柳坂		34					他	B

山腹崩壊危険地区（民有林）

危険地区番号		位置			保全対象						危険度ランク	
		市町村	地区	市町村	大字	字	人家50戸以上	人家49～10戸	人家9～5戸	人家4戸以下		公共施設(道路除く)
344	1										糟屋郡須恵町	
344	2	糟屋郡須恵町	佐谷	観音谷			5				他	C
344	3	糟屋郡須恵町	佐谷	観音谷			6				他	C
344	4	糟屋郡須恵町	佐谷	シライシ			8				他	C
344	5	糟屋郡須恵町	佐谷	梅ヶ浦		12					他	A
344	6	糟屋郡須恵町	上須恵	東原			7				他	C
344	7	糟屋郡須恵町	須恵	城山	149						他	A

土砂災害(特別)警戒区域一覽【土石流】

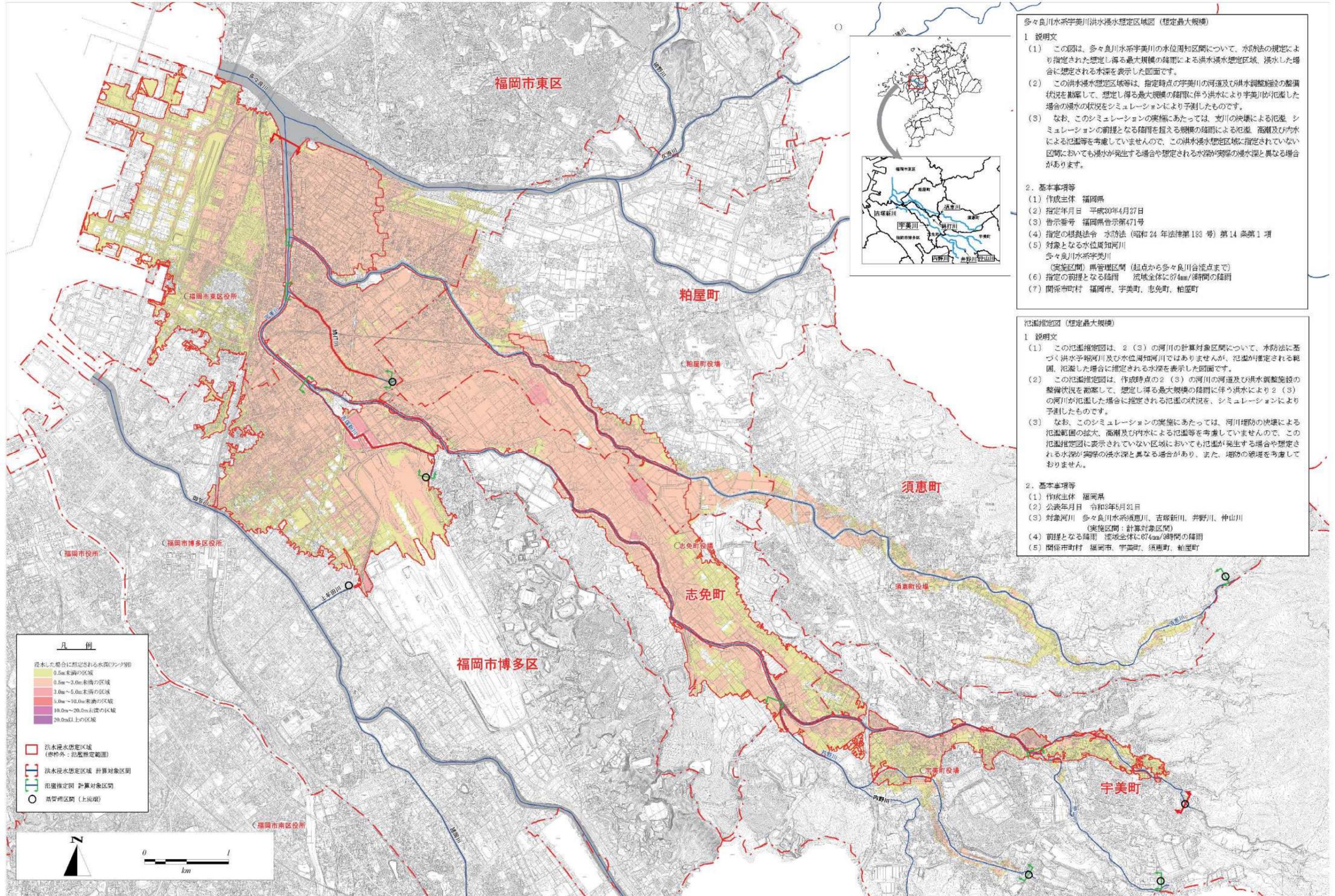
区域の番号	自然現象の種類	区域の名称	所在地	旧危険箇所番号	特別警戒区域		警戒区域面積(m ²)	特別警戒区域面積(m ²)	告示指定日	告示番号
					人家					
344-D-001	土石流	シノウケ谷川1	糟屋郡須恵町大字佐谷及び宇美町大字宇美	344-II-001			179,538	0	H22.10.29	1706
344-D-002	土石流	シノウケ谷川2	糟屋郡須恵町大字佐谷及び宇美町大字宇美	344-II-002	○		22,390	11,007	H22.10.29	1706
344-D-003	土石流	佐谷沢1	糟屋郡須恵町大字佐谷	344-II-003	○		14,412	947	H22.10.29	1706
344-D-004	土石流	佐谷沢2	糟屋郡須恵町大字佐谷	344-II-004	○		135,413	427	H22.10.29	1706
344-D-005	土石流	観音谷川1	糟屋郡須恵町大字佐谷	344-I-001	○	○	69,496	6,017	H22.10.29	1706
344-D-006	土石流	観音谷川2	糟屋郡須恵町大字佐谷	344-II-005	○		63,665	3,921	H22.10.29	1706
344-D-007	土石流	観音谷川3	糟屋郡須恵町大字佐谷	344-I-002	○		13,162	2,226	H22.10.29	1706
344-D-008	土石流	栗原谷	糟屋郡須恵町大字佐谷	344-II-006	○		7,982	463	H22.10.29	1706
344-D-009	土石流	白石沢1	糟屋郡須恵町大字佐谷	344-I-003	○		4,733	183	H22.10.29	1706
344-D-010	土石流	白石沢2	糟屋郡須恵町大字佐谷	344-I-004	○	○	3,182	823	H22.10.29	1706
344-D-011	土石流	中島谷川1	糟屋郡須恵町大字佐谷	344-I-005	○		25,349	48	H22.10.29	1706
344-D-012	土石流	中島谷川2	糟屋郡須恵町大字佐谷	344-I-006	○		55,028	1,481	H22.10.29	1706
344-D-013	土石流	中島谷川3	糟屋郡須恵町大字佐谷	344-I-007	○		52,600	45	H22.10.29	1706
344-D-014	土石流	中島谷川4	糟屋郡須恵町大字佐谷	344-I-008	○		46,121	232	H22.10.29	1706
344-D-015	土石流	中島谷川5	糟屋郡須恵町大字佐谷	344-I-009			29,360	0	H22.10.29	1706
344-D-016	土石流	平原沢	糟屋郡須恵町大字佐谷及び上須恵	344-I-010	○		71,854	272	H22.10.29	1706
344-D-017	土石流	平原谷	糟屋郡須恵町大字佐谷及び上須恵	344-I-011	○	○	67,765	3,948	H22.10.29	1706
344-D-018	土石流	上須恵沢	糟屋郡須恵町大字上須恵	344-I-012	○	○	142,124	4,326	H22.10.29	1706
344-D-019	土石流	東ノ谷川	糟屋郡須恵町大字上須恵	344-I-013	○		128,433	580	H22.10.29	1706
344-D-020	土石流	皿山川1	糟屋郡須恵町大字上須恵	344-I-014	○		129,847	4,907	H22.10.29	1706
344-D-021	土石流	皿山川2	糟屋郡須恵町大字上須恵	344-I-015	○		156,467	2,643	H22.10.29	1706
344-D-022	土石流	皿山川3	糟屋郡須恵町大字上須恵	344-I-016	○		95,399	88	H22.10.29	1706
344-D-023	土石流	皿山川4	糟屋郡須恵町大字上須恵	344-I-017	○		75,936	64	H22.10.29	1706
344-D-024	土石流	皿山川5	糟屋郡須恵町大字上須恵	344-II-007			76,489	0	H22.10.29	1706
344-D-025	土石流	皿山川6	糟屋郡須恵町大字上須恵	344-I-018	○		95,795	400	H22.10.29	1706
344-D-026	土石流	藤浦川	糟屋郡須恵町大字上須恵及び大字須恵	344-I-019	○		206,291	804	H22.10.29	1706
344-D-027	土石流	城山谷	糟屋郡須恵町大字須恵	344-I-020	○		44,076	586	H22.10.29	1706
344-D-028	土石流	須恵東谷	糟屋郡須恵町大字須恵	344-I-021	○		37,761	610	H22.10.29	1706
344-D-029	土石流	城山沢	糟屋郡須恵町大字須恵	344-I-022	○		6,876	92	H22.10.29	1706
344-D-030	土石流	榑木谷	糟屋郡須恵町大字榑木	344-II-008	○		120,503	280	H22.10.29	1706
344-D-031	土石流	下柳坂谷	糟屋郡須恵町大字榑木	344-I-023	○		33,605	346	H22.10.29	1706
344-D-032	土石流	長谷	糟屋郡須恵町大字榑木	344-I-024	○		34,207	2,349	H22.10.29	1706
344-D-033	土石流	長谷沢	糟屋郡須恵町大字榑木	344-I-025	○		11,777	166	H22.10.29	1706
344-D-034	土石流	中園谷	糟屋郡須恵町大字上須恵	344-III-005			5,730	0	H26.3.7	187
344-D-035	土石流	栗原沢3	糟屋郡須恵町大字佐谷	344-III-004	○	○	62,895	23,748	H26.3.7	187
344-D-036	土石流	栗原沢2	糟屋郡須恵町大字佐谷	344-III-003	○		48,586	5,124	H26.3.7	187
344-D-037	土石流	栗原沢1	糟屋郡須恵町大字佐谷	344-III-002	○		11,328	129	H26.3.7	187
344-D-038	土石流	山口谷	糟屋郡須恵町大字佐谷	344-III-001	○		13,561	583	H26.3.7	187

土砂災害(特別)警戒区域一覽【急傾斜地の崩壊】

区域の番号	自然現象の種類	区域の名称	所在地	旧危険箇所番号	特別警戒区域 人家	最大高 さ(m)	最大勾 配(°)	警戒区域 面積(m ²)	特別警戒区 域面積(m ²)	告示指定日	告示 番号
344-K-001	急傾斜の崩壊	山口	糟屋郡須恵町大字佐谷	344-II-021N	○	24.0	39.0	5,323	1,710	H22.10.29	1706
344-K-002	急傾斜の崩壊	観音谷(c)	糟屋郡須恵町大字佐谷	344-II-020N	○	15.0	53.0	4,000	1,025	H22.10.29	1706
344-K-003	急傾斜の崩壊	観音谷(d)	糟屋郡須恵町大字佐谷	344-II-019N	○	35.0	53.0	12,397	5,128	H22.10.29	1706
344-K-004	急傾斜の崩壊	観音谷(a)	糟屋郡須恵町大字佐谷	344-I-021N	○	33.0	39.0	9,576	3,741	H22.10.29	1706
344-K-005	急傾斜の崩壊	花園(b)	糟屋郡須恵町大字佐谷	344-II-026N	○	10.0	42.0	3,395	1,059	H22.10.29	1706
344-K-006	急傾斜の崩壊	花園(a)	糟屋郡須恵町大字佐谷	344-II-025N	○	29.0	39.0	9,210	3,309	H22.10.29	1706
344-K-007	急傾斜の崩壊	古添	糟屋郡須恵町大字佐谷	344-II-024N	○	36.0	44.0	9,320	4,842	H22.10.29	1706
344-K-008	急傾斜の崩壊	古の添	糟屋郡須恵町大字佐谷	344-I-024N	○	11.0	61.0	6,226	0	H22.10.29	1706
344-K-009	急傾斜の崩壊	白石(a)	糟屋郡須恵町大字佐谷	344-II-023N	○	17.0	44.0	8,269	3,222	H22.10.29	1706
344-K-010	急傾斜の崩壊	中島(c)	糟屋郡須恵町大字佐谷	344-II-018A	○	16.0	48.0	1,581	504	H22.10.29	1706
344-K-011	急傾斜の崩壊	中島(b)	糟屋郡須恵町大字佐谷	344-II-017N	○	20.0	45.0	1,938	648	H22.10.29	1706
344-K-012	急傾斜の崩壊	中島(a)	糟屋郡須恵町大字佐谷	344-II-016N	○	24.0	47.0	11,687	3,819	H22.10.29	1706
344-K-013	急傾斜の崩壊	平原(b)	糟屋郡須恵町大字佐谷	344-I-019N	○	29.0	37.0	13,323	4,887	H22.10.29	1706
344-K-014	急傾斜の崩壊	平原(a)	糟屋郡須恵町大字佐谷及び大字上須恵	344-I-017N	○	18.0	42.0	4,631	1,450	H22.10.29	1706
344-K-015	急傾斜の崩壊	川原(a)	糟屋郡須恵町大字上須恵	344-I-016A	○	7.0	57.0	1,409	166	H22.10.29	1706
344-K-016	急傾斜の崩壊	上川原(a)	糟屋郡須恵町大字上須恵	344-I-015N	○	10.0	55.0	1,517	0	H22.10.29	1706
344-K-017	急傾斜の崩壊	上川原(b)	糟屋郡須恵町大字上須恵	344-II-013A	○	7.0	39.0	546	103	H22.10.29	1706
344-K-018	急傾斜の崩壊	南米里	糟屋郡須恵町大字上須恵	344-I-014N	○	12.0	61.0	2,519	518	H22.10.29	1706
344-K-019	急傾斜の崩壊	南米里(b)	糟屋郡須恵町大字上須恵	344-I-012A	○	12.0	42.0	4,706	1,374	H22.10.29	1706
344-K-020	急傾斜の崩壊	南米里(d)	糟屋郡須恵町大字上須恵	344-II-012A	○	9.0	45.0	1,039	50	H22.10.29	1706
344-K-021	急傾斜の崩壊	中園(b)	糟屋郡須恵町大字上須恵	344-II-015N	○	23.0	51.0	5,229	1,654	H22.10.29	1706
344-K-022	急傾斜の崩壊	中園(a)	糟屋郡須恵町大字上須恵	344-II-014N	○	22.0	42.0	1,902	618	H22.10.29	1706
344-K-023	急傾斜の崩壊	東干田(b)	糟屋郡須恵町大字上須恵	344-I-007N	○	8.0	30.0	738	146	H22.10.29	1706
344-K-024	急傾斜の崩壊	東干田(d)	糟屋郡須恵町大字上須恵	344-I-011A	○	7.0	53.0	1,043	104	H22.10.29	1706
344-K-025	急傾斜の崩壊	東干田(f)	糟屋郡須恵町大字上須恵	344-II-010N	○	7.0	39.0	1,283	255	H22.10.29	1706
344-K-026	急傾斜の崩壊	東干田(e)	糟屋郡須恵町大字上須恵	344-II-011N	○	6.0	59.0	803	108	H22.10.29	1706
344-K-028	急傾斜の崩壊	東干田(a)	糟屋郡須恵町大字上須恵	344-I-009N	○	5.0	49.0	1,080	154	H22.10.29	1706
344-K-029	急傾斜の崩壊	新原	糟屋郡須恵町大字新原及び大字上須恵	344-I-008A	○	7.0	74.0	2,993	0	H22.10.29	1706
344-K-030	急傾斜の崩壊	佛の浦	糟屋郡須恵町大字旅石	344-I-022A	○	5.0	44.0	1,547	0	H22.10.29	1706
344-K-031	急傾斜の崩壊	旅石	糟屋郡須恵町大字旅石及び字美町光正寺3丁目	344-I-023A	○	10.0	48.0	6,429	985	H22.10.29	1706
344-K-032	急傾斜の崩壊	香番田	糟屋郡須恵町大字須恵	344-II-009A	○	8.0	40.0	1,916	242	H22.10.29	1706
344-K-034	急傾斜の崩壊	岩崎	糟屋郡須恵町大字須恵	344-I-001N	○	16.0	65.0	4,534	1,394	H22.10.29	1706
344-K-035	急傾斜の崩壊	城山(b)	糟屋郡須恵町大字須恵	344-I-002A	○	7.0	67.0	6,908	778	H22.10.29	1706
344-K-036	急傾斜の崩壊	城山(c)	糟屋郡須恵町大字須恵	344-I-004A	○	8.0	58.0	4,632	0	H22.10.29	1706
344-K-037	急傾斜の崩壊	藤浦	糟屋郡須恵町大字須恵	344-I-006N	○	29.0	49.0	9,189	2,856	H22.10.29	1706
344-K-038	急傾斜の崩壊	城山(a)	糟屋郡須恵町大字須恵	344-I-005N	○	5.0	35.0	410	59	H22.10.29	1706
344-K-039	急傾斜の崩壊	城山(e)	糟屋郡須恵町大字須恵	344-II-007N	○	9.0	38.0	3,131	878	H22.10.29	1706
344-K-040	急傾斜の崩壊	城山(d)	糟屋郡須恵町大字須恵	344-II-006N	○	6.0	30.0	483	66	H22.10.29	1706
344-K-041	急傾斜の崩壊	赤坂(a)	糟屋郡須恵町大字須恵	344-II-005N	○	12.0	71.0	4,653	990	H22.10.29	1706
344-K-042	急傾斜の崩壊	大塚(b)	糟屋郡須恵町大字榑木	344-II-003N	○	13.0	36.0	3,342	997	H22.10.29	1706
344-K-043	急傾斜の崩壊	ヒハノ原(b)	糟屋郡須恵町大字榑木	344-II-002A	○	6.0	39.0	1,218	0	H22.10.29	1706
344-K-044	急傾斜の崩壊	松ヶ浦新4	糟屋郡須恵町大字須恵	344-NK-015	○	9.0	90.0	1,087	209	H25.3.19	416

区域の番号	自然現象の種類	区域の名称	所在地	旧危険箇所番号	特別警戒区域		最大高さ(m)	最大勾配(°)	警戒区域面積(m ²)	特別警戒区域面積(m ²)	告示指定日	告示番号
					〇	〇						
344-K-045	急傾斜の崩壊	松ヶ浦新3	糟屋郡須恵町大字須恵	344-NK-003			7.0	90.0	399	0	H25.3.19	416
344-K-047	急傾斜の崩壊	大塚(a)-1	糟屋郡須恵町大字植木	344-I-003N-1			10.1	38.9	1,522	0	H26.3.7	187
344-K-048	急傾斜の崩壊	大塚(a)-2	糟屋郡須恵町大字植木	344-I-003N-2	〇		16.5	46.1	3,205	396	H26.3.7	187
344-K-049	急傾斜の崩壊	大塚(a)-3	糟屋郡須恵町大字植木	344-I-003N-3			9.0	43.0	1,262	0	H26.3.7	187
344-K-050	急傾斜の崩壊	植木2	糟屋郡須恵町大字植木	344-NK-014			6.0	46.0	2,661	0	H26.3.7	187
344-K-051	急傾斜の崩壊	植木1	糟屋郡須恵町大字植木及び大字須恵	344-NK-013	〇	〇	5.0	37.0	500	68	H26.3.7	187
344-K-052	急傾斜の崩壊	仏生-1	糟屋郡須恵町大字須恵	344-III-002N-1	〇		8.0	49.0	560	118	H26.3.7	187
344-K-053	急傾斜の崩壊	仏生-2	糟屋郡須恵町大字須恵	344-III-002N-2	〇		9.0	54.0	1,861	399	H26.3.7	187
344-K-055	急傾斜の崩壊	須恵3-2	糟屋郡須恵町大字須恵	344-NK-011-2			7.0	45.0	805	0	H26.3.7	187
344-K-056	急傾斜の崩壊	須恵2-1	糟屋郡須恵町大字新原	344-NK-009-1	〇		9.0	46.0	2,209	246	H26.3.7	187
344-K-057	急傾斜の崩壊	須恵2-2	糟屋郡須恵町大字新原	344-NK-009-2	〇		8.0	36.3	1,685	361	H26.3.7	187
344-K-058	急傾斜の崩壊	須恵2-3	糟屋郡須恵町大字新原	344-NK-009-3			5.0	90.0	695	0	H26.3.7	187
344-K-059	急傾斜の崩壊	須恵1	糟屋郡須恵町大字新原	344-NK-008			8.0	38.0	5,241	0	H26.3.7	187
344-K-060	急傾斜の崩壊	上須恵4	糟屋郡須恵町大字上須恵	344-NK-007	〇	〇	8.0	32.0	917	182	H26.3.7	187
344-K-061	急傾斜の崩壊	上須恵3	糟屋郡須恵町大字上須恵	344-NK-006	〇		7.0	32.0	1,034	170	H26.3.7	187
344-K-062	急傾斜の崩壊	上須恵2	糟屋郡須恵町大字上須恵	344-NK-005			20.0	50.0	2,881	0	H26.3.7	187
344-K-063	急傾斜の崩壊	上須恵1	糟屋郡須恵町大字上須恵及び大字佐谷	344-NK-004	〇	〇	15.0	62.0	9,712	2,474	H26.3.7	187
344-K-064	急傾斜の崩壊	川原(b)-2	糟屋郡須恵町大字上須恵	344-III-003N-2			8.0	55.0	423	0	H26.3.7	187
344-K-065	急傾斜の崩壊	川原(b)-1	糟屋郡須恵町大字上須恵	344-III-003N-1	〇		14.9	45.5	1,433	206	H26.3.7	187
344-K-066	急傾斜の崩壊	中島(d)-2	糟屋郡須恵町大字佐谷	344-III-006N-2	〇		13.0	51.0	5,133	1,427	H26.3.7	187
344-K-067	急傾斜の崩壊	中島(d)-1	糟屋郡須恵町大字佐谷	344-III-006N-1	〇		23.6	51.9	6,337	1,822	H26.3.7	187
344-K-068	急傾斜の崩壊	中島(f)-1	糟屋郡須恵町大字佐谷	344-III-004N-1	〇		17.0	47.0	6,064	1,862	H26.3.7	187
344-K-069	急傾斜の崩壊	中島(f)-2	糟屋郡須恵町大字佐谷	344-III-004N-2	〇		13.4	57.4	1,996	579	H26.3.7	187
344-K-070	急傾斜の崩壊	中島(f)-3	糟屋郡須恵町大字佐谷	344-III-004N-3	〇		18.8	40.8	1,586	473	H26.3.7	187
344-K-071	急傾斜の崩壊	中島(e)-1	糟屋郡須恵町大字佐谷	344-III-005N-1	〇		12.0	52.0	1,723	398	H26.3.7	187
344-K-072	急傾斜の崩壊	中島(e)-2	糟屋郡須恵町大字佐谷	344-III-005N-2	〇		13.3	53.5	1,802	465	H26.3.7	187
344-K-073	急傾斜の崩壊	中島(e)-4	糟屋郡須恵町大字佐谷	344-III-005N-4	〇		16.0	47.0	10,271	3,029	H26.3.7	187
344-K-074	急傾斜の崩壊	中島(e)-3	糟屋郡須恵町大字佐谷	344-III-005N-3	〇		10.6	41.0	885	281	H26.3.7	187
344-K-075	急傾斜の崩壊	白石(b)-1	糟屋郡須恵町大字佐谷	344-III-007N-1	〇		18.0	51.0	8,421	2,193	H26.3.7	187
344-K-076	急傾斜の崩壊	白石(b)-2	糟屋郡須恵町大字佐谷	344-III-007N-2	〇		13.0	40.0	1,746	534	H26.3.7	187
344-K-077	急傾斜の崩壊	観音谷(e)-2	糟屋郡須恵町大字佐谷	344-III-008N-2	〇		12.0	42.0	1,258	384	H26.3.7	187
344-K-078	急傾斜の崩壊	観音谷(e)-1	糟屋郡須恵町大字佐谷	344-III-008N-1	〇		15.0	45.0	3,051	922	H26.3.7	187
344-K-079	急傾斜の崩壊	花園(c)-1	糟屋郡須恵町大字佐谷	344-III-009N-1	〇		21.0	40.0	4,894	1,617	H26.3.7	187
344-K-080	急傾斜の崩壊	花園(c)-2	糟屋郡須恵町大字佐谷	344-III-009N-2	〇		13.0	49.0	520	154	H26.3.7	187
344-K-081	急傾斜の崩壊	花園(c)-3	糟屋郡須恵町大字佐谷	344-III-009N-3	〇		9.0	54.0	937	251	H26.3.7	187
344-K-082	急傾斜の崩壊	花園(c)-4	糟屋郡須恵町大字佐谷	344-III-009N-4			8.0	70.0	1,139	0	H26.3.7	187
344-K-083	急傾斜の崩壊	花園(c)-5	糟屋郡須恵町大字佐谷	344-III-009N-5	〇		9.0	52.0	1,557	351	H26.3.7	187
344-K-084	急傾斜の崩壊	立花寺	糟屋郡須恵町大字佐谷	344-III-010N	〇		13.0	61.0	4,651	1,108	H26.3.7	187
344-K-085	急傾斜の崩壊	豆塚-1	糟屋郡須恵町大字植木	344-III-001N-1	〇		9.0	67.0	1,869	61	H27.2.20	131
344-K-086	急傾斜の崩壊	豆塚-3	糟屋郡須恵町大字植木	344-III-001N-3			7.0	90.0	1,394	0	H27.2.20	131
344-K-087	急傾斜の崩壊	松ヶ浦	糟屋郡須恵町大字須恵	344-II-004N	〇	〇	7.0	90.0	1,987	196	R1.8.20	229

多々良川水系宇美川洪水浸水想定区域図、氾濫推定図(想定最大規模)



多々良川水系宇美川洪水浸水想定区域図(想定最大規模)

1 説明文

- (1) この図は、多々良川水系宇美川の水位周知区間について、水防法の規定により指定された想定し得る最大規模の降雨による洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深を表示した図面です。
- (2) この洪水浸水想定区域等は、指定時点の宇美川の河道及び洪水調整施設の整備状況を勘案して、想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水により宇美川が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより予測したものです。
- (3) なお、このシミュレーションの実施にあたっては、支川の決壊による氾濫、シミュレーションの前段となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この洪水浸水想定区域に指定されていない区域においても浸水が発生する場合や想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。

2. 基本事項等

- (1) 作成主体 福岡県
- (2) 指定年月日 平成30年4月27日
- (3) 告示番号 福岡県告示第471号
- (4) 指定の根拠法令 水防法(昭和24年法律第188号)第14条第1項
- (5) 対象となる水位周知河川 多々良川水系宇美川
(実施区間) 県管理区間(起点から多々良川合流点まで)
- (6) 指定の前段となる降雨 流域全体に674mm/3時間の降雨
- (7) 関係市町村 福岡市、宇美町、志免町、粕屋町

氾濫推定図(想定最大規模)

1 説明文

- (1) この氾濫推定図は、2(3)の河川の計算対象区間について、水防法に基づく洪水予報河川及び水位周知河川ではありませんが、氾濫が推定される範囲、氾濫した場合に推定される水深を表示した図面です。
- (2) この氾濫推定図は、作成時点の2(3)の河川の河道及び洪水調整施設の整備状況を勘案して、想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水により2(3)の河川が氾濫した場合に推定される氾濫の状況をシミュレーションにより予測したものです。
- (3) なお、このシミュレーションの実施にあたっては、河川堤防の決壊による氾濫範囲の拡大、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この氾濫推定図に表示されていない区域においても氾濫が発生する場合や想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。また、堤防の破壊を考慮していません。

2. 基本事項等

- (1) 作成主体 福岡県
- (2) 公表年月日 令和3年5月31日
- (3) 対象河川 多々良川水系須恵川、吉塚新川、井野川、神山川
(実施区間) 計算対象区間
- (4) 前段となる降雨 流域全体に674mm/3時間の降雨
- (5) 関係市町村 福岡市、宇美町、須恵町、粕屋町

凡 例

浸水した場合に想定される水深ランク別

- 0.5m未満の区域
- 0.5m～3.0m未満の区域
- 3.0m～5.0m未満の区域
- 5.0m～10.0m未満の区域
- 10.0m～20.0m未満の区域
- 20.0m以上の区域

□ 洪水浸水想定区域
(赤枠外: 氾濫推定範囲)

□ 洪水浸水想定区域 計算対象区間

□ 氾濫推定図 計算対象区間

○ 県管理区間(上流端)

須恵町 防災

ハザードマップ

保存版
令和4年3月作成

【緊急連絡先】
須恵町役場……………092-932-1151
柏屋南部消防本部…092-935-5111
柏屋警察署……………092-939-0110
九州電力……………0120-986-204

【災害時の情報伝達先】
火事・救急は…119
事件・事故は…110

【町からの情報】
須恵町公式WEBサイト
須恵町
https://www.town.sue.fukuoka.jp/
LINE 須恵町 LINE公式アカウント

■防災無線テレホンサービス…防災情報等を電話で確認することができます。
0120-8940-55

■NTT災害用伝言ダイヤル…災害時の家族等への連絡にご利用ください。

災害の発生により、被災地への通信が増加し、つながりにくい状況になった場合に提供が開始されます。

171にダイヤルし、音声ガイダンスに沿ってダイヤルしてください。

録音1: 被災地の方へお電話する電話番号を指定し、メッセージを録音します。(30秒以内)

再生2: 録音したメッセージを再生します。

※伝言の保存期間は録音してから2日(48時間)です。保存期間を経過した時点で自動的に消去されます。
詳しくは、http://www.ntt-west.co.jp/dengon/

■防災メール配信システム…防災情報等をあなたにお知らせします。

防災メール まもるん 福岡県が提供する防災情報等のメール配信システムです。携帯電話やパソコンに、防災に関する情報や地域の安全情報等をお知らせします。登録は無料です。(※住所は利用者に登録)

【登録方法】
①空メール送信
送信先 / mamoru@bousaimobile.pref.fukuoka.lg.jp
②HPから登録
アドレス / http://www.bousaimobile.pref.fukuoka.lg.jp/
【お問合せ先】
福岡県総務部防災危機管理防災企画課 電話092-643-3114

■防災気象情報の伝達経路

気象庁 → 福岡県 → 須恵町 → 市民の方へ

インターネット: 気象庁ホームページ、福岡県防災ホームページ、福岡県防災メール(まもるん)など
テレビ・ラジオ: アナログ放送、ケーブルテレビ、ラジオなど
電話: 須恵町役場、警察・消防、国土交通省、福岡県などの防災関係機関
その他: 防災無線(戸別受信機、外部スピーカー)など

■防災気象情報の入手先

インターネットからの情報

- 福岡県 防災ホームページ: https://www.bousai.pref.fukuoka.jp/
- 福岡県 総合防災情報: http://doboku-bousai.pref.fukuoka.lg.jp/info/topmenu
- 気象庁 警報・注意報: https://www.jma.go.jp/bosai/warning/
- 気象庁 ナウキャスト: https://www.jma.go.jp/bosai/nowcast/
- キキクル(危険度分布): https://www.jma.go.jp/bosai/risk/

スマートフォンからの情報

- NHK ニュース・防災: NHK 防災アプリ
- Yahoo! 防災速報: ヤフー 防災アプリ

テレビ(データ放送)からの情報

地上デジタル放送対応のテレビでは、リモコンの【d】ボタンを押すことで天気予報や災害に関する情報を確認することができます。
NHKや民放各局で配信されており、河川水位や雨量の状況も知ることができます。

土砂災害

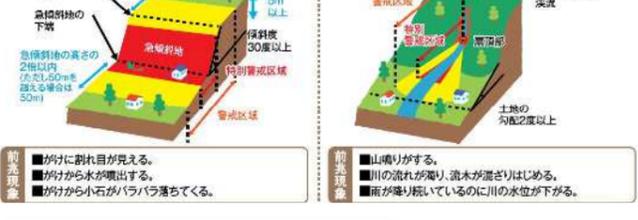
土砂災害防止法について

土砂災害警戒区域(イエローゾーン)
がけ崩れや土石流等の土砂災害が発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生ずると認められる土地の区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われます。

土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)
がけ崩れや土石流等の土砂災害が発生した場合に、建築物に損壊が生じ、住民等の生命または身体に著しい危害が生ずると認められる土地の区域で、特定の開発行為の制限、建築物の構造規制等が行われます。

急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)
斜面の地表に近い部分が、雨水の浸透や地盤などでゆるみ、突然崩れ落ちる現象です。

土石流
山麓や川底の石、土砂が大雨や集中豪雨などによって、一気に下流へと押し流される現象です。



土砂災害警戒情報【警戒レベル4相当】

大雨警報発表後も雨が降り続き、土砂災害の発生危険性が高まったときに、福岡県と福岡管区気象台が共同で土砂災害警戒情報を発表します。

土砂災害警戒情報が発表されたときは、いつ土砂災害が起きてもおかしくないという非常に危険な状態です。
情報は市町村単位で発表されるので、住民の皆さんの自主避難の判断に活用できます。



洪水

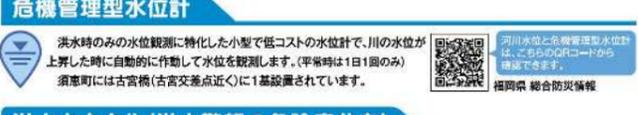
氾濫の種類

外水氾濫
本流から水があふれて起きる浸水などの氾濫

内水氾濫
水路などから水があふれて起きる浸水など

大雨によって川の水位が増え、水位が上昇し始める。堤防がいっぱいに水が増え、堤防を越えて水があふれたり、堤防が決壊したりして、周辺が浸水する。

平地に降った雨は、側溝や水路などを通して川に排水される。側溝や水路の排水能力を超える大雨が降ると、側溝や水路から水があふれて浸水する。



洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)

中小河川の洪水災害発生危険度の高まりを、5段階に色分けして示した情報です。避難に係る時間を考慮して、3時間先までの雨の予測値(10分ごとに更新)を用いており、洪水警報が発表されたときに、どこで危険度が高まっているかを把握することができます。

危険度分布の目安:
 極めて危険
 非常に危険(警戒レベル4相当)
 警戒(警戒レベル3相当)
 注意(警戒レベル2相当)
 今後の情報に留意

日頃の備え(自助・共助)

日頃の備え【自助】 家族防災会議をして、我が家の安全対策を確認しましょう。

家族で防災会議
災害は家族が一緒にいるときに起こるとは限りません。いざというときに、あわてず行動できるように家族で普段から話し合っておきましょう。また、災害に備えて家の中と外をチェックし、危険な箇所を早めに改善するようにしましょう。

CHECK! 話し合いたい項目
 ●家の付近の浸水状況や、土砂災害のおそれのある箇所の確認
 ●災害が起こった時の身の守り方
 ●家族間の連絡方法と、最終的に出会う場所
 ●災害別の避難行動(避難所とそこに行くまでの経路)

非常持出品・備品リスト

非常持出品・備品の準備は防災対策の基本です。リストを参考に、家族構成に合わせて準備しましょう。また、食品の賞味期限や電化製品の故障がないかを定期的にチェックすることも忘れずにしましょう。

非常持出品	非常備品
<ul style="list-style-type: none"> 携帯ラジオ 懐中電灯 緊急医薬品 貴重物品 その他 	<ul style="list-style-type: none"> 飲料水 非常食 調理器具 その他

ローリングストック法
非常持出品・備品などで保管する非常食などを、定期的に消費し、その分をあらためて補充することで、「食べながら備蓄する」ということができます。

日頃の備え【共助】

地域防災力 自主防災組織で地域を守るため、日頃からつながりを深めましょう。

地域の防災力
 自助: 自分自身や家族、財産を守るための活動
 共助: 地域や近隣の人が互いに協力し合う活動
 公助: 消防、警察、行政、公益企業が実施する救助・援助活動

自主防災組織で地域を守る
 自主防災組織とは、地域のみなさんが災害に対して協力し合う組織です。須恵町では、各行政区に自主防災組織が結成されています。

平常時の活動
 ●みんなで学ぼう! …… 防災に関する知識を身につけましょう。
 ●地域を点検しよう! …… 避難経路に危険な場所がないか点検しましょう。
 ●訓練をしよう! …… 初期消火訓練 | 避難所の開設・運営訓練 | 避難者の誘導訓練

災害時の活動
 ●初期消火活動 …… 身の安全を確保し、消火器などを用いた初期消火の実施
 ●避難誘導支援 …… 高齢者や障がいのある人などへの避難誘導の支援
 ●救出・救護活動 …… 身の安全を確保し、被災者の救出や救護活動の支援
 ●情報の収集・伝達 …… 災害に関する正しい情報を収集・伝達
 ●避難所での支援 …… 水や食料などの配給支援や炊き出しなどの活動支援

災害時に特別な配慮を要する人への支援
 高齢者や障がいのある人など、災害時に特に配慮を要する人は、地域のみなさんの支援が必要です。

高齢者・病気の人の支援:
 ●背負う(または担架、リッカーなどを利用する)などして安全な場所まで避難しましょう。
 ●懐電の介助者で対応しましょう。

車いすを利用している人の支援:
 ●どのように介助したらいいか、本人に確認しましょう。
 ●階段では2人以上が必要ですが、上りは前向き、下りは後ろ向きにして移動しましょう。

目の不自由な人の支援:
 ●声をかけ、情報を伝えます。
 ●誘導する場合は、杖を持った人の手には触れず、目のあたりを軽く持って、半歩前進をゆっくり歩きましょう。

耳の不自由な人の支援:
 ●話すときは、口をハッキリと開け、相手にわかりやすいように話しましょう。
 ●手話、筆談、身振りなどの方法で正確な情報を伝えます。

避難について

5段階の警戒レベル

警戒レベル	状況	住民が取るべき行動	行動を促す情報
警戒レベル5	災害発生又は初速	命の危険 直ちに安全確保!	緊急安全確保*
警戒レベル4	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示①
警戒レベル3	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難②	高齢者等避難
警戒レベル2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	大雨・洪水・高潮注意報(気象庁)
警戒レベル1	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報(気象庁)

平時に確認 ■台風・豪雨時に備えてハザードマップと一緒に「避難行動判定フロー」を確認しましょう

「自らの命は自らが守る」意識を持ち、自宅の災害リスクととるべき行動を確認しましょう。

避難行動判定フロー

1. あなたがとるべき避難行動は? 必ず取り組みましょう。

ハザードマップで自分の家がどこにあるか確認し、印をつけておきましょう。

家がどこにあるか確認して、印をつけておきましょう。

危険な状況があるとき、原則として、立ち退き(自宅の外へ避難)が必要ですが、

ご自身または一緒に避難する方は避難に時間がかかりますか?

安全な場所に任せて身を寄せられる親戚や知人はいますか?

2. 必要な物資や情報は何を揃えておくべきか?

3. 避難経路を確認し、危険な場所を避けましょう。

4. 避難先を確認し、避難先までの経路を確認しましょう。

5. 避難先で必要な物資や情報を確認しましょう。

避難の考え方(立ち退き避難/屋内安全確保)

避難の考え方(立ち退き避難/屋内安全確保)
 避難しようとするのは「あなた自身」です。過去の災害で大丈夫だったからといって安心できません。避難することで助かるのは、「あなたの命」であることを強く認識してください。

避難行動には大きく2つの考え方があります

立ち退き避難(水平避難)
 ●予想される浸水が2階の床面(3m)以上の場合
 ●土砂災害による家屋倒壊などのおそれがある場合
 ▶安全な場所まで立ち退き避難

屋内安全確保(垂直避難)
 ●予想される浸水が2階の床面(3m)未満の場合
 ▶自宅内の高い場所へ避難
 ●屋外への避難が危険な場合
 ▶がけや山から離れた部屋へ避難

避難のポイント

避難する前に
 電気、ガスのブレーカーを落とし、ガスなどの火を止め、靴や履物などを取り除くことを確認してください。

一人暮らしのお年寄りなどには気配りを
 近所の一人暮らしのお年寄りや病気の人がいる場合は、声を掛け合って一緒に避難しましょう。

車での避難は控えて
 車の避難は緊急車両の通行の妨げになり、交通安全を妨げます。特別な場合を除き徒歩で避難しましょう。

浸水した道路を渡る場合
 水深は十分注意して、できるだけ浅いところにある道路を選びましょう。

速やかに避難しましょう
 避難に関する情報が発表されたら、速やかに避難しましょう。避難の際は消防員などの指示に従いましょう。

避難のポイント(洪水編)

動きやすい服装で
 ヘルメットや頭を保護し、運動靴をはきなさい。指定: 長靴は危険です。

足元に注意
 浸水すると足元が見えなくなり、側溝やマンホールに気付きにくくなるので、長い棒などを杖代わりにして歩きましょう。

逃げ遅れた場合は
 50cm以上浸水している場合や夜間の避難は非常に危険です。自宅の2階など高いところに避難して安全を確保してください。

その他の注意点
 ●扉はなるべく開かないようにしましょう。
 ●大雨時の田んぼの見回りはやめましょう。

避難のポイント(土砂災害編)

危険を感じたらすぐに避難
 土砂災害の前兆現象に気付いたら土砂災害警戒情報が発表されたら、身の回りの危険を感じたら、早めに近くの安全な場所へ避難してください。

他の危険区域を避ける
 避難する際は、土砂災害警戒区域など(イエローゾーン・レッドゾーン)をなるべく避けるようにしましょう。ハザードマップで区域を確認してください。

やむを得ず屋外に避難できない場合
 屋外に出ることがあって危険な場合は、2階以上の斜面から離れた部屋で安全を確保してください。

雨がやんだ後も注意
 これまで降った雨が土の中に残っています。雨がやんでも、土砂災害が発生するおそれがあるため警戒しましょう。

須恵町 防災ハザードマップ

保存版 (令和4年3月作成)

ハザードマップについて

このハザードマップでは、洪水・土砂災害を対象に、災害が発生するおそれのある危険区域を地図上に示したものです。ハザードマップに示されていない危険区域においても、被害が発生する可能性があるため、周囲の状況や防災気象情報に注意して、早期の行動を心がけてください。

氾濫推定図について

須恵川は水防法に基づく洪水予報河川及び水位周知河川ではない為、「浸水想定区域」はありません。この「氾濫推定図」は須恵川などの小規模河川に対し、水害リスクを回避するため福岡県が公表したもので、想定最大規模の大雨に伴う洪水によって河川が氾濫した場合の浸水範囲と深さを示したものです。なお、対象河川周辺の氾濫推定図に表示されていない区域においても浸水が発生する場合があります。

●対象となる河川……………多々良川水系須恵川
●想定前提となる降雨…流域全体に674mm/9時間の降雨
●作成主体……………福岡県
●公表年月日……………令和3年5月31日

土砂災害警戒区域・特別警戒区域について

福岡県が令和4年3月現在で告示している「急傾斜地の崩壊」「土石流」の土砂災害警戒・特別警戒区域を示しています。

高潮浸水想定区域・津波浸水想定区域について

令和4年3月現在、福岡県より公表されている高潮浸水想定区域および津波浸水想定区域に須恵町を対象とする区域はありません。

避難について

避難の考え方(立退き避難/屋内安全確保)

避難しようとするのは「あなた自身」です。過去の災害で大丈夫だったからといって安心できません。避難することで助かるのは、「あなたの命」であることを強く認識してください。

危険区域の中や周辺にお住まいの人……………ハザードマップで、危険区域(浸水想定区域や土砂災害警戒区域など)にお住まいの方は、周辺の避難所や避難経路を確認しておきましょう。

危険区域の外にお住まいの人……………危険区域の外にお住まいの方は、自宅での安全確保のための備えをしておきましょう。また、もしもの場合を想定して、周辺の避難所や避難経路を確認しておきましょう。

避難行動には大きく2つの考え方があります!

立退き避難(水平避難)……………屋内安全確保(垂直避難)

●予想される浸水が2階の床面(3m)以上の場合
●土砂災害による家屋倒壊などのおそれがある場合
→安全な場所まで立退き避難

●予想される浸水が2階の床面(3m)未満の場合
→自宅内の高い場所へ避難

●屋外への避難がかわって危険な場合
→がけや山から離れた部屋へ避難

避難のポイント

避難する前に……………電気のブレーカーを落とし、ガスなどの火元を止め、親戚や知人などに避難することを連絡しておきましょう。

一人暮らしのお年寄りなどには気配りを……………近所の一人暮らしのお年寄りや病気の人がいる場合は、声を掛け合ったり一緒に避難しましょう。

車での避難は控えて……………車での避難は現金や貴重品の持ち運びが難しく、交通渋滞を招きます。特別な場合を除き徒歩で避難しましょう。

浸水した道路を避ける場合……………水路には十分注意して、できるだけ高いところにある道路を選びましょう。

速やかに避難しましょう……………避難に関する情報が発表されたら、速やかに避難しましょう。避難の際は消防団員などの指示に従いましょう。

指定避難所一覧

No.	校区	指定避難所名	所在地	電話番号	備水	トイレ
1	第一小学校区	アザレアホール	大字上須恵1180-1	934-0030	●	●
2		地域活性化センター(オイコス)	大字上須恵1167-3	932-6300	●	●
3		健康広場	大字上須恵1167-3	934-0030	●	●
4		町立須恵中学校	大字上須恵1167-1	932-0116	●	●
5		町立須恵第一小学校	大字上須恵962-2	932-1109	●	●
6	第二小学校区	あおば会館	大字上須恵1167-1	932-6364	●	●
7		佐谷集落センター	大字佐谷893	●	●	●
8		上須恵クラフト館	大字上須恵588-5	933-1879	●	●
9		川子地区公民館	大字上須恵1290-34	932-4786	●	●
10		一番田区公民館	大字須恵165-145	●	●	●
11	第三小学校区	町立須恵第二小学校	大字榎木260-5	935-0251	●	●
12		城山防災会館	大字須恵377-36	●	●	●
13		乙植木コミュニティセンター	大字榎木1665	●	●	●
14		西部地域防災センター(旅石公民館)	大字旅石729-3	935-4874	●	●
15		町立須恵第三小学校	大字旅石84-10	936-8200	●	●
16	飯塚市	西体育館	大字旅石253-235	●	●	●
17		山の神区公民館	大字旅石88-175	●	●	●
18		旭ヶ丘区公民館	大字旅石170-102	●	●	●
19		新原公民館	大字新原172-1	933-1873	●	●
20		県立須恵高校	大字旅石72-3	936-5566	●	●

【緊急連絡先】
 須恵町役場……………092-932-1151
 粕屋南部消防本部……………092-935-5111
 粕屋警察署……………092-939-0110
 九州電力……………0120-986-204

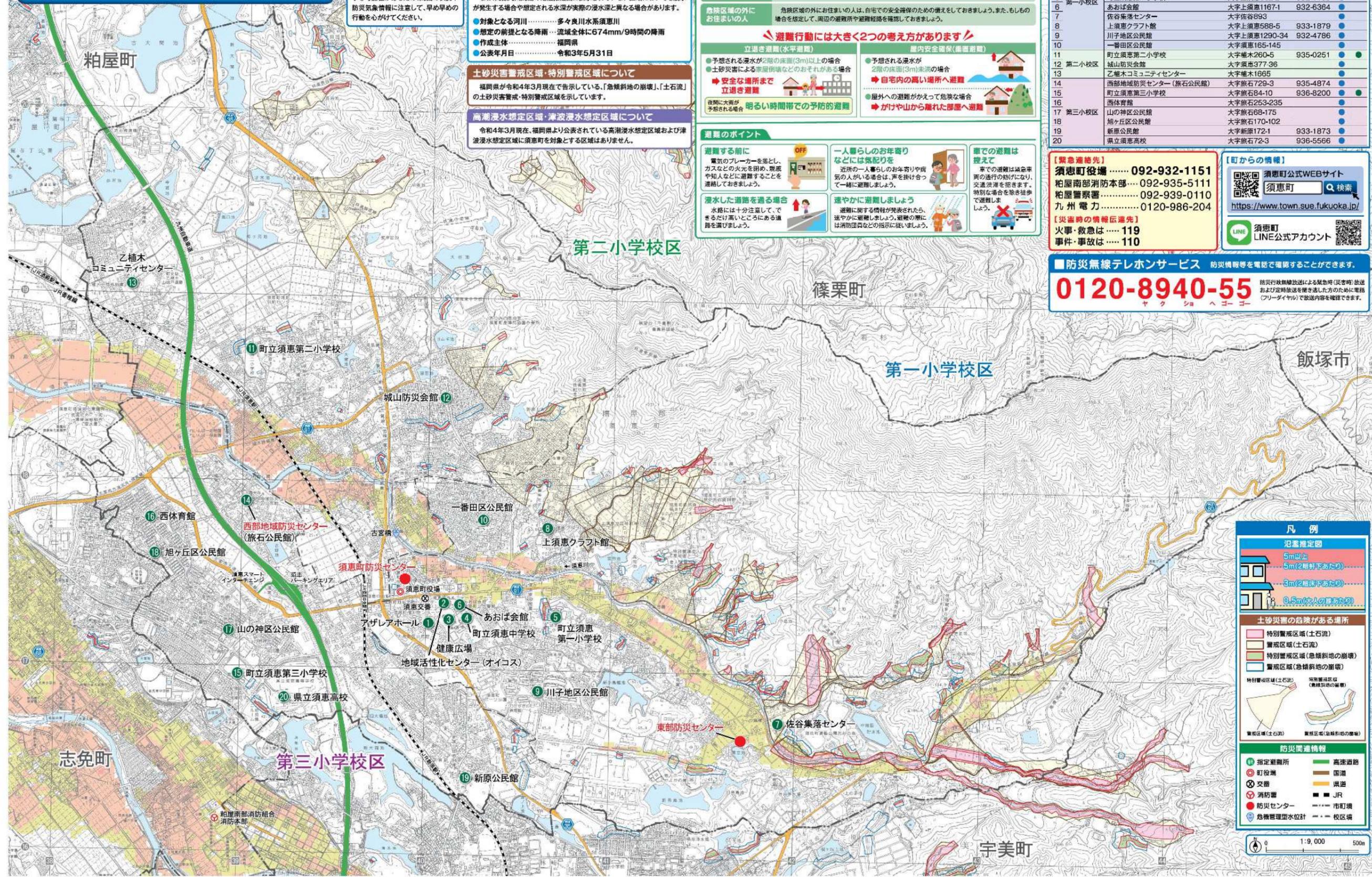
【災害時の情報伝達先】
 火事・救急は……………119
 事件・事故は……………110

【町からの情報】
 須恵町公式WEBサイト
 須恵町 検索
<https://www.town.sue.fukuoka.jp/>
 須恵町 LINE公式アカウント

■防災無線テレホンサービス 防災情報等を電話で確認することができます。

0120-8940-55
 ヤウショヘヨウゴ

防災行政無線放送による緊急時(災害時)放送および定時放送を聞き逃した方のために電話(フリーダイヤル)で放送内容を確認できます。



凡例

氾濫推定図
 5m以上
 5m(2階床下あたり)
 3m(2階床下あたり)
 0.5m(2階床下あたり)

土砂災害の危険がある場所
 特別警戒区域(土石流)
 警戒区域(土石流)
 特別警戒区域(急傾斜地の崩壊)
 警戒区域(急傾斜地の崩壊)

防災関連情報
 指定避難所
 町役場
 交番
 消防署
 防災センター
 危機管理型水位計

高速道路
 国道
 県道
 JR
 市町道
 校区区

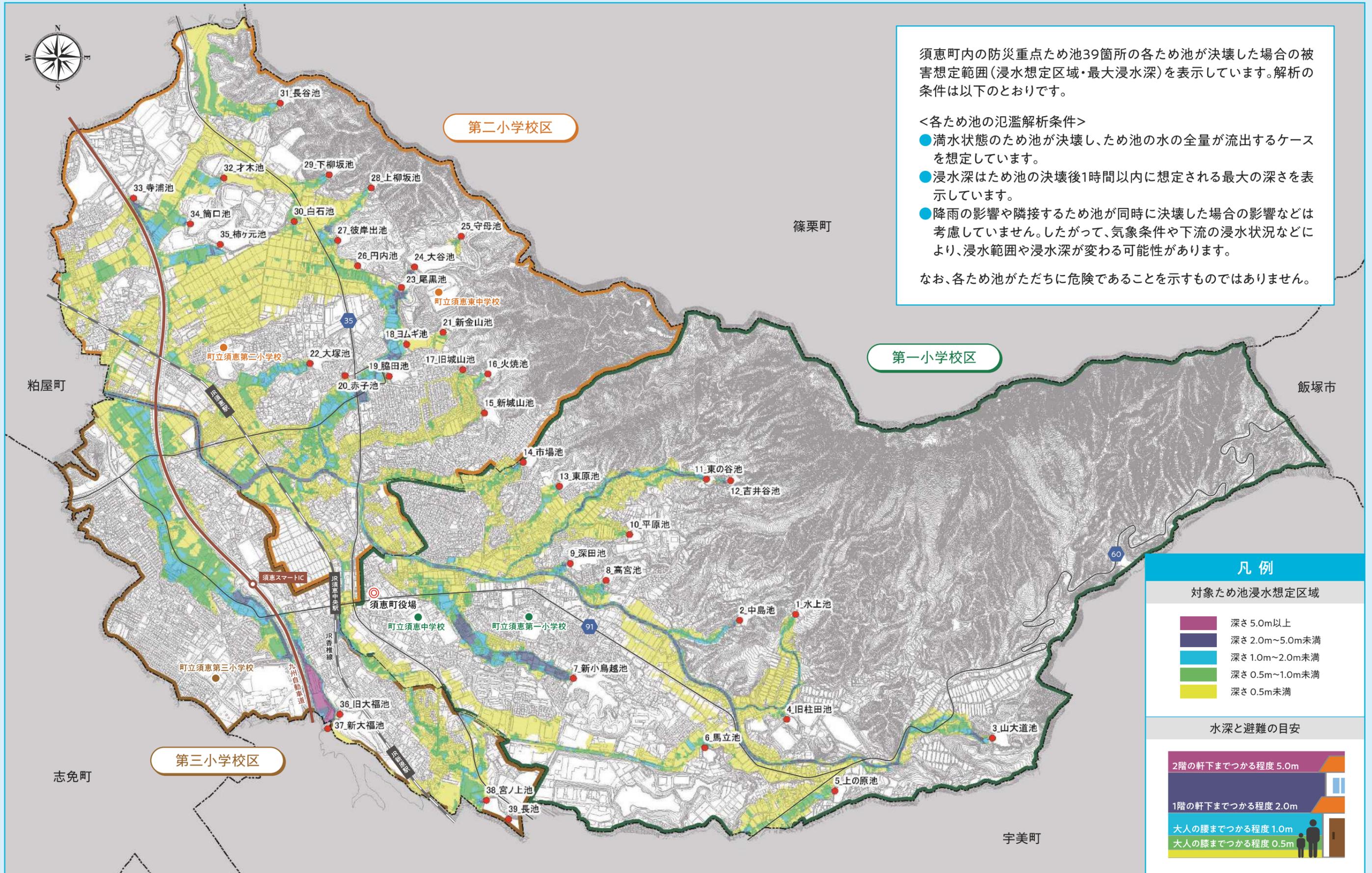
0 1:9,000 500m

防災重点農業用ため池

No.	池名	所在地	管理者	管理委託先	貯水量(t)
1	水上池	大字佐谷 7-2	須恵町	佐谷農区	9,800
2	中島池	大字佐谷 1602-2	須恵町	佐谷農区	17,800
3	山大道池	大字佐谷 100-7	須恵町	佐谷農区	35,000
4	旧柱田池	大字佐谷 520	須恵町	佐谷農区	6,400
5	上の原池	大字佐谷 324-1	須恵町	佐谷農区	24,200
6	馬立池	大字佐谷 1177	須恵町	佐谷農区	12,500
7	新小島越池	大字上須恵 1079-2	須恵町	上須恵農区	156,000
8	高宮池	大字上須恵 112-12	須恵町	上須恵農区	15,400
9	深田池	大字上須恵 111	須恵町	上須恵農区	48,200
10	平原池	大字上須恵 116-1	須恵町	上須恵農区	5,600
11	東の谷池	大字上須恵 5-1	須恵町	上須恵農区	16,200
12	吉井谷池	大字上須恵 5-1	須恵町	上須恵農区	17,200
13	東原池	大字上須恵 364-1	須恵町	上須恵農区	9,300
14	市場池	大字上須恵 489-2	須恵町	上須恵農区	14,100
15	新城山池	大字須恵字城山 59-1	須恵町	須恵農区	8,000
16	火烧池	大字須恵 40	須恵町	須恵農区	11,300
17	旧城山池	大字須恵 26	須恵町	須恵農区	3,500
18	ヨムギ池	大字須恵 414-1	須恵町	須恵農区	49,200
19	脇田池	大字須恵 410-1	須恵町	須恵農区	22,000
20	赤子池	大字須恵 475-1	須恵町	須恵農区	4,000
21	新金山池	大字須恵 431-1	須恵町	須恵農区	2,000
22	大塚池	大字植木 193	須恵町	甲植木農区	33,900
23	尾黒池	大字植木 123-1	須恵町	甲植木農区	5,000
24	大谷池	大字植木 1-3	須恵町	甲植木農区	159,000
25	守母池	大字植木 59	須恵町	甲植木農区	6,400
26	円内池	大字植木 106	須恵町	甲植木農区	5,400
27	彼岸出池	大字植木 98-2	須恵町	甲植木農区	18,400
28	上柳坂池	大字植木 1205-2	須恵町	甲植木農区	7,500
29	下柳坂池	大字植木 1217-2	須恵町	甲植木農区	11,000
30	白石池	大字植木 1262	須恵町	甲植木農区	14,700
31	長谷池	大字植木 1389-1	須恵町	乙植木農区	18,800
32	才木池	大字植木 1257-3	須恵町	乙植木農区	37,000
33	寺浦池	大字植木 1459-2	須恵町	乙植木農区	39,200
34	筒口池	大字植木 1266	須恵町	乙植木農区	29,000
35	柿ヶ元池	大字植木 1266	須恵町	乙植木農区	48,000
36	旧大福池	大字旅石 1	須恵町	旅石農区	62,900
37	新大福池	大字新原 261-5	須恵町	旅石農区	358,000
38	宮ノ上池	大字新原 30-1	須恵町	新原農区	18,800
39	長池	大字新原 29-1	須恵町	新原農区	28,200

※防災重点農業用ため池は、決壊した場合の浸水想定区域に家屋や公共施設が存在し、人的被害を与える恐れのある農業用ため池

※詳細については別冊須恵町ため池ハザードマップ参照



須恵町内の防災重点ため池39箇所の各ため池が決壊した場合の被害想定範囲(浸水想定区域・最大浸水深)を表示しています。解析の条件は以下のとおりです。

<各ため池の氾濫解析条件>

- 満水状態のため池が決壊し、ため池の水の全量が流出するケースを想定しています。
- 浸水深はため池が決壊後1時間以内に想定される最大の深さを表示しています。
- 降雨の影響や隣接するため池が同時に決壊した場合の影響などは考慮していません。したがって、気象条件や下流の浸水状況などにより、浸水範囲や浸水深が変わる可能性があります。

なお、各ため池がただちに危険であることを示すものではありません。

凡例

対象ため池浸水想定区域

- 深さ 5.0m以上
- 深さ 2.0m~5.0m未満
- 深さ 1.0m~2.0m未満
- 深さ 0.5m~1.0m未満
- 深さ 0.5m未満

水深と避難の目安

- 2階の軒下までつかる程度 5.0m
- 1階の軒下までつかる程度 2.0m
- 大人の腰までつかる程度 1.0m
- 大人の膝までつかる程度 0.5m

火災発生状況

年	火災件数(件)					焼損棟数(棟)					り災世帯数	り災人員数	死者数		焼失面積	
	総数	建物	林野	車両	その他	総数	全焼	半焼	部分焼	ぼや			死者	傷者	建物 ^m	林野 ^a
H30	4	3	0	0	1	3	0	1	1	1	1	4	0	1	148	0
R1	7	4	1	2	0	9	3	0	2	4	5	13	0	1	363	3
R2	10	5	2	2	1	6	0	2	2	2	3	6	0	2	38	2

出典: 粕屋南部消防組合消防本部「火災・救急・救助統計」

出火原因

年	区分															
	たばこ	こんろ	かまど	風呂かまど	炉	焼却炉	ストーブ	こたつ	ボイラー	煙突・煙道	排気管	電気機器	電気装置	電灯・電話等の配線	内燃機関	配線器具
H30	4	1				1	1				1	3	1			3
R1	3	3					2				1	4	1	2		3
R2	4	3										4		3		2

年	区分												合計
	火あそび	マッチ・ライター	たき火	溶接機・切断機	灯火	衝突の火花	取灰	火入れ	放火	放火の疑い	その他	不明	
H30				2	1	2		1		4	8	7	40
R1	1	1		2	1			2	4	4	7	5	46
R2		2	2	2	3			4	3	2	8	7	49

出典: 粕屋南部消防組合消防本部「火災・救急・救助統計」

救急出動状況

年	出動件数	搬送件数	搬送人員	事故種別件数													1月当り 出動件数	1日当り 出動件数
				火災	自然	水難	交通	労働	運動	一般	加害	自損	急病	転院	他	合計		
H30	8,695	8,039	8,094	31	0	4	599	106	61	1,293	43	73	5,492	913	80	8,695	740	24
R1	8,881	8,215	8,268	39	0	4	589	107	54	1,317	39	92	5,615	952	73	8,881	685	24
R2	7,887	7,286	7,323	35	0	0	505	113	28	1,208	38	88	4,909	894	69	7,887	607	22

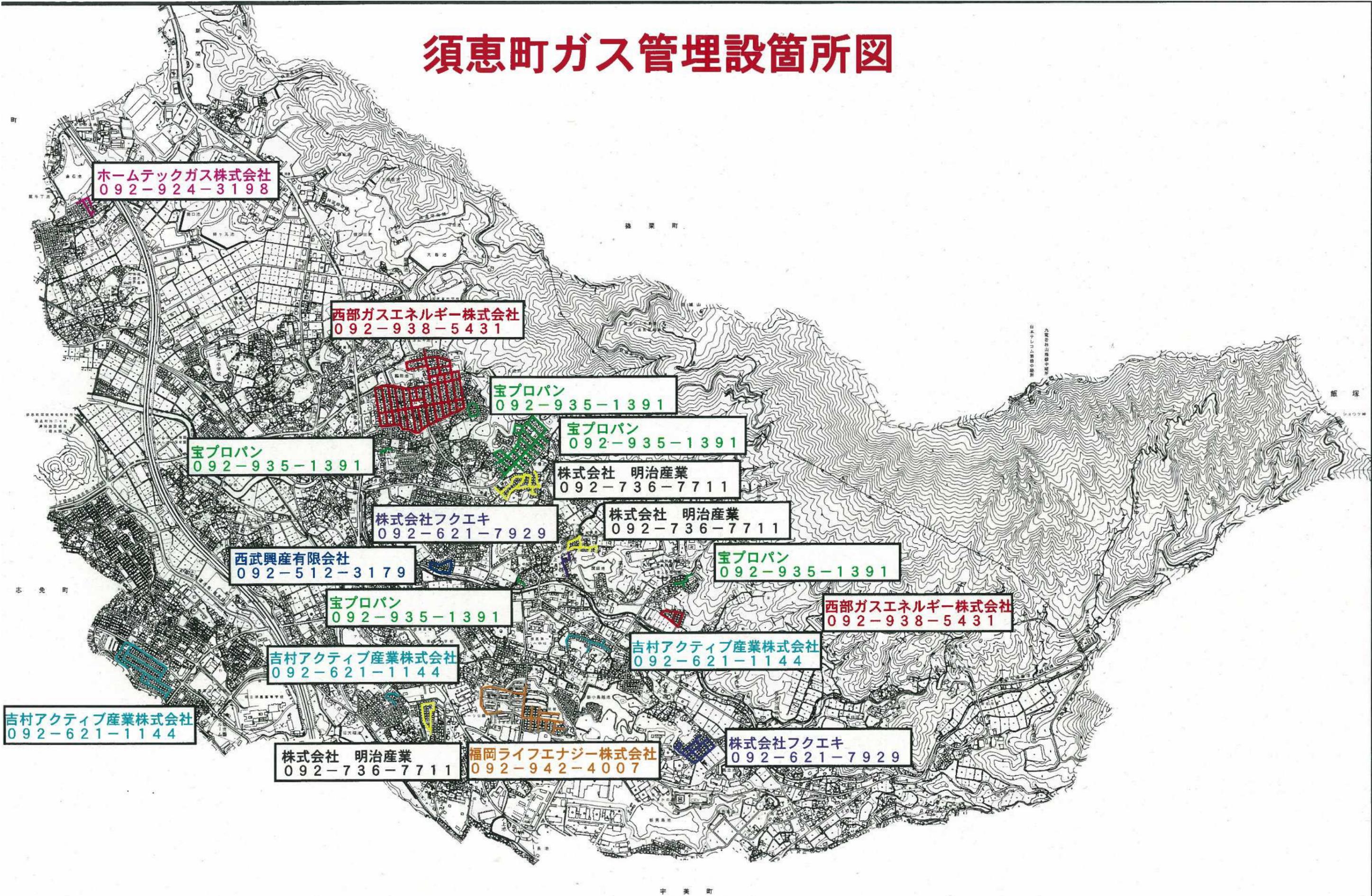
出典：粕屋南部消防組合消防本部「火災・救急・救助統計」

危険物施設一覧

施設区分(施設)名	施設詳細(施設)名	設置施設名(施設)	設置場所	査察種別
給油取扱所	給油取扱所 セルフ	相光石油株式会社 DOプラザ須恵給油所	大字須恵 1097-8	第2種
給油取扱所	給油取扱所	福岡ライフエナジー(株) 須恵給油所	大字須恵 769-3	第2種
給油取扱所	給油取扱所	(株)大洋 須恵給油所	大字須恵 482-1	第2種
給油取扱所	給油取扱所 セルフ	(株)宇佐美鉱油 須恵中央 SS	大字須恵字原口 827-1	第2種
給油取扱所	給油 自家用	出水運輸センター(株)福岡営業所	大字上須恵 1494-4	第4種
給油取扱所	給油 自家用	内田運輸株式会社	大字新原 34-3	第4種
移動タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	内田運輸株式会社	大字新原 34-3	第1種
移動タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	内田ライン株式会社	大字新原 34-3	第1種
給油取扱所	給油 自家用	大成運輸株式会社	大字植木 1257-15	第4種
給油取扱所	給油 自家用	長崎雲仙運輸有限会社	大字植木 1460-1	第4種
屋内貯蔵所	屋内貯蔵所	日研樹脂化工株式会社	大字上須恵 1387-1	第4種
屋外タンク貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	JR 九州リネン株式会社	大字旅石 150	第4種
屋内貯蔵所	屋内貯蔵所	合資会社 福岡鉄工所	大字上須恵 1342-2	第4種
屋外タンク貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	九州パッケージ株式会社	大字上須恵 1367-1	第4種
地下タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	須恵町文化会館(アザレアホール)	大字上須恵 1180-1	第4種
地下タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	大和株式会社	大字植木 1917	第4種
給油取扱所	給油 自家用	(株)運輸総合整備	大字佐谷 1156-11	第4種
地下タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	医療法人社団正信会ニューライフ須恵	大字旅石 115-483	第4種
給油取扱所	給油 自家用	湾運輸株式会社	大字須恵 491	第4種
製造所	製造所	喜楽鉱業株式会社福岡営業所	大字上須恵 1423-8	第4種
屋内貯蔵所	屋内貯蔵所	喜楽鉱業株式会社福岡営業所	大字上須恵 1423-8	第4種
一般取扱所	一般取扱所	喜楽鉱業株式会社福岡営業所	大字上須恵 1423-8	第2種
地下タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	喜楽鉱業株式会社福岡営業所	大字上須恵 1423-8	第4種
屋外タンク貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	喜楽鉱業株式会社福岡営業所	大字上須恵 1423-8	第3種
移動タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	喜楽鉱業株式会社福岡営業所	大字上須恵 1423-8	第1種
屋内貯蔵所	屋内貯蔵所平屋建特定	株式会社ミヤキ	大字植木 1341-6	第3種
一般取扱所	一般取扱所	株式会社ミヤキ	大字植木 1341-6	第2種
屋内貯蔵所	屋内貯蔵所	リックス株式会社福岡工場	大字植木 1321-10	第4種
一般取扱所	一般取扱所	マツダ株式会社須恵流通センター	大字植木 1219-6	第2種
地下タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	マツダ株式会社須恵流通センター	大字植木 1219-6	第4種
給油取扱所	給油 自家用	本園平八郎 (有)三和	大字旅石 897-1	第4種
屋内貯蔵所	屋内貯蔵所	株式会社カナオカ	大字佐谷 1446	第3種
給油取扱所	給油 自家用	福岡丸善運輸株式会社	大字植木 181-9	第3種
地下タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	須恵町福祉センター	大字上須恵 1187-3	第4種
屋内貯蔵所	屋内貯蔵所	山川エンジニアリング株式会社	大字植木 1265-24	第4種
給油取扱所	給油 自家用	中鋼運輸株式会社	大字上須恵 1491-2	第4種
移動タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	丸ヨ運輸倉庫株式会社	大字上須恵 1408-1	第1種

施設区分(施設)名	施設詳細(施設)名	設置施設名(施設)	設置場所	査察種別
屋内貯蔵所	屋内貯蔵所	丸ヨ運輸倉庫株式会社	大字佐谷 1316-5 上須恵 1408-1	第4種
一般取扱所	一般取扱所詰替え	丸ヨ運輸倉庫株式会社	大字佐谷 1316-5 上須恵 1408-1	第4種
給油取扱所	給油 自家用	富士運輸株式会社	大字上須恵 1515-97	第4種
給油取扱所	給油 自家用	株式会社アクティブトライ	大字植木 1265-64	第4種
給油取扱所	給油 自家用	カンリクEXPRSS九州(株)	大字植木 1158-1	第4種
給油取扱所	給油取扱所 セルフ	(株)宇佐美鉱油 須恵中央 SS	大字須恵字原口 827-1	第2種
屋内貯蔵所	屋内貯蔵所	ナサ工業株式会社	大字佐谷 1323-1	第4種

須恵町ガス管理設箇所図



気象庁震度階級関連解説表

使用にあたっての留意事項

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が増える。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに増える。補強されているブロック塀も破損するものがある。

● 木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物(住宅)	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注1) 木造建物(住宅)の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁(割り竹下地)、モルタル仕上壁(ラス、金網下地を含む)を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

● 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

● 地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂※ ¹ や液状化※ ² が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※ ³ 。
7		

※¹ 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※² 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※³ 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

● ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることもある※。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。 そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

● 大規模構造物への影響

<p>長周期地震動※による超高層ビルの揺れ</p>	<p>超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。</p>
<p>石油タンクのスロッシング</p>	<p>長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。</p>
<p>大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落</p>	<p>体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。</p>

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

須恵町防災会議条例

昭和 39 年 3 月 12 日

須恵町条例第 89 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき、須恵町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。(改正(平 12 条例第 5 号))

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 須恵町地域防災計画を作成し及びその実施を推進すること。
- (2) 須恵町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 水防法(昭和 24 年法律第 193 号)第 25 条の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務 (改正(平 12 条例第 5 号))

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げるものをもって充てる。
 - (1) 福岡県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
 - (2) 福岡県警察の警察官のうちから町長が任命する者
 - (3) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (4) 教育長
 - (5) 消防団長
 - (6) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命するもの
- 6 前項第 1 号、第 2 号及び第 3 号の委員の定数は、それぞれ 1 人、1 人及び 7 人とする。(改正(平 18 条例第 14 号))

(専門委員)

第 4 条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、福岡県の職員、町の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学職経験のある者のうちから、町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第 5 条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 12 年 3 月 24 日条例第 5 号)抄

- 1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 3 月 23 日条例第 14 号)

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

須恵町災害対策本部条例

昭和 39 年 3 月 12 日
須恵町条例第 90 号

(目的)

- 第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、須恵町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。
(改正(平 25 条例第 11 号))

(組織)

- 第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。
2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

- 第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。
2 部に属すべき、災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。
3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。
4 部長は部の事務を掌理する。

(雑則)

- 第 4 条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 22 日条例第 11 号)

この条例は、公布の日から施行する。

須恵町議会災害対策本部設置要綱

平成 24 年 9 月 18 日
須恵町議会要綱第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、須恵町において地震及び風水害等の災害が発生したときに、須恵町災害対策本部(以下「町対策本部」という。)と連携し、災害対策活動を支援するとともに、議員自らが迅速かつ適正な対応を図るため、須恵町議会災害対策本部(以下「議会対策本部」という。)の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 須恵町議会議長(以下「議長」という。)は、地震及び風水害等の災害により、須恵町災害対策本部が設置された場合において、町対策本部が実施する災害応急対策業務等に積極的に協力するとともに、災害復旧を早急に行わせ、もって町民の生命、財産の保全につとめることを目的とする。

2 議会対策本部は、須恵町役場「議会特別会議室」に設置する。ただし、本庁舎が使用できない場合は、町対策本部と協議し、議長が別に定める。

3 議長又は副議長は、常任委員長及び町に対し、議会対策本部の設置を報告し、常任委員長は所属議員に連絡する。

(議会対策本部の組織)

第 3 条 議会対策本部は、本部長、副本部長、本部員をもって組織する。

2 本部長は、議長をもって充て、議会対策本部を代表し、その事務を総括する。

3 副本部長は、副議長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故あるときはその職務を代理する。

4 本部長、副本部長ともに事故あるときは、総務建設産業常任委員長、文教厚生常任委員長の順に本部長及び副本部長の職務を代理する。

5 本部員は、本部長及び副本部長を除く、全議員をもって充てる。

6 本部員は、本部長の命を受け、議会対策本部の事務に従事する。

(議員の対応)

第 4 条 議員は、議会対策本部が設置されたときは、速やかに参集し第 5 条に定める事務に従事する。

2 議員は、議会対策本部に参集できない場合は、居所又は連絡場所及び近隣の被害状況等を議会対策本部に報告し、その後は情報収集につとめるとともに、地区等の諸活動を支援する。

(所掌事務)

第 5 条 議会対策本部は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

(1) 議員の安否等確認を行うこと。

(2) 町対策本部との情報交換に関すること。

(3) 被災地及び避難所等の調査に関すること。

(4) 適切な災害応急対策及び円滑な災害復旧の実施について、町対策本部への提言に関すること。

(5) 町対策本部が行う、避難所等における諸救援活動への協力に関すること。

(6) 県・国等に対する要望に関すること。

(7) その他災害に関し、議会対策本部が特に必要と認める事項。

(町対策本部への要請等)

第 6 条 町災害対策本部への要請及び提言については、緊急の措置を除き、本部長を通じて行う。

(町対策本部との協議)

第 7 条 町対策本部から議会対策本部として、緊急の判断を求められた場合は、本部長及び副本部長等が協議の上、対処するものとする。

(出動時の服装)

第 8 条 議会対策本部には、原則として次の服装で参集する。

(1) 作業服上下、長靴、手袋及び帽子

(2) 腕章及び安全帽(ヘルメット)

(災害の定義)

第 9 条 ここでいう「災害」とは、須恵町災害対策本部の設置に該当する災害、及び災害救助法の適用を受けるに等しい災害をいう。

(記録)

第 10 条 議会対策本部は、可能な限り活動記録を作成する。

(補則)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

福岡県消防相互応援協定書

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法(昭和22年法律第226号。以下「法」という。)第39条の規定に基づき、福岡県内の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合(以下「市町村等」という。)の消防相互応援について必要な事項を定め、県内において大規模災害等が発生した場合に相互の消防力を活用して、災害による被害を最小限に防止することを目的とする。

(地域区分)

第2条 この協定による相互応援を円滑に実施するため、市町村等を別表に掲げる地域に区分する。

(対象とする災害)

第3条 この協定の対象とする災害は、次に掲げる災害とする。

- (1) 林野火災、高層建築物火災、危険物火災等の大規模火災
- (2) 地震、風水害その他大規模災害
- (3) 航空機事故、列車事故等で大規模又は特殊な救急・救助事故
- (4) 武力攻撃が疑われる災害
- (5) 放射性物質、生物剤又は化学剤による災害
- (6) その他前各号に掲げる災害に準ずる災害で、応援が必要と判断されるもの

(応援要請)

第4条 応援要請は災害が発生した市町村等(以下「要請側」という。)の長又は消防長から、協定市町村等の長又は消防長に対し、災害規模等に応じて次の各号の区分により行う。

(1) 第一要請

第2条に規定する地域内の市町村等に対して行う応援要請

(2) 第二要請

第一要請に加えて、他の地域の市町村等に対して行う応援要請

2 応援要請は、原則として第一要請、第二要請の順に行うものとする。ただし、要請側の長又は消防長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(応援隊の派遣及び中断)

第5条 前条の規定により応援の要請を受けた市町村等(以下「応援側」という。)の長又は消防長は、当該発災市町村等における災害対応を応援するため、消防隊(以下「応援隊」という。)を派遣するものとする。ただし、やむを得ない理由により派遣し難い場合は、派遣をしないことができるものとする。

2 応援側の都合で応援隊を復帰させるべき特別な事態が生じた場合においては、応援側の長又は消防長は、要請側の長又は消防長と協議のうえ応援を中断することができるものとする。

(迅速な応援出動体制の確立)

第6条 協定市町村等の長又は消防長は、大規模災害等の発生に際し、要請側の長又は消防長と連絡が取れない場合又は被害状況が確認できない場合等の特に緊急を要するときには、第4条に規定する応援要請を待たず、先行調査のため、必要な応援隊(以下「先遣隊」という。)を派遣できるものとする。

2 先遣隊を派遣した応援側の都合で先遣隊を復帰させるべき特別な事態が生じた場合においては、応援側の長又は消防長は、先遣隊の派遣を中断することができるものとする。

(通報)

第7条 応援を要請した場合又は応援隊等を派遣した場合や派遣を中断した場合において、要請側又は応援側の長又は消防長は、その旨を福岡県に対して通報するものとする。

(応援側の指揮)

第8条 応援隊は、法第47条の規定に基づき要請側の長の指揮の下に行動するものとする。

(経費の負担)

第9条 応援に関し要した経費については、次の各号に定めるところにより負担するものとする。

(1) 応援側の負担する経費

- ア 消防機械器具の燃料費（補給燃料を除く。）及び小破損の修理費
- イ 消防職員及び消防団員の給与その他の給付に関する経費
- ウ 消防職員及び消防団員が負傷、疾病又は死亡した場合における補償費及び賞じゅつ金等
- エ 交通事故における損害賠償費等
- オ 応援側の重大な過失により発生した事故に要する経費

(2) 要請側の負担する経費

前項に掲げる経費以外の経費

2 前項に定める費用負担について疑義を生じた場合は、当該市町村等において協議のうえ決定するものとする。

(消防団応援)

第10条 消防団の応援に関する必要な事項は、別に定めるものとする。

(航空消防応援)

第11条 この協定の規定にかかわらず、航空消防の応援については、別に定める要綱によるものとする。

(改廃)

第12条 この協定の改廃は、協定市町村等の長の協議により行うものとする。

(委任)

第13条 この協定の実施に関し必要な事項は、市町村等の消防長が協議して定める。

附 則

- 1 この協定は、令和2年4月1日から効力を生じる
- 2 平成25年3月28日付けで関係市町村等の間において締結した福岡県消防相互応援協定（以下「旧協定」という。）は、その効力を失う。ただし、この協定の効力が生じる日前に行われた消防相互応援に関する経費の負担については、旧協定第10条の規定は、なおその効力を有する。
- 3 この協定の締結を証するため、本書5通を作成し、記名押印のうえ、福岡県総務部防災危機管理局消防防災指導課、福岡県市長会、福岡県町村会、福岡県消防長会及び財団法人福岡県消防協会に保管を依頼するとともに、各市町村等はその写しを各1通保管するものとする。

令和2年3月11日

北九州市長 福岡市長、大牟田市長、久留米市長、直方市長、飯塚市長、田川市長、柳川市長、八女市長、筑後市長、大川市長、行橋市長、豊前市長、中間市長、小郡市長、筑紫野市長、春日市長、大野城市長、宗像市長、太宰府市長、古賀市長、福津市長、うきは市長、宮若市長、朝倉市長、嘉麻市長、みやま市長、糸島市、那珂川市長、宇美町長、篠栗町長、志免町長、須恵町長、新宮町長、久山町長、粕屋町長、芦屋町長、水巻町長、岡垣町長、遠賀町長、小竹町長、鞍手町長、桂川町長、筑前町長、東峰村長、大刀洗町長、大木町長、広川町長、香春町長、添田町長、糸田町長、川崎町長、大任町長、赤村長、福智町長、荻田町長、みやこ町長、吉富町長、上毛町長、築上町長、
 八女地区消防組合管理者、筑紫野太宰府消防組合管理者、飯塚地区消防組合組合長、
 春日・大野城・那珂川消防組合組合長、福岡県田川地区消防組合管理者、
 久留米広域市町村圏事務組合組合長、京築広域市町村圏事務組合組合長、
 直方・鞍手広域市町村圏事務組合長、甘木・朝倉広域市町村圏事務組合理事長、
 粕屋南部消防組合組合長、宗像地区消防組合組合長、粕屋北部消防組合組合長、
 遠賀・中間地域広域行政事務組合代表理事

別表（協定第2条関係）

地域	構成市町村等
(1) 北九州地域	北九州市 行橋市 豊前市 中間市 芦屋町 水巻町 岡垣町 遠賀町 荻田町 みやこ町 吉富町 上毛町 築上町京築広域市町村圏事務組合 遠賀・中間地域広域行政事務組合
(2) 筑豊地方	直方市 飯塚市 田川市 宮若市 嘉麻市 小竹町 鞍手町 桂川町 香春町 添田町 糸田町 川崎町 大任町 赤村 福智町 飯塚地区消防組合 福岡県田川地区消防組合 直方・鞍手広域市町村圏事務組合
(3) 福岡地区	福岡市 筑紫野市 春日市 大野城市 宗像市 太宰府市 古賀市 福津市 糸島市 那珂川市 宇美町 篠栗町 志免町 須恵町 新宮町 久山町 粕屋町 筑紫野太宰府消防組合 春日・大野城・那珂川消防組合 粕屋南部消防組合 粕屋北部消防組合 宗像地区事務組合
(4) 筑後地区	大牟田市 久留米市 柳川市 八女市 筑後市 大川市 小郡市 うきは市 朝倉市 みやま市 筑前町 東峰村 大刀洗町 大木町 広川町 八女地区消防組合 久留米広域市町村圏事務組合 甘木・朝倉広域市町村圏事務組合

臨時ヘリポート一覧

臨時ヘリポート名	所在地	施設管理者	広さ(巾 m×長さ)
健康広場	大字上須恵 1170	町教育委員会	89×95

防災無線一覧

No.	受信局名	住所	備考	No.	受信局名	住所	備考
0	役場	大字須恵 771		31	乙植木2	大字植木 1818	
1	上の原	大字佐谷 481-2		32	寺浦 1	大字植木 1979-4	
2	新佐谷橋	大字佐谷 150003		33	寺浦 2	大字植木 1494-2	
3	佐谷神社	大字佐谷 629-2		34	新原 1	大字新原 190	
4	観音谷	大字佐谷 547-2		35	昭元町	大字新原 317-18	
5	浄水場	大字佐谷 1014-1		36	日の出	大字新原 288-2	
6	佐谷	大字佐谷 893		37	古野	大字旅石 884	
7	仲島	大字佐谷 1706-1		38	旅石	大字旅石 735-4	
8	永原	大字佐谷 1271		39	清松	大字旅石 72-182	
9	恵昭園	大字上須恵 44		40	山の神	大字旅石 68-175	
10	皿山	大字上須恵 15023		41	西原	大字旅石 253-18	
11	上須恵	大字上須恵 488-2		42	旭ヶ丘	大字旅石 170-213	
12	新男島	大字上須恵 1423-1		43	恵西	大字旅石 115-130	
13	第一小	大字上須恵 987-1		44	新原 2	大字上須恵 1553-10	
14	南米里	大字上須恵 1004					
15	大島原	大字上須恵 1167-3					
16	須恵中	大字上須恵 1167-3					
17	川子	大字上須恵 1290-34					
18	須恵	大字須恵 248-1					
19	藤浦	大字須恵 415-12					
20	赤坂	大字須恵 462-43					
21	一番田	大字須恵 165-145					
22	城山	大字須恵 377-36					
23	東中	大字植木 1-6					
24	白石	大字植木 1142-2					
25	平原	大字植木 15013					
26	大塚	大字植木 15002					
27	第二小	大字植木 269-2					
28	甲植木	大字植木 377					
29	新本合	大字植木 692					
30	乙植木1	大字植木 1741-4					

指定避難所一覧

	名称	施設	校区	所在地 (大字)	電話番号 (092-)	風水害	地震
1	アザレアホール(福祉避難所)	公共施設	第一小	上須恵 1180-1	934-0030	●	●
2	地域活性化センター(オイコス)	公共施設	第一小	上須恵 1167-3	932-6300	●	●
3	健康広場	グラウンド	第一小	上須恵 1167-3	934-0030	●	●
4	町立須恵中学校	体育館 グラウンド 校舎	第一小	上須恵 1167-1	932-0116	●	●
5	町立須恵第一小学校	体育館 グラウンド 校舎	第一小	上須恵 962-2	932-1109	●	
6	あおば会館	体育館	第一小	上須恵 1167-1	932-6364	●	
7	佐谷集落センター	公民館 グラウンド	第一小	佐谷 893		●	
8	上須恵クラフト館	公民館	第一小	上須恵 588-5	933-1879	●	
9	川子地区公民館	公民館	第一小	上須恵 1290-14	932-4786	●	
10	一番田区公民館	公民館	第一小	須恵 165-145		●	
11	町立須恵第二小学校	体育館 グラウンド 校舎	第二小	植木 260-5	935-0251	●	●
12	城山防災会館	公民館	第二小	須恵 377-36		●	
13	乙植木コミュニティセンター	公民館	第二小	植木 1665		●	
14	西部地域防災センター (旅石公民館)	公民館	第三小	旅石 729-3	935-4874	●	
15	町立須恵第三小学校	体育館 グラウンド 校舎	第三小	旅石 84-10	936-8200	●	●
16	西体育館	体育館	第三小	旅石 253-235		●	
17	山の神区公民館	公民館	第三小	旅石 68-175		●	
18	旭ヶ丘区公民館	公民館	第三小	旅石 170-102		●	
19	新原公民館	公民館	第三小	新原 172-1	933-1873	●	
20	県立須恵高校	体育館 グラウンド 校舎	第三小	旅石 72-3	936-5566	●	
21	中部防災センター	公共施設 公民館	第二小	須恵 171-1		●	●
22	カルチャーセンター	公共施設	第一小	上須恵 1167-3	934-0030	●	
23	すこやかコミュニティセンター	公共施設	第一小	上須恵 964-3	932-2400	●	
24	ふれあいコミュニティセンター	公共施設	第三小	旅石 84-4	936-8205	●	

水防資材一覧表

事 務 所 管 内	県 土 整 備 事 務 所 名	市 町 村 名	ト ラ ッ ク	小 型 又 は ジ ー プ	一 輪 車	リ ヤ カ ー	船	無 線 機	カ ケ ヤ	ス コ ッ プ	ハン マ ー	タ コ	ツ ル ハ シ	カ キ 板	ク ワ	カ マ	ザ ル	ノ コ ギ リ	ト ビ ロ	ペ ン チ	照 明 灯	麻 袋	土 の う 袋	杭 丸 太	竹	鉄 線	ビ ニ ー ル シ ー ト	ロ ー プ (巻)	縄 (ビ ニ ー ル ひ も)	吹	斧	大 型 土 の う	備 考
	県 土 整 備 事 務 所								7	24	8		5	9	11	17		1	2	4			6,800			36	13	2			160		
	福 岡 市							395	610	62						300							144,000	8,500		60	1,870		1,680				
	古 賀 市		1	6	2			17	5	16	7		2	3	3	24	6	6	1	3	3	1,000	3,200	100		30	45	5		5		1	
	宇 美 町		2	3	3			46	21	65	11		10			5		16	30	12	11		3,000	100		50	50	1		5			
	篠 栗 町		2						8	21	1	1	1	8	1	6	2	2	1	2	2		7,200	500		50	200	5	12				
	志 免 町							20	3	25	1				10				1	5	7	5	3,900	120		36	20	20					
	須 恵 町		4	1	3			4	42	2	2		1			6		2		1	2		300	160		46	16	6					
	新 宮 町			5		3		17	5	45	5		5							14	15		1,000	50		30	1	2					
	久 山 町		1	3	3				6	33	5		12	10	3	15	10	5		3	7		2,600	180		30	10	8	180				
	粕 屋 町		1		1			18	10	32	6		8		4	7		7	2	6	4		3,000	340		20	9		250				
	(市 町 村 計)		11	18	12	3		118	457	889	100	1	39	18	21	363	18	38	35	46	51	1,005	168,200	10,050		200	2,327	67	1,738	430	1		
	合 計		11	18	12	3		118	464	913	108	1	44	27	32	380	18	39	37	46	55	1,005	175,000	10,050		200	2,363	80	1,740	430	1	160	

令和3年5月現在

浸水想定区域及び土砂災害警戒区域にかかる要配慮者利用施設

No.	施設名	所在地	対象リスク	
			洪水	土砂
1	特別養護老人ホーム恵昭園	須恵町 大字上須恵112-3		○
2	介護老人保健施設若杉の里	須恵町 大字上須恵112-79		○
3	介護付有料老人ホーム「よかよかの郷」	須恵町 大字佐谷1158-3		○
4	小規模多機能ホームぬくもりの里	須恵町 大字新原13-7		○
5	グループホーム陽だまりの丘	須恵町 大字新原14-7		○
6	医療法人成雅会泰平病院	須恵町 大字新原14-7		○
7	住宅型有料老人ホーム ゆうはな弐番館	須恵町 大字上須恵235		○
8	在宅型有料老人ホーム 優雅の郷	須恵町 大字須恵98-2		○
9	須恵第一小学校	須恵町 大字上須恵962-2		○
10	須恵第二小学校	須恵町 大字植木260-5		○
11	須恵第三小学校	須恵町 大字旅石84-10		○
12	須恵東中学校	須恵町 大字植木1-20		○
13	須恵高等学校	須恵町 大字旅石72-3		○
14	放課後等デイサービス 花吹雪	須恵町 大字佐谷929-1	○	○
15	グループホーム ももの里	須恵町 大字佐谷1181-5	○	
16	児童発達支援・放課後等デイサービス くじら	須恵町 大字佐谷1744-7		○
17	多機能型事業所 絆	須恵町 大字須恵193-1	○	
18	にじいろ保育園	須恵町 大字須恵659-1	○	
19	にじいろ保育園 ベビーハウス	須恵町 大字須恵700-5	○	
20	認定こども園明道館	須恵町 大字植木499-6	○	
21	デイサービス 明道館	須恵町 大字植木499-6	○	
22	放課後等デイサービス 向日葵	須恵町 大字植木689-3	○	
23	認定こども園れいんぼー幼児園	須恵町 大字旅石523	○	

町指定文化財の状況

	種目	名称	指定年月日	所在地	所有者	備考
1	有形 (彫刻)	木造大日如来坐像	S53.4.1	佐谷観音谷建 正寺大日堂	須恵町	室町時代(伝)伝教大師が宗像 の大樹より作った三体の大日如 来の内の末(すえ)木のもの。
2	有形 (彫刻)	木造十一面観音立像	S53.4.1	佐谷観音谷建 正寺観音堂	須恵町	室町時代
3	有形 (彫刻)	木造菩薩形頭部	S53.4.1	須恵町立歴史 民俗資料館	須恵町	平安後期 県指定の十一面観 音が見つかった際に一緒に発見。
4	有形 (彫刻)	木造天部形立像 体部前面残 欠	S53.4.1	須恵町立歴史 民俗資料館	須恵町	同上
5	有形 (彫刻)	木造天部形(仁王) 面部残欠	S53.4.1	須恵町立歴史 民俗資料館	須恵町	同上 阿形と吽形の頭部残欠 二体
6	有形 (彫刻)	木造伝教大師坐像 附 独鈷 水、得好水之碑	S53.4.1 H26.11.1 追加指定	大字佐谷字観 音谷 伝教大師 堂	須恵町	平安後期 (伝)天台宗の開祖 伝教大師(最澄)が彫った。
7	有形 (彫刻)	旧観音堂所在仏像 残欠一括	S53.4.1	須恵町立歴史 民俗資料館	須恵町	台座も含まれる。菩薩形頭部と 同じ
8	有形 (工芸)	佐谷(熊野)神社鰐口	S53.4.1	須恵町立歴史 民俗資料館	須恵町	鉄製 銘文「奉寄進 鰐口 佐谷山□□□ 寛永六年七月 吉日 □□□」
9	有形 (工芸)	建正寺関係鰐口(三)	S53.4.1	須恵町立歴史 民俗資料館	須恵町	江戸期 各青銅製 程度良好 観音堂 「奉掛御前 寛文五 年巳三月吉日 佐谷村 小山 与右衛門」 伝教大師堂 「奉 掛 元禄十二年二月十九日 佐谷村住人 小山田小三郎」 大日堂 「奉寄進」
10	有形 (工芸)	須恵焼釈迦像 台坐	S53.4.1	大字植木字大 塚 道林寺	道林寺	胎内仏釈迦像の台坐 最古の 須恵焼 銘文 表「明和六年 丑四月八日 施主 植木村 源口」 裏「須恵皿山 作者 森氏」
11	有形 (工芸)	須恵焼 花立(仏花器)	S53.4.1	久我記念館	個人	仏花器 一部欠損 銘「天明四 年 皿山 忠市」
12	無形民 俗	守母神社の伝説	S55.9.1	無形文化財		高鳥居城落城の際の悲話 杉 弾正の子を連れて落ちのびる途 中、岩陰に潜んでいたところ子 の泣き声で見つかり首をはねら れた際、乳母の天眼慈照禪尼 が「自分が殺されても世の中の 泣く子の味方となり守り続け る。」と誓ったことにちなみ、子守 の神・夜泣き止めの神として祭 られている。
13	有形 (工芸)	須恵焼 染付鉢	S57.4.1	久我記念館	個人	田原家伝世品 銘「文化十一 年 戌 四月初 長澤氏 山 泉画」
14	有形 (工芸)	須恵焼 御神酒德利一对	S57.4.1	久我記念館	山王宮	山王宮で祭器として保管されて いた。銘「文政十一年 霜月 吉祥日 上須恵 皿山 小山 田勝兵衛」
15	有形 (工芸)	須恵焼 御神酒德利一对	S57.4.1	久我記念館	須恵町	佐谷(熊野)神社に奉納されたも の。 銘「天保九戊戌 三月 吉祥日 願主 百田五内是 村」
16	有形 (工芸)	須恵焼 御供鉢一对	S57.4.1	久我記念館	山王宮	山王宮で祭器として保管されて いた。 銘 表「山王宮」 裏

種目	名称	指定年月日	所在地	所有者	備考
					「明治三歳 午仲冬 當皿山 松永吉蔵」
17	無形民俗 上須恵須賀神社 「祇園山笠」	S62.6.17	須賀神社		7月24日に一番近い日曜日におこなわれる。
18	記念物(史跡) 上須恵眼療医 田原養全宅跡	H4.5.1 H25.4.1 追加指定	大字上須恵字 中園	須恵町	眼科医の田原家宅跡 古井戸が残っている。
19	記念物(史跡) 乙植木山城戸史跡	H9.9.16	大字植木字山 城戸	須恵町	旧石器～古墳時代 現在古墳一つと横穴二つが確認されているが未調査。
20	有形(古文書) 武井家文書 ・黒田長政公御判物 ・表粕屋郡新原村御仕立之次第 ・書簡(宇美八幡宮 留守職)包紙共	H12.3.31	須恵町立歴史 民俗資料館	須恵町	・新原村開村を命じた黒田長政の公文書 ・新原村が実際どんな風に開村されていたかを記したもの ・庄屋と神社の留守職を兼ねていた武井家への書状
21	有形(工芸) 須恵焼 金鑄染付山水文花生	H17.7.19	久我記念館(寄託)	個人	明治 22 年に焼かれた須恵焼(金鑄焼)。筑前の絵師、村田秋江の絵付けが施される。
22	有形(工芸) 須恵焼 金鑄染付酒注	H17.7.19	久我記念館(寄託)	個人	明治 22 年に焼かれた須恵焼(金鑄焼)。筑前の絵師、村田秋江の絵付けと太宰府の書家、吉嗣排山の書が施される。
23	有形(彫刻) 木造阿弥陀如来立像及木造薬師如来坐像 附 新原保存佛像碑	H25.4.1	新原地蔵堂	新原区	新原地蔵堂に 2 躯の仏像が保存。かつては宇美八幡宮の誕生寺にあったが、幕末の廃仏毀釈の際に、新原の人々と宇美八幡宮の神職が相談してこの地に運び、現在に至る。
24	記念物(史跡) 海軍燃料廠採炭部 新原採炭所本部跡(新原公園) 附 萩尾善次郎銅像、海軍燃料廠第四坑表札、海軍炭鉱創業記念碑道標、志免鉱業所境界標	H25.4.1	新原公園	須恵町	新原公園は、海軍燃料廠採炭部の本部があった場所。明治 21 (1888) 年に海軍が有事の際に石炭を採掘する「海軍予備炭山」に指定。本部は昭和 4 年に志免町に移転し、その跡地は、海軍炭鉱創業 50 周年事業で公園に整備され、現在に至る。

県指定文化財の状況

種目	名称	指定年月日	所在地
1	有形(彫刻) 佐谷 木造十一面観音立像	S29.5.15	佐谷観音谷建正寺観音堂
2	記念物(史跡) 福岡藩磁器御用窯跡	S55.3.1	須恵町上須恵
3	有形(考古資料) 正中二年銘梵字板碑	S60.5.28	佐谷観音谷建正寺観音堂
4	有形民俗 筑前須恵眼目療治関連資料	H17.10.5	-

通信設備が優先利（使）用できる機関名

優先利(使)用するもの	通信設備設置期間		協定 年月日	申込み窓口
・知事 ・市町村長 ・指定行政機関の長 ・指定地方行政機関 の長 ・地方公共団体 ・水防管理者 ・水防団長 ・消防機関の長	県	防災行政無線		県防災危機管理局・県土整備事務所
	県警察本部		昭 39.6.1	県警察本部－通信指令課長 各警察署－署長
	九州地方整備局		昭 40.8.17	情報通信技術課長・事務所長・出張所長
	大阪航空局福岡空港事務所			その都度依頼する。
	福岡管区气象台			その都度依頼する。
	第七管区海上保安本部		昭 39.7.1	警備救難部長 海上保安部長
	JR 九州本社		昭 40.3.15	駅長・信号通信区長・工務センター長
	JR 九州大分支社		昭 40.9.1	〃
	JR 九州熊本支社		昭 40.12.6	〃
	九州電力株式会社、 九州電力送配電株式会社		昭 39.8.18	各支社・営業所・電力所・発電所・ 変電所・制御所・工務所の長
	陸上自衛隊			その都度依頼する。
	航空自衛隊			〃

警報・注意報発表基準一覧表

令和3年6月8日現在
発表官署 福岡管区气象台

須恵町	府県予報区	福岡県		
	一次細分区域	福岡地方		
	市町村等をまとめた地域			
警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指数基準	29	
		土壌雨量指数基準	156	
	洪水	流域雨量指数基準	須恵川流域=12.8	
		複合基準*1	須恵川流域=(14, 11.5)	
		指定河川洪水予報による基準	—	
	暴風	平均風速	20m/s	
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ10cm
			山地	12時間降雪の深さ20cm
	波浪	有義波高		
高潮	潮位			
注意報	大雨	表面雨量指数基準	17	
		土壌雨量指数基準	109	
	洪水	流域雨量指数基準	須恵川流域=10.2	
		複合基準*1	須恵川流域=(9, 10.2)	
		指定河川洪水予報による基準	—	
	強風	平均風速	12m/s	
	風雪	平均風速	12m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ3cm
			山地	12時間降雪の深さ5cm
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪			
	濃霧	視程	100m	
	乾燥	最小湿度40%で、実効湿度60%		
	なだれ	積雪の深さ100cm以上で、次のいずれか 1 気温3℃以上の好天 2 低気圧等による降雨 3 降雪の深さ30cm以上		
低温	夏期: 平年より平均気温が4℃以上低い日が3日続いた後、さらに2日以上続くと予想された場合 冬期: 沿岸部で最低気温が-4℃以下または内陸部-7℃以下			
霜	11月20日までの早霜、3月15日からの晩霜 最低気温3℃以下			
着氷・着雪	大雪警報・注意報の条件下で、気温-2℃~2℃、湿度90%以上			
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	110mm		

*1(表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

令和4年度 風水害時、地震時における配備基準

令和4年4月1日現在

配備	配備基準		班	配備に加わる課等	配備人員	備考(初期対応者)	
	風水害	地震					
災害対策準備体制	第一配備	1. 梅雨期、台風接近時において、福岡地方に大雨、洪水または強風等の 注意報 が発表され、総務課長が必要と認めるとき 2. 3日間の総降水量が50mmを超え、さらに降水量が次に該当し総務課長が必要と認めるとき(30mm/1h、60mm/3h、100mm/1日) 3. その他総務課長が特に必要と認めるとき	1. 須恵町域で 震度4 の地震が観測されたとき 2. その他総務課長が必要と認めるとき	総務班	総務課	4	
				上下水道班	上下水道課	1	
				産業土木班 (衛生班)	都市整備課	1	
					地域振興課	1	
					計	7	
災害警戒本部設置	第二配備	1. 梅雨期、台風接近時において、福岡地方に 大雨、洪水または暴風等の警報 が発表され、総務課長が必要と認めるとき 2. 3日間の総降水量が100mmを超え、さらに降水量が次に該当し総務課長が必要と認めるとき(30mm/1h、60mm/3h、100mm/1日) 3. その他総務課長が特に必要と認めるとき	1. 須恵町域で 震度4 の地震が観測されたとき 2. その他総務課長が必要と認めるとき	総務班	総務課	4	
				上下水道班	上下水道課	3	
				産業土木班 (衛生班)	都市整備課	3	
					地域振興課	3	
					計	22	
	第三配備	1. 第二配備の要件に加えて、 避難所を開設する 必要が生じたとき 2. 第二配備の人員で対処できないと総務課長が判断したとき 3. その他総務課長が特に必要と認めるとき	1. 須恵町域で 震度5弱 の地震が観測されたとき 2. その他総務課長が必要と認めるとき	総務班	総務課	全職員	
					議会事務局	1	
				上下水道班	上下水道課	全職員	
				産業土木班 (衛生班)	都市整備課	全職員	
					地域振興課	全職員	
					まちづくり課	全職員	
					ふるさと応援課	全職員	
				避難所管理班	学校教育課	避難所従事者数	
					子育て支援課	避難所従事者数	
					住民課	避難所従事者数	
社会教育課	避難所従事者数						
税務課	避難所従事者数						
	福祉課	避難所従事者数					
	健康増進課	避難所従事者数					
	消防団本部						
	消防全分団						
	町長						
	副町長						
	計		町長、副町長、消防団本部、消防全分団除く				
災害対策本部設置	第四配備	1. 町内に局地的な 災害が発生した ときまたは 発生する恐れがあるとき 2. その他町長が必要と認めるとき	1. 須恵町域で 震度5強 の地震が観測されたとき 2. その他町長が必要と認めるとき	総務班	総務課	全職員	
					議会事務局	全職員	
				上下水道班	上下水道課	全職員	
				産業土木班 (衛生班)	都市整備課	全職員	
					地域振興課	全職員	
					まちづくり課	全職員	
					ふるさと応援課	全職員	
				教育班	学校教育課	全職員	
					子育て支援課	全職員	
				社会福祉班	社会教育課	全職員	
	福祉課	全職員					
	健康増進課	全職員					
	税務課	全職員					
	出納班	住民課	全職員				
		会計課	全職員				
		消防団本部					
		消防全分団					
		町長					
		副町長					
		教育長					
	計		町長、副町長、教育長、消防団本部、消防全分団除く				
第五配備	1. 第四配備体制では対処できない規模に災害が拡大する恐れがあり、町長が必要と認めるとき 2. 広範囲にわたる被害が発生した時 3. その他、町長が必要と認めるとき	1. 須恵町域で 震度6弱 の地震が観測されたとき 2. その他町長が必要と認めるとき		全職員			
				町長			
				副町長			
				教育長			
	計		町長、副町長、教育長、消防団本部、消防全分団除く				
第六配備	1. 町内全域にわたる災害が発生し、局地的な災害であっても被害が特に甚大な時または大規模な災害発生を免れないと予想され、町長が必要と認めるとき 2. 災害救助法が適用されたとき 3. その他町長が必要と認めるとき	1. 須恵町域で 震度6強 の地震が観測されたとき 2. その他町長が必要と認めるとき		全職員			
				町長			
				副町長			
				教育長			
	計		町長、副町長、教育長、消防団本部、消防全分団除く				

福岡県災害調査報告実施要綱

制定 昭和39年 5月21日

改正 平成 6年 4月 1日

平成10年 4月 1日

(趣 旨)

第1 この要綱は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第53条の規定による報告及び他関係法令又は各省（庁）の要請等により、災害が発生した場合における被害状況を迅速かつ、的確に把握し、もって災害地域の災害応急対策を行うため必要な調査報告事項等について定めるものとする。

(定 義)

第2 この要綱において「災害」とは、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害をいう。

(総括事務)

第3 この災害状況の調査についての総括事務は、次に掲げる区分により行うものとする。

- 1 災害対策本部が設置されないとき、又は設置されるまでの間は、総務部消防防災課において行う。
- 2 災害対策本部が設置されたときは、総合指令部（総括班）において行う。

(報告責任者)

第4 災害時における事務のふくそうをさけるため、市長村長及び関係出先機関の長はあらかじめ報告責任者（この場合「災害報告主任」という。）及び副主任を定めておくものとする。

(報告すべき災害)

第5 市町村長から知事に報告すべき災害はおおむね次のとおりとする。

- 1 災害救助法の適用基準に合致するもの。
- 2 県又は市町村が災害対策本部を設置したもの。
- 3 災害が最初は軽微であっても今後拡大発展するおそれのあるもの、又は2市町村以上にまたがるもので、1の市町村における被害は軽微であっても全県的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの。
- 4 災害による被害に対し、国又は県の特別の財政援助を要するもの。
- 5 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等から見て報告の必要があると認められるもの。

(報告及び提出部数)

第6 市町村長、関係出先機関の長及び本庁関係各部長は、災害による被害状況を次に掲げる区分により知事（又は災害対策本部長）に報告するものとし、被害の判定基準は別表1によるものとする。

1 即 報

災害の発生に際し、死傷者、住家等の被害が発生し、又は避難が行われた場合にあっては、ただちに災害概況即報（様式第1号）を防災行政無線又は電話（ファクシミリを含む。）をもって報告するものとする。

以後、新たに被害が発生したとき、又は増大した場合はその都度遅滞なく様式第1号を提出するものとする。

前記報告のほか、判明した被害状況については様式第2号に掲げる事項を速やかに報告するものとし、以後にあっては毎日、下記に定める時間までに報告するものとする。

なお、被害件数等は「累計数」として取り扱うものとする。

区 分	報 告 時 間	
市 町 村 長	10時00分	15時00分
出先機関の長	10時30分	15時30分
各 部 長	11時00分	16時00分

2 詳 報

災害発生後市町村長にあつては5日以内に、関係出先機関の長にあつては7日以内に、それぞれの関係機関に様式第2号又は様式第3号を提出するものとし、関係各部長は関係出先機関の長からの報告を受けた後、速やかに同様式に掲げる事項を知事（又は災害対策本部長）に提出するものとする。

3 確定報告

応急対策を終了したとき、又は災害対策本部を解散した日から15日以内に様式第2号又は様式第3号を前項に準じて提出しなければならない。

確定報告は、即報及び詳報をもって報告した被害状況の総括的なものであつて、その被害の実態を把握するために必要な証明書、現地写真、図面その他必要な資料を添付するものとする。

4 提出部数

出先機関の長は、各様式とも2部作成し関係部長に提出するものとする。

各部長は、1部を知事（対策本部長）又は総務部長に提出するものとする。

なお、市町村長が出先機関を経由せず直接関係部長あて報告するものにあつては、出先機関の長に準じ2部提出するものとする。

（報告の順序）

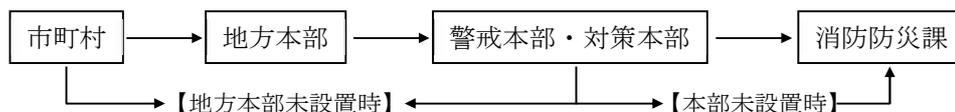
第7 市町村長、関係出先機関の長及び関係各部長の行う災害順序によるものとする。

但し、応急対策等のため急を要すると認められるときは、これによらないことができる。

1 市町村長の報告

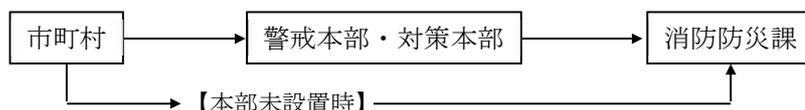
（1）災害概況及び被害状況即報

（様式第1号・様式第2号の1）



（2）被害状況確定報告

（様式第2号の1）



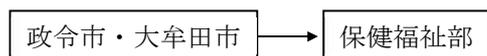
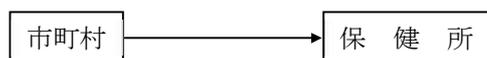
（3）社会福祉施設関係被害即報

（様式第2号の2）



（4）保健環境関係被害即報・詳報・確定報告

（様式第2号の3、様式第3号の1）



（5）商工業関係被害即報・詳報・確定報告

（様式第2号の4、様式3号の2）



（6）農業関係被害即報・詳報・確定報告

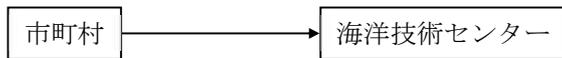
（様式第2号の5、様式3号の3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、14、15）



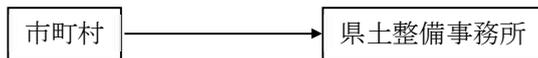
(7) 林業関係被害即報・詳報・確定報告
(様式第2号の6、7、8、9、10)



(8) 水産関係被害即報・詳報・確定報告
(様式第2号の11、12)



(9) 土木関係被害即報・詳報・確定報告
(様式第2号の13、様式3号の16)



(10) 建築都市関係被害即報・詳報・確定報告
(様式第2号の14、15、様式3号の17)

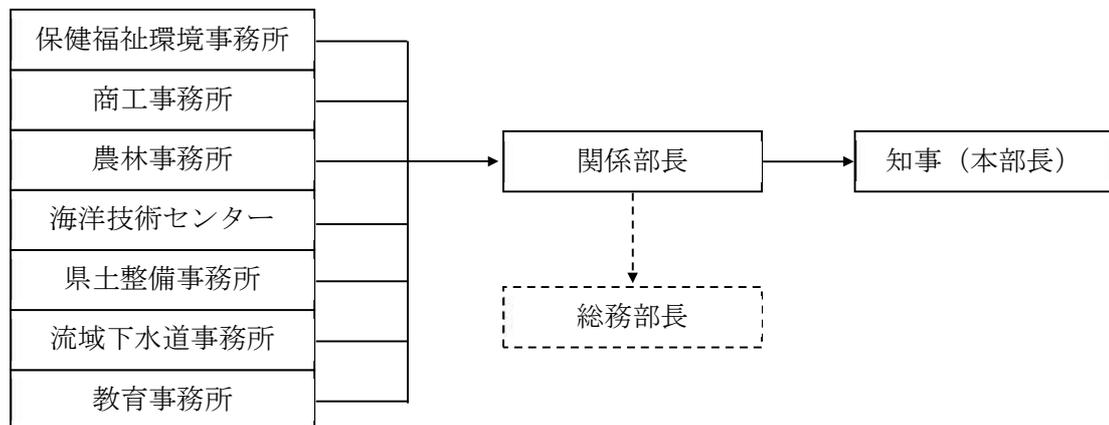


(11) 教育関係被害即報・詳報・確定報告
(様式第2号の16)



2 出先機関の長の報告

市町村から報告を受けた出先機関の長は、速やかに関係部長に報告するものとする。



3 各部長の長の報告

- (1) 各部長は、出先機関の長からの報告を受けた後、速やかにその状況を書面をもって知事（又は災害対策本部長）に報告するものとする。
- (2) 被害額については、様式第4号により報告するものとする。
- (3) 災害対策本部が設置されていないときは、災害ごとに様式第2号の1及び様式第4号を総務部長（消防防災課）に報告するものとする。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

別表 1

被害区分			備考
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。	
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いがある者とする。	
	重傷者	当該被害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち1ヶ月以上の治療を要する見込みのものとする。	
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち1ヶ月未満で治療できる見込みのものとする。	
住家被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。	
	全壊	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊もしくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ面積の70%以上に達したもの、または住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のものとする。	
	半壊	住家の損壊が甚しいが補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には損壊部分が、その住家の延べ面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のものとする。	
	一部損壊	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。	
	床上浸水	住家の床より上に浸水したものと及び全壊・半壊には該当しないが土砂竹林の堆積により一時的に居住することができないものとする。	
	床下浸水	床上浸水にはいたらない程度に浸水したものとする。	
非住家被害	非住家	住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは当該部分は住家とする。	非住家被害は全壊又は半壊のもののみを記入するものとする
	公共建物	例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。	
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。	
その他	田の流失埋没	田の耕土が流出し、又は砂利等の堆積のため耕作が不能になったものとする。	
	畑の流失埋没及び畑の冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。	
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。	
その他	道路	道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路のうち橋りょうを除いたものとする。	
	橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。	
	河川	河川法(昭和39年法律第167号)が適用され、もしくは準用される河川もしくはその他の河川またはこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。	
	港湾	港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第5号に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設または港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。	
	砂防	砂防法(明治30年法律第29号)第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設または第3条の2の規定によって天然の河岸とする。	
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。	
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。	
	被害船舶	ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で船体が没し、航行不能となったもの及び流出し所在が不明になったもの並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。	

被害区分		備考
航空機被害	人が乗って航空の用に供することができる飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船等の機器が被害を受けたものとする。	
電話	災害により通信不能となった電話の回線数とする。	
電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。	
水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。	
ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。	
ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。	
り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば寄宿舎、下宿、その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。	住屋の一部破損及び床上浸水の被害世帯は含まない。
り災者	り災世帯の構成員とする。	
被害金額	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産施設	農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)による補助対策となる施設をいい、具体的には農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び協同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業国庫負担法(昭和26年法律第97号)による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
	その他の公共施設	公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
	災害中間年報及び災害年報の被害金額の記入方法	公立文教施設、水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については査定済額を記入し、未査定額(被害見込額)はカッコ外書きとするものとする。
	公共施設被害市町村	公共文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料商品、生産機械器具等とする。

災害に関する対策のための放送要請に関する協定

災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第57条に規定する放送に関して、福岡県知事と日本放送協会福岡放送局長は、同法施行令第22条の規定に基づき協議し、災害に関する対策のための放送要請に関する手続きについて次のとおり協定する。

第1条 福岡県知事（以下「甲」という。）が法第57条の規定に基づき、日本放送協会福岡放送局長（以下「乙」という。）に、放送を要請するときの手続は、この協定の定めるところによって行う。

第2条 甲が乙に、放送を要請しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した文書をもって要請するものとする。

- (1) 放送を要請しようとする理由
- (2) 放送事項
- (3) 放送を行なう日時および放送系統
- (4) その他必要な事項

2 要請は、緊急を要するときは電話をもって要請することができるものとする。この場合事後すみやかに文書を提出するものとする。

第3条 乙は、甲からの放送の要請をうけたときは、その内容を検討し、法第57条の規定に適合するときは、放送の形式、内容、時刻及び放送系統等をそのつど決定し、すみやかに放送するものとする。

第4条 要請手続の円滑を図るため、福岡県民生部消防災害課長及び福岡放送局放送部長を連絡責任者とする。

第5条 この協定に規定する事項に関係して疑義等が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

第6条 この協定は、締結の日から効力を生ずる。

この協定締結の証として本書2通を作成し当事者が記名押印のうえ、おのおの一通を保有する。

昭和41年10月17日

甲	福岡県知事	鶴崎 多一
乙	日本放送協会福岡放送局長	川嶋 浩

(注) 福岡県は同様の協定を以下の9放送局（会社）と締結している。

日本放送協会北九州放送局	株式会社テレビ西日本
株式会社福岡放送	株式会社エフエム福岡
九州朝日放送株式会社	アール・ケー・ビー毎日放送株式会社
株式会社ティー・エックス・エヌ九州	株式会社CROSSFM
株式会社ラブエフエム国際放送	

緊急警報放送に関する確認

福岡県が日本放送協会福岡放送局に対して行う緊急警報放送に関する要請は、下記により行うことを確認する。

- 1 放送要請は、昭和41年10月17日締結の「災害に関する対策のための放送要請に関する協定」に基づいて行うものとする。
- 2 緊急警報は、福岡県知事が福岡放送局長に対して要請するものとする。ただし、市町村において緊急止むを得ない事情がある場合は、直接要請することができるものとするが、この場合も市町村長は、放送要請後速やかに知事にその要旨を報告するものとする。
- 3 緊急警報の要請は、災害が発生し、又は発生するおそれがある次の場合に行うものとする。
 - (1) 事態が切迫し、避難勧告・命令や警戒区域の設定等についての情報伝達に緊急を要する場合
 - (2) 通常の市町村防災機関等の伝達手段では対応が困難で、伝達のための特別の必要がある場合
- 4 緊急放送要請は、別記様式により、電話及びファックス等を使って行うものとする。
- 5 災害が県境を越えて隣接県に波及するおそれがある場合は、県は隣接県と連絡をとって、別途隣接県所在のNHK放送局に連絡するが、福岡放送局も隣接局に連絡をとるものとする。
- 6 その他、緊急警報放送の取り扱いについて問題点や疑義等が生じた場合は、随時協議して改善を図ることとする。

昭和61年9月16日

福岡県民生部消防防災課長	矢野 清弘
日本放送協会福岡放送局放送部長	飯野 毅紀

(ファックス、電話用)

件名 **放送要請について**

令和 年 月 日 災害対策本部第 号

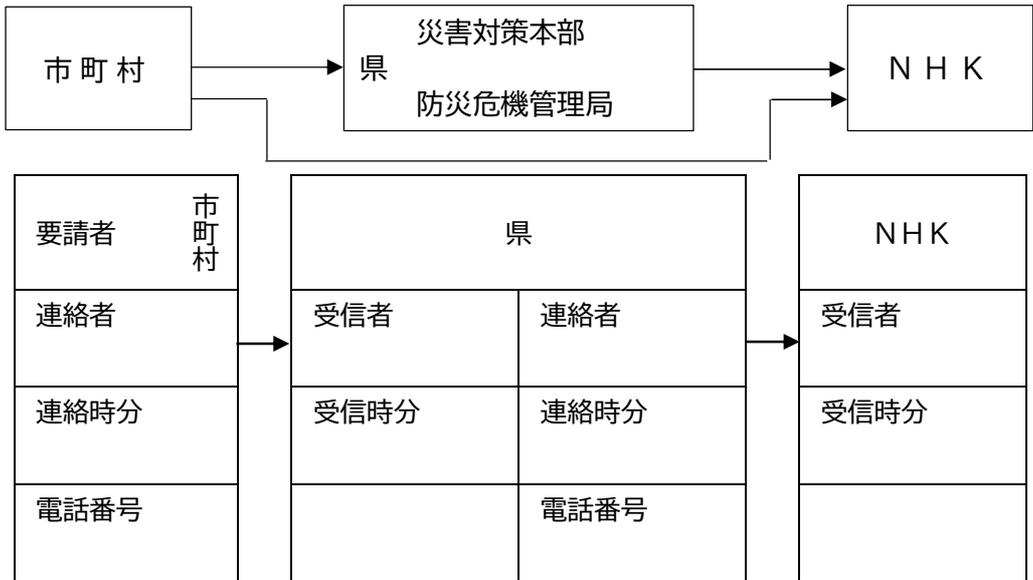
- 1. 要請理由
 - ① 避難指示、警報等の周知、徹底を図るため
 - ② 災害時の混乱を防止するため
 - ③ 市町村から要請があったため
 - ④ 災害対策本部配備要員を招集するため

2. 放送事項 (内容、対象地域等)

- 3. 放送希望日
 - ① 直ちに
 - ② 月 日

4. その他

連絡系統



※ 被要請機関 (県・NHK) は、折り返し要請者に電話し、内容の確認を行うこと。

災害派遣要請依頼書様式（市町村長→知事）

		文章番号		
		年	月	日
福岡県知事	殿			
		須恵町長		印
		自衛隊の災害派遣について（要請）		
		自衛隊法第83条により、下記のとおり災害派遣を要請します		
		記		
		1 災害の状況および派遣を必要とする理由		
		2 派遣を希望する期間		
		3 派遣を希望する区域および活動内容		
		4 その他参考となるべき事項		

災害派遣撤収依頼書様式（市町村長→知事）

		文章番号		
		年	月	日
福岡県知事	殿			
		須恵町長		印
		自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について		
		年 月 日付第 号により自衛隊の災害派遣を要請しましたが、災害応急対策作業が一応完了しましたので、下記のとおり撤収方お願いいたします。		
		記		
		1 派遣要請日時		
		2 派遣された部隊		
		3 派遣人員及び従事作業		
		4 その他参考となるべき事項		

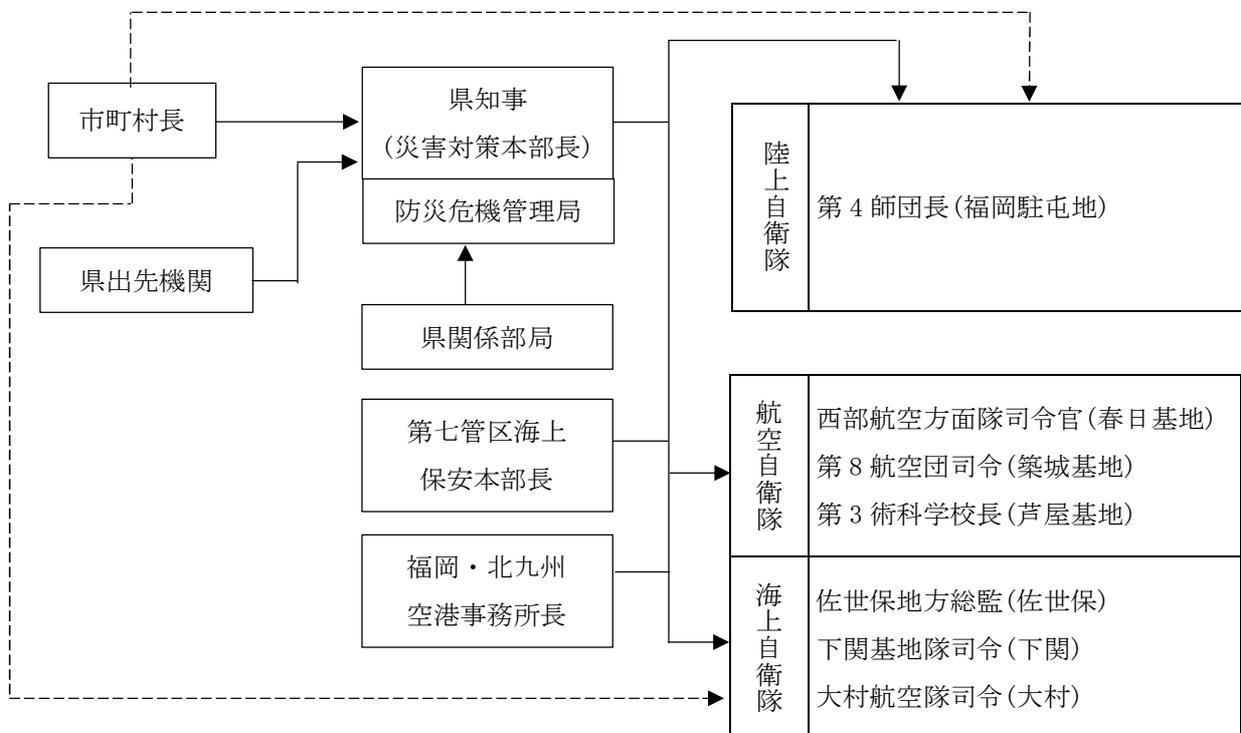
災害派遣被要請部隊名

	駐屯地等	所在地	電話番号	指定部隊の長	備考
陸上	福岡駐屯地※	春日市大和町	(092) 591-1020	第4師団長	福岡・筑紫野・春日・大野城・宗像・太宰府・糸島・古賀・福津・那珂川市、糟屋郡
	飯塚駐屯地	飯塚市大字津島	(0948) 22-7651	第2高射 特科団長	直方・飯塚・田川・嘉麻・宮若市、鞍手・嘉穂・田川郡
航空	春日基地※	春日市原町	(092) 581-4031	西部航空方面隊 司令官	
	芦屋基地※	遠賀郡芦屋町	(093) 223-0981	芦屋基地司令	
	築城基地※	築上郡築上町	(0930) 56-1150	築城基地司令	
海上	佐世保地方 総監部※	長崎県佐世保市	(0956) 23-7111	佐世保地方総監	
	下関基地隊	山口県下関市	(0832) 86-2323	下関基地隊司令	
	大村航空隊	長崎県大村市	(0957) 52-3131	大村航空隊司令	

(注) ※は、県知事の派遣要請窓口を示す。

※須恵町の担当部隊は福岡駐屯地第4後方支援連隊。

災害派遣要請系統図



災害救助法（抜粋）

（昭和22年法律第118号）

（目的）

第1条 この法律は、災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、被災者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的とする。

（救助の対象）

第2条 この法律による救助（以下「救助」という。）は、都道府県知事が、政令で定める程度の災害が発生した市（特別区を含む。以下同じ。）町村（以下「災害発生市町村」という。）の区域（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市にあつては、当該市の区域又は当該市の区若しくは総合区の区域とする。次条第1項において同じ。）内において当該災害により被害を受け、現に救助を必要とする者に対して、これを行う。

（都道府県知事等の努力義務）

第3条 都道府県知事又は救助実施市の長（以下「都道府県知事等」という。）は、救助の万全を期するため、常に、必要な計画の樹立、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金の整備に努めなければならない。

（救助の種類等）

第23条 救助の種類は、次の通りとする。

- （1）避難所及び応急仮設住宅の供与
- （2）炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- （3）被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- （4）医療及び助産
- （5）被災者の救出
- （6）被災した住宅の応急修理
- （7）生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- （8）学用品の給与
- （9）埋葬
- （10）前各号に規定するもののほか、政令で定めるもの

2 救助は、都道府県知事が必要があると認めた場合においては、前項の規定にかかわらず、救助を要する者（埋葬については埋葬を行う者）に対し、金銭を支給してこれを行うことができる。

3 救助の程度、方法及び期間に関し必要な事項は、政令で定める。

（事務処理の特例）

第13条 都道府県知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を災害発生市町村の長が行うこととすることができる。

2 前項の規定により災害発生市町村の長が行う事務を除くほか、災害発生市町村の長は、都道府県知事が行う救助を補助するものとする。

（繰替支弁）

第30条 都道府県知事は、第13条第1項の規定により救助の実施に関するその権限に属する事務の一部を災害発生市町村の長が行うこととした場合又は都道府県が救助に要する費用を支弁するいとまがない場合においては、当該救助に係る災害発生市町村に、救助の実施に要する費用を一時繰替支弁させることができる。

災害救助法施行令（抜粋）

（昭和22年政令第225号）

（災害の範囲）

第1条 災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）第2条に規定する政令で定める程度の災害は、次の各号のいずれかに該当する災害とする。

- （1）当該市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市にあつては、当該市の区域又は当該市の区若しくは総合区の区域とする。以下同じ。）内の人口に応じそれぞれ別表第1に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと。
- （2）当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内において、当該都道府県の区域内の人口に応じそれぞれ別表第2に定める数以上の世帯の住家が滅失した場合であつて、当該市町村の区域内の人口に応じそれぞれ別表第3に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと。
- （3）当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内において、当該都道府県の区域内の人口に応じそれぞれ別表第4に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合であつて、多数の世帯の住家が滅失したこと。
- （4）多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であつて、内閣府令で定める基準に該当すること。

2 前項第1号から第3号までに規定する住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は二世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は三世帯をもって、それぞれ住家が滅失した一の世帯とみなす。

（救助の程度、方法及び期間）

第3条 救助の程度、方法及び期間は、応急救助に必要な範囲内において、内閣総理大臣が定める基準に従い、あらかじめ、都道府県知事又は救助実施市の長（以下「都道府県知事等」という。）が、これを定める。

2 前項の内閣総理大臣が定める基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

別表第1（第1条関係）

市町村の区域内の人口		住家が滅失した世帯の数
5,000人未満		30
5,000人以上	15,000人未満	40
15,000人以上	30,000人未満	50
30,000人以上	50,000人未満	60
50,000人以上	100,000人未満	80
100,000人以上	300,000人未満	100
300,000人以上		150

別表第2（第1条関係）

都道府県の区域内の人口		住家が滅失した世帯の数
1,000,000人未満		1,000
1,000,000人以上	2,000,000人未満	1,500
2,000,000人以上	3,000,000人未満	2,000
3,000,000人以上		2,500

別表第3（第1条関係）

市町村の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
5,000人未満	15
5,000人以上 15,000人未満	20
15,000人以上 30,000人未満	25
30,000人以上 50,000人未満	30
50,000人以上 100,000人未満	40
100,000人以上 300,000人未満	50
300,000人以上	75

別表第4（第1条関係）

都道府県の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
1,000,000人未満	5,000
1,000,000人以上 2,000,000人未満	7,500
2,000,000人以上 3,000,000人未満	9,000
3,000,000人以上	12,000

災害救助法施行令第1条第1項第3号の内閣府令で定める 特別の事情等を定める内閣府令（抜粋）

（平成25年内閣府令第68号）

（令第1条第1項第3号の内閣府令で定める特別の事情）

第1条 災害救助法施行令（以下「令」という。）第1条第1項第3号に規定する内閣府令で定める特別の事情は、被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすることとする。

（令第1条第1項第4号の内閣府令で定める基準）

第2条 令第1条第1項第4号に規定する内閣府令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- （1）災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。
- （2）被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

福岡県災害救助法施行細則

(昭和40年福岡県規則第44号)

(趣旨)

第1条 この規則は、災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）の実施について、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号。以下「政令」という。）及び災害救助法施行規則（昭和22年総理庁令、厚生省令、内務省令、大蔵省令、運輸省令第1号。以下「省令」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2条 削除

(救助実施区域の告示)

第3条 知事は、法第2条の規定による救助（以下「救助」という。）を開始したときは、速やかに当該救助を適用する市町村（法第2条の2第1項に規定する救助実施市を除く。以下同じ。）の地域を告示するものとする。

(市長村長の緊急処置)

第4条 市長村長（法第2条の2第1項に規定する救助実施市を除く。以下同じ。）は、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、法第30条第2項の規定に基づき救助に着手することができる。

(救助の組織)

第4条の2 災害救助に関する事務を処理するため、福祉労働部に災害救助部（以下「部」という。）を置く。

2 部に部長及び副部長を置き、部長には福祉労働部長を、副部長には福祉労働部次長をもつて充てる。

3 部に別表の上欄に掲げる班を置き、同表の下欄に掲げる区域を管轄させる。

4 班に班長及び班員を置き、班長には別表の中欄に掲げる組織の長の職にある者をもつて充て、班員には同表の中欄に掲げる組織に所属する職員をもつて充てる。

(救助の程度、方法及び期間)

第5条 知事は、政令第3条第1項の規定による救助の程度、方法及び期間を定めたときは、これを告示するものとする。

2 前項の規定により難い特別の事情があるときは、別に定めるところによるものとする。

(物資の収用等の場合の公用令書等)

第6条 省令第1条に規定する公用令書、公用変更令書及び公用取消令書の様式は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 公用令書（様式第3号から様式第3号の4まで）

(2) 公用変更令書（様式第4号）

(3) 公用取消令書（様式第5号）

2 知事は、前項第1号の公用令書を交付するときは、強制物件台帳（様式第6号）に、これを登録するものとする。

3 第1項第2号又は第3号の公用変更令書又は公用取消令書を交付したときは、強制物件台帳に、その理由を詳細に記録し、公用変更令書にあっては、変更事項を記録しなければならない。

第7条 削除

(物資の収用等の引渡時における所有者等の立会い)

第8条 省令第2条第3項の規定により、当該職員が収用又は使用すべき物資の引渡しを受け受領調書（様式第7号）を作成しようとするときは、その物資の所有者又は権限に基づいてその物資を占有する者の立ち会いの下で行わなければならない。ただし、やむをえない場合においては、この限りでない。

(損失補償請求書)

第9条 省令第3条の規定により、損失補償請求書（様式第8号）の提出があったとき及びこれに基づき損失の補償を行ったときは、第6条第2項の強制物件台帳に所要の事項を記録するものとする。

(従事命令の場合の公用令書等)

第10条 省令第4条に規定する公用令書及び公用取消令書の様式は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 公用令書(様式第9号)
- (2) 公用取消令書(様式第10号)

2 前項第1号の公用令書を交付するときは、救助従事者台帳(様式第11号)に、これを登録するものとする。

3 第1項第2号の公用取消令書を交付したときは、救助従事者台帳に、その理由を詳細に記録してこれを抹消しなければならない。

(協力命令の場合の様式等)

第11条 法第8条に規定する救助に関する業務に協力させる者には、協力令書(様式第12号)を交付するものとする。ただし、そのいとまがないときはこの限りでない。

2 前項の協力令書を交付するときは、救助協力者台帳(様式第13号)に、これを登録するものとする。

第12条 削除

(従事命令に従事できない場合の届出)

第13条 省令第4条第2項の規定による届出に当たり添付する書類は、次のものとする。

- (1) 負傷又は疾病により従事することができない場合においては、医師の診断書
- (2) 天災その他の避けられない事故により従事することができない場合においては、市町村長、警察官その他適当な機関の証明書

(実費弁償)

第14条 知事は、政令第5条の規定による実費弁償に関して必要な事項を定めたときは、これを告示するものとする。

(実費弁償請求書の様式)

第15条 省令第5条に規定する実費弁償請求書は、様式第14号による。

(立入検査証)

第16条 法第10条第3項において準用する法第6条第4項の規定により、当該職員が立入検査にあたって、携帯する証票は様式第15号による。

第17条 削除

(扶助金支給申請書の様式等)

第18条 省令第6条第1項の規定による扶助金支給申請書は様式第18号による。

2 前項の扶助金申請書のうち、休業扶助金及び打切扶助金に係る申請書の提出に当たり、添付する書類は次のものとする。

- (1) 休業扶助金支給申請書については、負傷し、又は疾病にかかり、従前得ていた収入を得ることができず、かつ、他に収入のみちがない等特に給付を必要とする理由を詳細に記載した書類及び証明書等
- (2) 打切扶助金支給申請書については、療養の経過、症状、治ゆまでの見込期間等に関する医師の意見書

3 省令第6条第1項の規定により、扶助金支給申請書の提出があつたとき及びこれに基づき扶助金の支給を行つたときは、第10条第2項の救助従事者台帳又は第11条第2項の救助協力者台帳に所要の事項を記載するものとする。

(知事の権限に属する事務の一部を市町村長が行うこととする場合の通知)

第19条 知事は、法第13条第1項の規定により救助の実施に関するその権限に属する事務の一部を市町村長が行うこととするときは、様式第19号により政令第23条第1項の規定による通知を行うものとする。

(繰替支弁)

第20条 法第30条の規定による市町村長の救助の実施に要する費用は、市町村において一時繰替支弁をするものとする。

(繰替支弁金請求書及び提出期限)

第21条 市町村長は、前条の規定により一時繰替支弁をしたときは、救助に関する業務の完了後60日以内に次の各号に掲げる書類を知事に提出するものとする。

- (1) 災害救助費繰替支弁金請求書(様式第21号及び第21号の2)
- (2) 救助業務に要した経費算出内訳(様式第22号)
- (3) 被害状況調(様式第24号)
- (4) 災害救助費繰替支弁状況調(様式第25号)
- (5) 歳入歳出予算書抄本及び支払証拠書類の写し

2 市町村長は、前条に規定する費用について、概算払を受けようとするときは災害救助費繰替支弁金概算払請求書(様式第26号)を、精算を行うときは災害救助費繰替支弁金精算請求書(様式第27号)に前項第2号から5号までに掲げる書類を添付して、知事に提出するものとする。

第22条 削除
(救助事務費)

第23条 知事は、法第18条第1項に規定する救助の事務を行うのに必要な費用として支出できる範囲及び限度額等を定めたときは、これを告示するものとする。

(災害救助基金台帳)

第24条 法第22条の規定に基づき設置した福岡県災害救助基金に係る収入及び支出については、福岡県災害救助基金台帳(様式第43号及び様式第44号)に記載し、常時その状況を明らかにするものとする。

(補 則)

第25条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和40年4月1日から適用する。

(中略)

附 則(令和元年規則第25)

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則(令和2年規則第22号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別表(第4条の2関係)

班名	組織	管轄区域
救助総括班	福祉労働部福祉総務課	県下全域(法第2条の2第1項に規定する救助実施市を除く。)
筑紫救助班	福岡県筑紫保健福祉環境事務所	筑紫野市 春日市 大野城市 太宰府市 那珂川市
粕屋救助班	福岡県粕屋保健福祉環境事務所	古賀市 糟屋郡
糸島救助班	福岡県糸島保健福祉事務所	糸島市
宗像・遠賀救助班	福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所	中間市 宗像市 福津市 遠賀郡
嘉徳・鞍手救助班	福岡県嘉徳・鞍手保健福祉環境事務所	直方市 飯塚市 宮若市 嘉麻市 鞍手郡 嘉徳郡
田川救助班	福岡県田川保健福祉事務所	田川市 田川郡
北筑後救助班	福岡県北筑後保健福祉環境事務所	久留米市 小郡市 うきは市 朝倉郡 三井郡
南筑後救助班	福岡県南筑後保健福祉環境事務所	大牟田市 柳川市 八女市 筑後市 大川市 みやま市 三潴郡 八女郡
京築救助班	福岡県京築保健福祉環境事務所	行橋市 豊前市 京都郡 築上郡

福岡県災害救助法施行細則に基づく救助の程度等

(令和2年福岡県告示第344号)

第1 救助の程度、方法及び期間

福岡県災害救助法施行細則（昭和40年福岡県規則第44号。以下「規則」という。）第5条第1項の救助の程度、方法及び期間は、次に定めるところによる。

1 避難所及び応急仮設住宅の供与

(1) 避難所

ア 避難所は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与するものとする。

イ 避難所は、学校、公民館等既存建物の利用を原則とするが、これら適当な建物を得難いときは、野外に仮小屋を設置し、天幕を設営し、又はその他の適切な方法により実施する。

ウ 避難所設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費及び光熱水費並びに仮設便所等の設置費とし、1人1日当たり330円以内とする。

エ 福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であって避難所での避難生活において特別な配慮を必要とする者に供与する避難所をいう。）を設置した場合は、ウの金額に、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができる。

オ 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル、旅館等の宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。

カ 避難所を開設できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。

(2) 応急仮設住宅

応急仮設住宅は、住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し供与するもの（以下「建設型応急住宅」という。）、民間賃貸住宅を借上げて供与するもの（以下「賃貸型応急住宅」という。）又はその他適切な方法により供与するものとする。

ア 建設型応急住宅

(ア) 建設型応急住宅の設置に当たっては、原則として、公有地を利用する。ただし、これら適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することが可能である。

(イ) 建設型応急住宅の1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、地域の実情、世帯構成等に応じて別に定め、その設置のため支出できる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、5,714,000円以内とする。

(ウ) 建設型応急住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、50戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できる。

(エ) 福祉仮設住宅（老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。）を建設型応急住宅として設置できる。

(オ) 建設型応急住宅は、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置しなければならない。

(カ) 建設型応急住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第3項又は第4項による期限内（最長2年以内）とする。

(キ) 建設型応急住宅の供与終了に伴う建設型応急住宅の解体撤去及び土地の原状回復のため支出できる費用は、当該地域における実費とする。

イ 賃貸型応急住宅

(ア) 賃貸型応急住宅の1戸当たりの規模は、世帯の人数に応じてア(イ)に定める規模に準ずることとし、その借上げのため支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。

(イ) 賃貸型応急住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借上げ、提供しなければならない。

(ウ) 賃貸型応急住宅を供与できる期間は、ア(カ)と同様の期間とする。

2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

(1) 炊き出しその他による食品の給与

ア 炊き出しその他による食品の給与は、避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者に対して行うものとする。

イ 炊き出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。

ウ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、1人1日当たり1,160円以内とする。

エ 炊き出しその他による食品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。

(2) 飲料水の供給

ア 飲料水の供給は、災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行うものとする。

イ 飲料水の供給を実施するため支出できる費用は、水の購入費のほか、給水及び浄水に必要な機械器具の借上費、修繕費、燃料費並びに薬品及び資材費とし、当該地域における通常の実費とする。

ウ 飲料水の供給を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。

3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

(1) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。）若しくは全島避難等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものとする。

(2) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うものとする。

ア 被服、寝具及び身の回り品

イ 日用品

ウ 炊事用具及び食器

エ 光熱材料

(3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次の額以内とする。なお、季別は、災害発生の日をもって決定する。

ア 住家の全壊、全焼又は流失による被害を受けた世帯

季別	期間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人 を増すごとに 加算する額
夏季	4月～ 9月	18,800円	24,200円	35,800円	42,800円	54,200円	7,900円
冬季	10月～ 3月	31,200円	40,400円	56,200円	65,700円	82,700円	11,400円

イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

季別	期間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算する額
夏季	4月～9月	6,100円	8,300円	12,400円	15,100円	19,000円	2,600円
冬季	10月～3月	10,000円	13,000円	18,400円	21,900円	27,600円	3,600円

(4) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

4 医療及び助産

(1) 医療

ア 医療は、災害のため医療の途を失った者に対して、応急的に処置するものとする。

イ 医療は、救護班によって行う。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合においては、病院又は診療所（あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）及び柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師（以下「施術者」という。）を含む。）において医療（施術者が行うことのできる範囲の施術を含む。）を行うことができるものとする。

ウ 医療は、次の範囲内にて行う。

(ア) 診療

(イ) 薬剤又は治療材料の支給

(ウ) 処置、手術その他の治療及び施術

(エ) 病院又は診療所への収容

(オ) 看護

エ 医療のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は協定料金の額以内とする。

オ 医療を実施できる期間は、災害発生の日から14日以内とする。

(2) 助産

ア 助産は、災害発生の日以前又は以後の7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失ったものに対して行うものとする。

イ 助産は、次の範囲内において行う。

(ア) 分べんの介助

(イ) 分べん前及び分べん後の処置

(ウ) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

ウ 助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の2割引以内の額とする。

エ 助産を実施できる期間は、分べんした日から7日以内とする。

5 被災者の救出

(1) 被災者の救出は、災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明状態にある者を捜索し、救出するものとする。

(2) 被災者の救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。

(3) 被災者の救出を実施できる期間は、災害発生の日から3日以内とする。

6 被災した住宅の応急修理

(1) 被災した住宅の応急修理は、災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければならない居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものとする。

(2) 被災した住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のため支出できる費用は、1世帯当たり次に掲げる額以内とする。

ア イに掲げる世帯以外の世帯 595,000 円

イ 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 300,000 円

(3) 被災した住宅の応急修理は、災害発生の日から1箇月以内に完了しなければならない。

7 生業に必要な資金の貸与

(1) 生業に必要な資金の貸与は、住家が全壊、全焼又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行うものとする。

(2) 生業に必要な資金は、生業を営むために必要な機械器具、資材等を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込みの確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与するものとする。

(3) 生業に必要な資金の貸与として貸し付けることができる金額は、次の額以内とする。

ア 生業費 1件当たり 30,000 円

イ 就職支度費 1件当たり 15,000 円

(4) 生業に必要な資金の貸与には、次の条件を付するものとする。

ア 貸与期間 2年以内

イ 利子 無利子

(5) 生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から1箇月以内に完了しなければならない。

8 学用品の給与

(1) 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行うものとする。

(2) 学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うものとする。

ア 教科書

イ 文房具

ウ 通学用品

(3) 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額以内とする。

ア 教科書代

(ア) 小学校児童及び中学校生徒

教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費

(イ) 高等学校等生徒

正規の授業で使用する教材を給与するための実費

イ 文房具及び通学用品費

小学校児童 1人当たり 4,500 円

中学校生徒 1人当たり 4,800 円

高等学校等生徒 1人当たり 5,200 円

(4) 学用品の給与は、災害発生の日から教科書については1箇月以内、その他の学用品については15日以内に完了しなければならない。

9 埋葬

- (1) 埋葬は、災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものとする。
 - (2) 埋葬は、次の範囲内において、なるべく棺又は棺材等の現物をもって実際に埋葬を実施する者に支給する。
 - ア 棺（付属品を含む。）
 - イ 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）
 - ウ 骨つぼ及び骨箱
 - (3) 埋葬のため支出できる費用は、1体当たり大人 215,200 円、小人 172,000 円以内とする。
 - (4) 埋葬は、災害発生の日から 10 日以内に完了しなければならない。
- 10 死体の捜索
- (1) 死体の捜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものとする。
 - (2) 死体の捜索のため支出できる費用は、舟艇その他捜索のための機械器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。
 - (3) 死体の捜索は、災害発生の日から 10 日以内に完了しなければならない。
- 11 死体の処理
- (1) 死体の処理は、災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行うものとする。
 - (2) 死体の処理は、次の範囲内において行う。
 - ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置
 - イ 死体の一時保存
 - ウ 検案
 - (3) 検案は、原則として救護班によって行う。
 - (4) 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによる。
 - ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、1体当たり 3,500 円以内とする。
 - イ 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するために既存建物を利用する場合にあっては当該施設の借上費について通常の実費とし、既存建物を利用できない場合にあっては一体当たり 5,400 円以内とする。ただし、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できるものとする。
 - ウ 救護班により検案ができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とする。
 - (5) 死体の処理は、災害発生の日から 10 日以内に完了しなければならない。
- 12 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去
- (1) 障害物の除去は、居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に対して行うものとする。
 - (2) 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費等とし、市町村内において障害物の除去を行った 1 世帯当たりの平均が 137,900 円以内とする。
 - (3) 障害物の除去は、災害発生の日から 10 日以内に完了しなければならない。
- 13 応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費
- (1) 応急救助のため輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とする。
 - ア 被災者の避難に係る支援
 - イ 医療及び助産
 - ウ 被災者の救出
 - エ 飲料水の供給
 - オ 死体の捜索

- カ 死体の処理
 - キ 救済用物資の整理配分
- (2) 応急救助のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。
- (3) 応急救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間以内とする。

第2 実費弁償

規則第14条の実費弁償に関して必要な事項は、次に定めるところによる。

- 1 災害救助法施行令（昭和22年政令第225号。以下「政令」という。）第4条第1号から第4号までに掲げる者
 - (1) 日当
 - ア 医師及び歯科医師 1人1日当たり 22,300円以内
 - イ 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、歯科衛生士、保健師及び助産師 1人1日当たり 17,200円以内
 - ウ 看護師及び准看護師 1人1日当たり 15,300円以内
 - エ 救急救命士 1人1日当たり 15,300円以内
 - オ 土木技術者及び建築技術者 1人1日当たり 16,100円以内
 - カ 大工 1人1日当たり 23,700円以内
 - キ 左官 1人1日当たり 22,600円以内
 - ク とび職 1人1日当たり 23,000円以内
 - (2) 時間外勤務手当
職種ごとに(1)のアからクまでに定める日当額を基礎とし、福岡県職員の給与に関する条例（昭和32年福岡県条例第41号）第2条の職員との均衡を考慮して算定した額以内とする。
 - (3) 旅費
福岡県職員等の旅費に関する条例（昭和32年福岡県条例第57号）の規定により支給すべき旅費に相当する額以内とする。
- 2 政令第4条第5号から第10号までに掲げる者
業者のその地域における慣行料金による支出実費に、手数料としてその100分の3の額を加算した額以内とする。

第3 救助事務費

規則第23条の救助の事務を行うのに必要な費用（以下「救助事務費」という。）として支出できる範囲及び限度等は、次に定めるところによる。

- 1 救助事務費に支出できる範囲は、救助の事務を行うのに要した経費（救助の実施期間内のものに限る。）及び災害救助費の精算の事務を行うのに要した経費とし、次に掲げる費用とする。
 - (1) 時間外勤務手当
 - (2) 賃金職員等雇上費
 - (3) 旅費
 - (4) 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料をいう。）
 - (5) 使用料及び賃借料
 - (6) 通信運搬費
 - (7) 委託費
- 2 各年度において、救助事務費に支出できる費用は、災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る1の(1)から(7)までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳

出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める割合を乗じて得た額の合計額以内とする。

国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額の区分	割合
3千万円以下の部分	100分の10
3千万円を超え6千万円以下の部分	100分の9
6千万円を超え1億円以下の部分	100分の8
1億円を超え2億円以下の部分	100分の7
2億円を超え3億円以下の部分	100分の6
3億円を超え5億円以下の部分	100分の5
5億円を超える部分	100分の4

- 3 2の「救助事務費以外の費用の額」とは、第1に定める救助の実施のために支出した費用及び第2に定める実費弁償のため支出した費用を合算した額、法第9条第2項に規定する損失補償に要した費用の額、政令第8条第2項に定めるところにより算定した法第12条の扶助金の支給基礎額を合算した額、法第19条に規定する委託費用の補償に要した費用の額並びに法第20条第1項に規定する求償に対する支払いに要した費用の額（救助事務費の額を除く。）の合計額をいう。

災害 地震防災応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 緊急通行車両等事前届出書 福岡県公安委員会 殿 届出者住所 (電話) 氏名 印		災害 地震防災応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 緊急通行車両等事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する 年 月 日 福岡県公安委員会 印	
番号標に表示されている番号	車輦の用途 (緊急輸送を行う車輦にあつては、輸送人員又は品名)	住所 (電話)	(注) 1 大規模地震対策特別措置法 (昭和 53 年法律第 73 号)、災害対策基本法 (昭和 36 年法律第 223 号)、原子力災害対策特別措置法 (平成 11 年法律第 156 号) 又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 (平成 16 年法律第 112 号) に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続きを受けてください。 2 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損した場合には、公安委員会 (警察本部経由) に届け出て再交付を受けてください。 3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 (1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。 (2) 緊急通行車両等が廃車になったとき。 (3) その他緊急通行車両等としての必要性がなくなつたとき。
使用者	氏名	氏名	
出 発 地	(注) この事前届出書は 2 部作成して、当該車輦を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車輦の使用の本拠の位置を管轄する警察本部又は警察署に提出してください。		

備考 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができます。

緊急通行車両確認申請書（県に申請の場合）

災害応急対策用 緊急通行車両確認申請書 年 月 日 福岡県知事 殿 <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: flex-end;"> <div style="text-align: center;"> 申請者 住所 電話 氏名 </div> <div style="text-align: right;">印</div> </div>			
番号標に表示されている番号 (車両ナンバー)			
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名)			
使用者	住所	() 局 番	
	氏名		
通行日時			
出発地		目的地	
備考			
(注) この申請書は、申請者が緊急通行車両として使用することを証明する書類及び自動車検査証の写しを添付の上、総務部消防防災課又は農林事務所に提出して下さい。 ※例 申請者が緊急通行車両として使用することを証明する書類一県との協定書の写し等			

災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時における応急仮設住宅（以下「住宅」という。）の建設に関して、福岡県（以下「甲」という。）及び救助実施市である北九州市（以下「乙」という。）が一般社団法人プレハブ建築協会（以下「丙」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「住宅」とは、災害救助法（昭和22年法律第118号）第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅のうち、建設し供与するものをいう。

2 「救助実施市」とは、災害救助法第2条の2第1項に規定する救助実施市をいう。

(所要の手續)

第3条 甲は、住宅建設の要請に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって丙に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は、当該文書に替えて電話等によることができる。この場合において、甲は、後に当該文書を速やかに丙に提出しなければならない。

2 乙は、住宅建設の要請に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって甲に連絡するものとし、乙からの連絡を受けた甲は、第8条第1項の連絡調整を行った上、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって丙に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は、当該文書に替えて電話等によることができる。この場合において、乙は甲に、甲は丙に、それぞれ後に当該文書を速やかに提出しなければならない。

3 福岡県内において災害救助法の適用を受けた市町村が乙のみである場合は、乙は、前項の規定にかかわらず、住宅建設の要請に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって直接丙に連絡することができるものとする。ただし、緊急の場合は、当該文書に替えて電話等によることができる。この場合において、乙は、後に当該文書を速やかに丙に提出しなければならない。

4 前項の場合において、乙は、住宅建設を要請した旨を速やかに甲に連絡するものとし、甲は、第8条第1項の連絡調整を行う。

(協力)

第4条 丙は、前条の要請があったときは、丙の会員である住宅建設業者（以下「丁」という。）のあつせんその他可能な限り甲又は乙に協力するものとする。

(住宅建設)

第5条 丙のあつせんを受けた丁は、第3条の要請に基づき、住宅建設を行うものとする。

(費用の負担及び支払)

第6条 丁が前条の住宅建設に要した費用は、当該建設に係る契約当事者である甲又は乙が負担するものとする。

2 前項の契約当事者である甲又は乙は、丁の住宅建設終了後検査をし、これを確認したときは、丁の請求により前項の費用を速やかに支払うものとする。

(連絡窓口)

第7条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては福岡県建築都市部県営住宅課とし、乙においては北九州市建築都市局住宅部住宅計画課、丙においては一般社団法人プレハブ建築協会業務第一部とする。

(連絡調整)

第8条 甲は、この協定の業務が適正かつ円滑に行われるよう連絡調整を行い、乙は、甲の調整の下で、丙との連絡体制をとるものとする。

2 乙又は丙は、連絡体制をとるための連絡調整を甲に求めることができる。

(報告)

第9条 丙は、住宅建設について、協力できる建設能力等の状況を毎年1回甲及び乙に報告するものとする。ただし、甲又は乙は、必要と認めた場合は、丙に対し随時報告を求めることができる。

(会員名簿の提供)

第10条 丙は、この協定に係る丙の業務担当部員の名簿及び丙に加盟する会員の名簿を毎年1回甲及び乙に提供するものとし、部員又は会員に異動があった場合は、甲及び乙に報告するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については、その都度甲乙丙協議の上、定めるものとする。

(適用)

第12条 この協定は、令和元年10月1日（以下「発効日」という。）から適用する。ただし、乙に係る規定については、乙を救助実施市とする指定が効力を発することとなる日から適用する。

2 乙が、救助実施市の指定を取り消された場合、乙に係る規定については、失効する。

3 甲と丙との間で締結した平成7年3月24日付け「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書」は、この協定の発効日をもって、失効する。

この協定の成立を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各1通を保有する。

令和元年10月1日

甲 福岡県
代表者 福岡県知事 小川 洋

乙 北九州市
代表者 北九州市長 北橋 健治

丙 東京都千代田区神田小川町2丁目3番13号
M&Cビル5階
一般社団法人プレハブ建築協会
会 長 芳井 敬一

(注) 福岡県は同様の3者協定を福岡市及び一般社団法人プレハブ建築協会と締結している。

罹災証明交付申請書

(宛先) 須恵町長

※太線枠内を記入してください。

年 月 日

申請者 <small>(窓口に來られた方)</small>	住所		
	ふりがな		
	氏名	電話 ()	
	罹災者との関係	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 同居の親族 <input type="checkbox"/> その他 <small>* その他の場合は委任状が必要</small>	
証明書の使用目的	<input type="checkbox"/> 被災者支援制度の手続 () に提出 <input type="checkbox"/> 税免除 <input type="checkbox"/> 保険請求 <input type="checkbox"/> その他 ()		
証明必要数	() 通		

罹災証明書の交付について、次のとおり申請します。

罹災者 (世帯主) <small>(申請者と同じ場合は記載不要)</small>	住所 福岡県糟屋郡須恵町大字					
	ふりがな					
	氏名		電話 ()			
罹災世帯の構成員 <small>(被災者支援制度の手続のため必要な場合のみ記入)</small>	氏名	続柄	年齢	氏名	続柄	年齢
		世帯主				
罹災した住家の所在地	* 申請者の住所と同じ場合は記載不要					
	福岡県糟屋郡須恵町大字					
	<input type="checkbox"/> 持家 <input type="checkbox"/> 借家 (所有者名)					
罹災日時	年 月 日 ()		午前・午後		時頃	
罹災原因	<input type="checkbox"/> 台風 <input type="checkbox"/> 暴風 <input type="checkbox"/> 豪雨 <input type="checkbox"/> 地震 <input type="checkbox"/> その他 ()					
罹災状況 <small>(具体的に何がどうなったかを記入)</small>	住家					
	住家以外					
添付書類	<input type="checkbox"/> 被害状況の写真 <input type="checkbox"/> 見積書 <input type="checkbox"/> その他 ()					

調査結果 <small>(住家の被害の程度)</small>	<input type="checkbox"/> 全壊	<input type="checkbox"/> 大規模半壊	<input type="checkbox"/> 中規模半壊	<input type="checkbox"/> 半壊
	<input type="checkbox"/> 準半壊	<input type="checkbox"/> 準半壊に至らない (一部損壊)		
	<input type="checkbox"/> 床上浸水	<input type="checkbox"/> 床下浸水	<input type="checkbox"/> その他 ()	

- 1 住家とは、現実に居住 (世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。) のために使用している建物のこと。(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)
- 2 罹災証明書において認定する「被害の程度」(「全壊」～「準半壊に至らない (一部損壊)」の6段階) は、内閣府の定める被害認定基準に基づき、屋根、壁、基礎等の部位別にその表面に現れた被害を調査して認定するものです。

委 任 状

(宛先) 須恵町長

年 月 日

私は次の者を代理人と定め、罹災証明書・罹災届出証明書の申請に関する証明書手続きを委任します。

受任者（代理人）

住 所： _____

氏 名： _____

委任者との関係： _____

委任者（罹災者等）

住 所： _____

電 話 番 号： _____

氏 名： _____ 印

※受任者（代理人）は、本人確認ができる書類（運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証等）を提示すること。

罹災証明書

世帯主住所						
世帯主氏名						
世帯構成員	氏名	続柄	年齢	氏名	続柄	年齢
		世帯主				
罹災原因	年 月 日の による。					
被災住家※の所在地	福岡県糟屋郡須恵町大字					
住家※の被害の程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 中規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊に至らない（一部損壊）					
罹災状況	<input type="checkbox"/> 床上浸水 <input type="checkbox"/> 床下浸水 <input type="checkbox"/> その他（ ）					
住家以外の被害						
証明書の使用目的	<input type="checkbox"/> 被災者支援制度の手続 <input type="checkbox"/> 税減免 <input type="checkbox"/> 保険請求 <input type="checkbox"/> その他（ ）					

※ 住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

（注）罹災証明書において認定する「被害の程度」（「全壊」～「準半壊に至らない（一部損壊）」の6段階）は、内閣府の定める被害認定基準に基づき、屋根、壁、基礎等の部位別にその表面に現れた被害を調査して認定するものです。

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

須恵町長

罹災届出証明書

(宛先) 須恵町長

※太線枠内を記入してください。

年 月 日

【申請者】	住所 _____				
	氏名 _____				
	電話番号 _____	(_____)			
【申請者との関係】					
	<input type="checkbox"/> 本人				
	<input type="checkbox"/> 同居の家族 (氏名 _____ 続柄 _____)				
	<input type="checkbox"/> 代理人 ※原則として委任状が必要です。				
	<input type="checkbox"/> その他 (_____)				
【使用目的】					
	<input type="checkbox"/> 保険金請求 <input type="checkbox"/> 税の減免 <input type="checkbox"/> その他 (_____)				
下記のとおり罹災したことを届出します。					
罹 災 状 況	罹 災 日 時	年 月 日 時 分 頃			
	罹 災 場 所	糟屋郡須恵町大字			
	罹 災 原 因	<input type="checkbox"/> 暴風 <input type="checkbox"/> 豪雨 <input type="checkbox"/> 地震 <input type="checkbox"/> 台風 <input type="checkbox"/> その他 (_____)			
	罹災物件の種別	<input type="checkbox"/> 住 家 (<input type="checkbox"/> 持家 <input type="checkbox"/> 借家 <input type="checkbox"/> 貸家) <input type="checkbox"/> 非住家 (_____) <input type="checkbox"/> その他 (_____)			
	罹災物件の所有者				
	罹災状況 ※罹災状況が分かる 写真を添付。				

須総発 _____	号	
上記のとおり罹災の届出があったことを証明します。		
年 月 日	須恵町長	

※添付書類

- ・被害状況がわかる写真
- ・その他被害状況が確認できるもの (見積書など)

様式第1号

[災 害 概 況 即 報]

報告日時	年 月 日 時 分
市町村名	
報告者名	

災害名 _____ (第 報)

(市町村→地方本部→県本部)

災 害 の 概 況	発生場所		発生日時	月 日 時 分						
被 害 の 状 況	死傷者	死者	人	不明	人	住 家	全壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応 急 対 策 の 状 況						避 難 状 況				
						勧告・指示 自主の別	日時	地区名	避難先	人員

被害状況報告 〔即報〕 〔確定〕

様式第2号の1

市町村名			報告者名					
地方本部名			報告者名					
			報告日時					
			月 日 時 分 現在					
			(市町村→地方本部→県本部)					
市町村名			被害		被害		被害	
区 分			被害		被害		被害	
人的被害	死者	人						
	行方不明者	人						
	負傷者	重傷 人 軽傷 人						
住家被害	全壊	棟 世帯 人						
	半壊	棟 世帯 人						
	一部破損	棟 世帯 人						
	床上浸水	棟 世帯 人						
	床下浸水	棟 世帯 人						
	非住家	公共建物 その他	棟 棟					
その他の	田畑	流出・埋没冠水	ha					
		流出・埋没冠水	ha					
		流出・埋没冠水	ha					
		流出・埋没冠水	ha					
	文教施設	箇所						
	医療機関	箇所						
	道路	箇所						
	橋りょう	箇所						
	河川	箇所						
	港湾	箇所						
	砂防	箇所						
	清掃施設	箇所						
	崖崩れ	箇所						
	鉄道不通	箇所						
被害船舶	隻							
航空機被害	機							
水道	戸							
電気	回線							
ガス	戸							
ブロック塀	箇所							
罹災世帯数	世帯							
罹災者数	罹災者数	人						
	建物	件						
	危険物	件						
その他の	件							
公共文教施設	千円							
農林水産業施設	千円							
公共土木施設	千円							
その他の公共施設	千円							
その他の被害	農産被害	千円						
	林産被害	千円						
	畜産被害	千円						
	水産被害	千円						
	商工被害	千円						
その他の	千円							
被害総額	千円							
災害対策本部	設置	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	
	解散	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	
災害救助法適用		月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	
消防職員出動延人数	人							
消防団員出動延人数	人							

〇〇〇〇災害による福祉施設被害即報

〇〇市 町 村

〇〇保健福祉環境事務所

施設の種類別	施設名	所在地	設置主体	被害状況	被害額	復旧の対応状況

〇〇〇〇災害による救護を要する傷病者即報

(保健福祉環境事務所長へ)
(保健福祉部長へ)

〇〇市町村
〇〇保健福祉環境事務所

即報月日	被害地等	災害発生日時	傷病者数	即報時間				時	即報回数	第	回
				内 訳							
				外 傷 者		懼 病 者					
				死者	重傷	軽傷		収容ヶ所数	収容人員	救護の状況	備考
1		2	3	4 人	5 人	6 人		10 ヶ所	11 人	12	13

様式第2号の4

〇〇〇〇災害による商工被害状況即報

(商工事務所長へ)
(商工部長へ)

〇〇市 町 村
〇〇商工事務所

業種 被害区分		項目 被災 事業所数	被災 従業員数	被災総額					備考
				土地	建物	機械設備	商品・原材料 仕掛品等		
商業	A			(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	
	B								
	C								
	D								
	計 (うち) (うち) (うち)								
工業	A								
	B								
	C								
	D								
	計 (うち) (うち) (うち)								
	A								
	B								
	C								
	D								
	計 (うち) (うち) (うち)								
合計									

- (注) 1. 商工業の被害のうち、中小企業の被害については、()で記入のこと。
 2. A～Dの被害区分は、次の区分によること。
 A…事業用建物等の延面積の60%以上につき、破壊、埋没、流出したもの。
 B…事業用建物等の延面積の30%以上60%未満につき、破壊、埋没、流失したもの。
 又は、事業用建物等の延面積の50%以上につき、浸水1m以上のもの。
 C…①事業用建物等の延面積の10%以上30%未満につき、破壊、埋没、流失したもの。
 ②事業用建物等の延面積の50%以上につき、浸水30cm以上1m未満のもの。
 ③事業用建物等の延面積10%以上50%未満につき、浸水1m以上のもの。
 D…A～Cに該当しない被害。
 3. 商業は、日本標準産業分類の卸売業、小売業
 工業は、 " の製造業
 その他は、 " の鉱業、建設業、運輸・通信業、サービス業

〇〇〇〇災害による農業関係被害即報

(農林事務所長へ)
(農政部長へ)

〇〇市町村長
〇〇農林事務所長

作物等名	被害推定面積等	被害推定金額	被害発生状況	主な被害発生地域
水	ha	万円		
麦				
野菜				
果樹				
花き				
飼料作物				
その他				
作物小計				
家畜	頭、羽			
畜産施設	件			
温室等栽培施設	件			
農協等共同利用施設	件			
農地・農業用施設	箇所			
その他				
合計				

〇〇〇〇災害による山林【林地】被害状況 **【詳細】** 報告
【確定】

(農林事務所長へ)
 (水産林務部長へ)

〇〇市 町 村
 〇〇農林事務所

区分	崩 壊 地						地 す べ り 地						備 考
	山 腹			溪 流			山 腹			溪 流			
	箇所数	被害	金額	箇所数	被害	金額	箇所数	被害	金額	箇所数	被害	金額	
市町村		ha	千円		ha	千円		ha	千円		ha	千円	
計													

(注) 被害欄には、山腹は崩壊面積、溪流は被害延長を記入する。地すべり地の溪流被害については、面積を併記すること。
 なお、旧災害地の拡大箇所については、拡大被害の箇所数、被害面積延長、金額を備考欄に記入すること。

〇〇〇〇災害による山林【治山施設】被害状況
【即報】 **【詳報】** **【確定】** **報告**

(農林事務所長へ)
(水産林務部長へ)

〇〇市 町 村
〇〇農林事務所

施設名	災害箇所 (郡、市、町、 村、大字、字)	工 種	被 害		備 考
			数 量	金 額	
計					

〇〇〇〇災害による山林【林道】被害状況【**即報** 報告
【**詳細** 報告
【**確定** 報告】

(農林事務所長へ)
(水産林務部長へ)

〇〇市 町 村
〇〇農林事務所

市町村	区分	道 路			橋 梁				計		備 考
		箇所番号	延 長	金 額	箇所番号	延 長	金 額	箇所数	延 長	金 額	
			m	千円		m	千円		m	千円	

(注) 応急工事を必要とするものについては備考欄にその旨を記載すること。

〇〇〇〇災害による山林【森林】被害状況 報告
【即報 詳細 確定】

(農林事務所長へ)
(水産林務部長へ)

〇〇市 町 村
〇〇農林事務所

市町村名 ①	整理番号	所在地 ②	樹種 ③	年齢 ④	人天別 ⑤	所有区分 ⑥	被害規模			被害額 ⑪千円	改植の 要否 ⑫	要復旧額	復旧方法	備考 (保安林種)
							面積 ⑦ha	被害率 ⑧%	実面積 ⑨ha					

〇〇〇〇災害による山林【作業路・林産物・苗木・林業施設】被害状況

【即報】 【詳報】 【確定】報告

(農林事務所長へ)
(水産林務部長へ)

〇〇市 町 村
〇〇農林事務所

市町村名	整理番号	区分	事業名	実施年度	施設名	所在地	事業規模	事業費	事業主体	被害規模			要復旧額	復旧方法	備考	
										〇年生	被害規模	被害額				
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬千円	⑭千円	⑮	⑯	

様式第2号の11

〇〇〇〇災害による水産被害状況

即報
詳報
確定

平成	年	月	日
	時	分	
<input type="checkbox"/> 〇〇〇市町村合計			
<input type="checkbox"/> 〇〇〇漁協			

水産海洋技術センター〇〇〇研究所長へ
 水産林務部長へ（水産振興課経由）

1 水産業関係施設等被害

(被害金の単位：千円)

被害程度＝		滅失	大破	中破	小破	計	備考	
共同利用 私設	事業主体名					—		
	施設名					—		
	数量					—		
	単位					—		
	被害額					—		
非共同 利用私設	施設名					—		
	経営団体数					—		
	数量					—		
	単位					—		
	被害額					—		
地方公共 団体施設名	事業主体名					—		
	施設名					—		
	数量					—		
	単位					—		
	被害額					—		
漁船	登録番号					—		
	トン数					—		
	動力の有無					—		
	経営体数					—		
	被害額					—		
漁具	種類					—		
	経営体数					—		
	数量					—		
	単位					—		
	被害額					—		
養殖施設	養殖物の種類					—		
	養殖方法					—		
	経営体数					—		
	数量					—		
	被害額					—		
漁場	場所					—		
	漁業種の免許番号					—		
	事業主体名					—		
	堆積泥土の種類					—		
	被害規模	面積					—	
		数量					—	
	被害額	単位					—	
被害額						—		
備考	平均堆積高等					—		
	被害額の算出基礎					—		

2 水産物等被害

養殖施設	養殖物の種類					計	備考
	養殖方法					—	
	経営体数					—	
	数量					—	
	被害額					—	
その他の 水産物	種類					—	
	経営体数					—	
	数量					—	
	単位					—	
	被害額					—	
協同組合 在庫品	種類		生産資材	その他		—	
	件数					—	
	数量					—	
	単位					—	
	被害額					—	

(注) 1 この様式は課各漁協毎に1部作成し、市町村の集計を添えて提出すること。
 2 提出先：筑前海区＝水産海洋技術センター、内水面漁業＝水産振興課、
 有明海区＝有明研究所、豊前海区＝豊前海研究所
 3 「被害程度」の目安：滅失＝使用不可・流出・埋没、大破＝70%以上、
 中破＝30～70%、小破＝30%未満

FAX：海技センター：092-806-5223
 水産振興課：092-643-3558
 有明海研：0944-72-6170
 豊前海研：0979-82-5599

〇〇〇〇災害による漁港被害状況
【即報 詳細 報告 確定】

平成 年 月 日

水産林務部長へ

〇〇市町村

漁 港 名	被 害 箇 所	数 量	被 害 額	被 害 状 況
計				

(注) 市町村長は、水産林務部長あて（漁港課経由）に報告する。

(被害金額単位：千円)

〇〇〇〇災害による土木被害状況即報

(県土整備事務所長へ)
(県土整備事務所長へ)

〇〇市 町 村
〇〇県土整備事務所

被害報告表										報告書 第 号 平成 年 月 日	受理者 調査率 % 時現在				
災害発生年月日	月 日～ 月 日		災害名												
災害救助法発令等	市町村名	発令月日	月 日	市町村名	発令月日	月 日									
市町村名															
連続雨量	mm	日 時～ 日 時	mm	日 時～ 日 時	mm	日 時～ 日 時									
日雨量	mm	日 時～ 日 時	mm	日 時～ 日 時	mm	日 時～ 日 時									
時間雨量	mm	日 時～ 日 時	mm	日 時～ 日 時	mm	日 時～ 日 時									
時間最大風速	m/秒	日 時 分	m/秒	日 時 分	m/秒	日 時 分									
平均風速	m/秒	日 時 分～ 時 分	m/秒	日 時 分～ 時 分	m/秒	日 時 分～ 時 分									
工 種	県 工 事			市町村工事			計								
	箇 所	金 額		箇 所	金 額		箇 所	金 額							
河 川	千円		千円		千円		千円								
海 岸															
砂 防 設 備															
地すべり防止施設															
急傾斜地崩壊防止施設															
道 路															
橋 梁															
港 湾															
下 水 道															
計															
主な公共施設の被害															
河川・海岸	事業主体	区分	水系名	河川・海岸名	被災位置	被災延長	被害額	被害内容 (破堤、溢水等)							
		級	水系		郡 町 市 村 大字	m	千円								
		級	水系		郡 町 市 村 大字	m									
		級	水系		郡 町 市 村 大字	m									
道 路	事業主体	区分	路線名		被災位置	被災延長	被害額								
					郡 町 市 村 大字	m	千円								
					郡 町 市 村 大字	m									
道 路 交 通 止	事業主体	区分	路線名	地先名	全面・一部の別及び被災状況	延長	幅員	被害額	応急の有無	応急工事見込額	バス路線有無	交通量	迂回路の有無	交通止年月日	解除年月日
		道	線			m	m	千円		千円		台/日			
		道	線				m	m	千円		千円		台/日		
		道	線				m	m	千円		千円		台/日		
		道	線				m	m	千円		千円		台/日		
		道	線				m	m	千円		千円		台/日		
		道	線				m	m	千円		千円		台/日		
		道	線				m	m	千円		千円		台/日		
一般被害(人的被害)															
区 分		場 所		原 因		区 分		主な場所				原 因 (破堤、溢水、内水)			
死 者	名					全 焼	戸								
行方不明者	名					半 焼	戸								
	名					流 出	戸								
	名					床上浸水	戸								
	名					床下浸水	戸								

〇〇〇〇災害による建築物被害状況即報

(県土整備事務所経由)

知事殿						受付年月日番号		
平成 年 月 日						※		
市区町村長名 _____ (印)								
建築基準法第15条第2項の規定により、災害による建築物の滅失を報告します。								
1. 被災地区市町村名								
2. 災害種別		火災・風水害・震災・その他		3. 火災件数				
7 用途別	4. 被害区分 5. 建築物の数 (戸数) 床面積の 合計 6. 構造	全焼・全壊・全流失		半焼・半壊・半流失		計		8. 建築物 の損害 見積額 (千円)
		建築物 の数 (戸数)	床面積 の合計 (平方メ ートル)	建築物 の数 (戸数)	床面積 の合計 (平方メ ートル)	建築物 の数 (戸数)	床面積 の合計 (平方メ ートル)	
住 居	木 造	----- 戸		----- 戸		----- 戸		
	そ の 他	----- 戸		----- 戸		----- 戸		
	計	----- 戸		----- 戸		----- 戸		
鉱工業	木 造							
	そ の 他							
商業 サービス業	木 造							
	そ の 他							
公務文教	木 造							
	そ の 他							
そ の 他	木 造							
	そ の 他							
合 計	木 造							
	そ の 他							
	計							

- (注) イ ※欄は記入しないこと。
 ロ 2、4欄は該当文字を○印で囲むこと。
 ハ この書は災害種別ごとに作成のこと。
 ニ 市の中、区のある市においては、区ごと、災害ごとに本書を作成すること。

〇〇〇〇災害による都市施設等被害状況即報

〇〇〇市町村
 〇〇県土整備事務所
 流域下水道事務所

平成 年 月 日現在

種別	県分		市町村分		計	
	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額
街路		千円		千円		千円
都市公園						
下水道						
公営住宅						
計						

主な都市施設等の被害

種別	事業主体	箇所名	被害状況	被害額	復旧の対応状況
街路				千円	
都市公園					
下水道					
公営住宅					

〇〇〇〇災害による教育施設関係被害状況即報

設置者名	学校名	(単位：千円)										被災年月日	災害名	平成	年	月	町名 村名	日現在
		施設					区分											
		建物			補修 B	土地 E	工作物 D	設備 F	合計 C+D +E+F	被害の概要等								
		全・半壊 面積(m ²)	金額	A							建物計 面積(m ²)							
金額	B											D	F					

〇〇〇〇災害による衛生被害状況 [確定] 報告

〇〇保健福祉環境事務所
〇〇政令市

約束番号	防疫日報	(保健福祉部長へ)				〇〇政令市																														
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16																			
月 日	赤痢患者発生数	真性	疑似	保菌者	死者	前年同期赤痢患者発生数	防疫活動をしている市町村数 (応援を除く)	防疫活動をしている保健所数 (応援を除く)	保健所職員(雇用職員を含む) 防疫活動従事者数	本片職員(雇用職員を含む) 防疫活動従事者数	清潔方法を行った戸数	消毒方法を行った戸数	そ族昆虫駆除を行った戸数	伝染病予防法による家用水の 供給を受けた人員	災害救助法による飲料水の 供給を受けた人員	検疫調査人員	細菌検査実施人員	集団避難所数	集団避難所の収容人員	備考	備考															
		真性	疑似	保菌者	死者																															
当 日																																				
累 計																																				
当 日																																				
累 計																																				
月 日																																				
月 日																																				

〇〇〇〇災害による商工被害状況 [詳報] 報告

(商工事務所長へ)

〇〇市 町 村

(商工部長へ)

〇〇商工事務所

業種	項目	被災総額						
					土地	建物		
商 業	A			(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
	B							
	C							
	D							
	計	(うち)(うち)(うち				
工 業	A							
	B							
	C							
	D							
	計	(うち)(うち)(うち				
	A							
	B							
	C							
	D							
	計	(うち)(うち)(うち				
合 計		(うち)(うち)(うち				

- (注) 1. 商工業の被害のうち、中小企業の被害については、()で記入のこと。
2. A～Dの被害区分は、次の区分によること。
- A…事業用建物等の延面積の60%以上につき、破壊、埋没、流失したもの。
 - B…事業用建物等の延面積の30%以上60%未満につき、破壊、埋没、流失したもの。
又は、事業用建物等の延面積の50%以上につき、浸水1m以上のもの。
 - C…①事業用建物等の延面積の10%以上30%未満につき、破壊、埋没、流失したもの。
②事業用建物等の延面積の50%以上につき、浸水30cm以上1m未満のもの。
③事業用建物等の延面積の10%以上50%未満につき、浸水1m以上のもの。
 - D…A～Cに該当しない被害。
3. 商業は、日本標準産業分類の卸売業、小売業
工業は、 // の製造業
その他は、 // の鉱業、建設業、運輸・通信業、サービス業

〇〇〇〇災害による水稻被害状況 [詳報] 報告(その1)初期の被害

市町村名
農林事務所名

災害の種類

調査年月日 年 月 日 時現在

作物名	市町村名	総栽培面積 ha	ル/ア01 当り収量 kg	基準収量 t	冠 水								流 失 埋 没			合 計		被害金額 千円	備 考 主な被害 地名等	
					2日目		3日目		4日目		5日目		減収 小計		土砂流入		植替可能			植替不可能
		被害 面積 ha	減収 量 t	被害 面積 ha		減収 量 t	被害 面積 ha		減収 量 t	被害 面積 ha		減収 量 t	被害 面積 ha		減収 量 t	被害 面積 ha		減収 量 t	%	

注1. 作物名は「早期水稻」「普通水稻」と記入のこと。

注2. 総栽培面積の農林事務所合計は、被害のない市町村の栽培面積も加えたものを記入すること。

〇〇〇〇災害による水稻被害状況 [詳細] 報告(その2)中後期の被害
 [確定]

市町村名
 農林事務所名

災害の種類 _____ 調査年日 年 月 日 時現在

作物名	市町村名	総栽培面積 ha	1ア01 収量当り kg	基準収量 t	浸水被害面積 ha	冠水			倒伏			塩害			葉・柄の損傷			合計				備考 主な被害 地域名等
						被害面積 ha	減収量 t	被害率 %	被害面積 ha													
				1		ha	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3	3	3	3	千円	

注1. 作物名は「早期水稻」「普通水稻」と記入のこと。
 注2. 被害の態様が、「土砂流入」及び「流失埋没」の場合は、空欄に区分して記入すること。
 注3. 被害の態様が、複合している場合は、被害が大きい方の態様の中に記入すること。
 注4. 総栽培面積の農林事務所合計は、被害のない市町村の栽培面積も加えたものを記入すること。

〇〇〇〇災害による水稻被害状況 [確定] 報告(その3) 干害

市町村名
農林事務所名

調査年 年 月 日 時現在

市町村名	総栽培面積 ha	10a 当たり 収 穫 t	基準収量 t	5日間未満持続			10日間以上持続			15日間以上持続			20日間以上持続						
				乾田状態 被害 面積 ha	被害 率 %	被 害 面 積 ha													

市町村名	25日間以上持続			30日間以上持続			枯 死 面 積 ha	塩 害		合 計		被害金額 千円	備 考 (主な被害地域名等)
	乾田状態 被害 面積 ha	被害 率 %	被 害 面 積 ha	乾田状態 被害 面積 ha	被害 率 %	被 害 面 積 ha		面 積 ha	被害率 %	被 害 減 収 量 2	害 害 減 収 率 2 ÷ 1		

注1. 総栽培面積の農林事務所合計は、被害のない市町村の栽培面積も加えたものを記入すること。

〇〇〇〇災害による農作物被害状況 [詳細] 報告 (水稻を除く) [確定]

災害の種類 _____ 調査年日 年 月 日 時現在 _____ 市町村名 農林事務所名 _____

農作物名	市町村名	被害面積			総栽培面積	被害面積			単価 (kg当たり)	被害金額 (3×4)	平年10a 当たり収量	基準 集量 (1×6)	既 収穫量	収穫残量 (7-8)	被害 面積率 (2÷1)	被害 減収率 (3÷7)	被害損害状況 主な被害地域名
		被害面積				被害面積											
		30% 未満	30~ 70%	70% 以上		30% 未満	30~ 70% 以上	計									
		ha	ha	ha	ha	ha	ha	4	5	6	7	8	9	10	11		
		ha	ha	ha	ha	ha	ha	円	千円	kg	kg	kg	kg	%	%		
					2			3									

注1. 被害面積の数値は、原則として小数点第1位までとする。(小数点以下第2位は四捨五入する。)

注2. 花きにおける減収量等の単位は千本(千鉢)、単価は1本(1鉢)とする。

注3. 総栽培面積の農林事務所合計は、被害のない市町村の栽培面積も加えたものを記入すること。

〇〇〇〇災害による農業関係施設被害状況 [確定] 報告

市町村名
農林事務所名

災害の種類 _____ 調査年日 年 月 日 時現在

施設の 種類	作物名	市町村名	全			大			中			破			ビニール破損			合 計			備 考 (被害地 域名)
			棟 数	面積 ㎡	被害 金額 千円																

注1. 「全壊」…全く使用に耐えないもの、「大破」…被害程度が70%以上、「中破」…被害程度が30%以上70%未満、「小破」…被害程度が30%未満、「ビニール破損」…ビニールが破れ使用できないものをいう。

注2. 報告数値の中に個人所有以外のものがある場合は、農業共同組合及同連合会所有のものについては()書きで、また、それ以外の共同利用施設のものについては〔 〕書きで内数として記入すること。

〇〇〇〇災害による樹体被害状況 [詳報] 報告 [確定]

市 町 村 名
農林事務所名

災害の種類

調査年日 年 月 日 時現在

樹種名	市町村名	成園・未成園の別	被害程度別面積及び被害額						被害損傷状況 被害地域名
			甚		中		軽		
			面積 ha	被害額 千円	面積 ha	被害額 千円	面積 ha	被害額 千円	
		成 園							
		未 成 園							
		成 園							
		未 成 園							
		成 園							
		未 成 園							
		成 園							
		未 成 園							
		成 園							
		未 成 園							
		成 園							
		未 成 園							
		成 園							
		未 成 園							
		成 園							
		未 成 園							
		成 園							
		未 成 園							
		成 園							
		未 成 園							
		成 園							
		未 成 園							
		成 園							
		未 成 園							
		成 園							
		未 成 園							
		成 園							
		未 成 園							
		成 園							
		未 成 園							
		成 園							
		未 成 園							
		成 園							
		未 成 園							
		成 園							
		未 成 園							

注. 被害の種類は、樹体の損傷の程度、落葉の程度を基準とする。
 甚: 樹体が流失、埋没もしくは枯死したもの、幹が折損もしくははなはだ裂けたもの、70%以上の主枝が裂けもしくは折れる等の損傷を受けたもの、
 又はこれ以外の損傷を受け、更新もしくは改植を要すると認められるもの。
 中: 30%以上 70%未満の主枝が裂け、又は折れ、結果枝等の損傷が大きいか、これに準ずるもの。

〇〇〇〇災害による畜産関係被害状況 [詳報] 報告(その2)

災害の種類 ()) 調査年月日 年 月 日
 市町村名 農林事務所名

市町村名	家 畜 等												合 計			備 考								
	乳用牛						ブロイラー			めん羊			その他()											
	成牛(生後1年以上)		子牛(生後1年未満)		計		ブロイラー			めん羊			その他()											
被害数量	単価	被害数量	単価	被害数量	単価	被害数量	単価	被害数量	単価	被害数量	単価	被害数量	単価	被害数量	単価	被害数量	単価	被害数量	単価	被害数量	単価			
	円	千円		円	千円		円	千円		円	千円		円	千円		円	千円		円	千円		円	千円	
農林事務所計																								

〇〇〇〇災害による畜産関係被害状況 [詳細] 報告(その3)
[確定]

災害の種類 ()) 調査年月日 年 月 日
市町村名 農林事務所名

市町村名	飼 料													物			合 計																					
	牧 草 (イタリアンライグラス)						用 作			と う も ろ こ し			他																									
	総栽培面積 ① ha	被害面積		被害額 ⑤(③×④) 千円	被害率 ⑨(③÷⑦) %	被害面積率 ⑧(②÷①) %	基準収獲量 ⑦(①×⑥) トン	被害収獲量 ③トン	被害率 ⑨(③÷⑦) %	被害面積率 ⑧(②÷①) %	被害額 ⑤(③×④) 千円	被害収獲量 ⑦(①×⑥) トン	被害率 ⑨(③÷⑦) %	被害面積率 ⑧(②÷①) %	被害額 ⑤(③×④) 千円	被害収獲量 ⑦(①×⑥) トン		被害率 ⑨(③÷⑦) %	被害面積率 ⑧(②÷①) %																			
		うち 30% 未満	計②																	減収量 ③トン	減収率 ③トン	単価 ④円	当り収量 ⑥ kg	単価 ④円	当り収量 ⑥ kg													
農林事務所計																																						
市町村名																																						
農林事務所計																																						

〇〇〇〇災害による土木被害状況 [詳報] 報告
[確定]

(県土整備事務所長へ)
(土木部長へ)

〇〇市 町 村
〇〇県土整備事務所長

区分	前回までの報告分				今回の報告分		年間の合計
	自 月 日	至 月 日	自 月 日	至 月 日	自 月 日	至 月 日	
県 工 事	河川						
	海岸						
	砂防						
	道路						
	橋梁						
市 町 村 工 事	港湾						
	計						
	河川						
	海岸						
	道路						
橋梁							
計							
合 計							

(金額の単位 千円)

〇〇〇〇災害による建築物被害状況 [詳報] 報告
 [確定]

(県土整備事務所経由)

知事殿 平成 年 月 日 市区町村長名 _____ (印) 建築基準法第15条第2項の規定により、災害による建築物の滅失を報告します。							受付年月日番号 ※
1. 被災地区市町村名							
2. 災害種別		火災・風水害・震災・その他		3. 火災件数			
7. 用途別	4. 被害区分 5. 建築物の数(戸数) 床面積の合計 6. 構造	全焼・全壊・全流失		半焼・半壊・半流失		計	8. 建築物の損害見積額(千円)
		建築物の数(戸数)	床面積の合計 〔平方メートル〕	建築物の数(戸数)	床面積の合計 〔平方メートル〕	建築物の数(戸数)	
居 住	木 造	戸		戸		戸	
	そ の 他	戸		戸		戸	
	計	戸		戸		戸	
鋼 工 業	木 造						
	そ の 他						
商 業 サービス業	木 造						
	そ の 他						
公 務 文 教	木 造						
	そ の 他						
そ の 他	木 造						
	そ の 他						
合 計	木 造						
	そ の 他						
	計						

- (注) イ ※欄は記入しないこと。
 ロ 2、4欄は該当文字を○印で囲むこと。
 ハ この書は災害種別ごとに作成のこと。
 ニ 市の中、区のある市においては、区ごと、災害ごとに本書を作成すること。

〇〇〇〇災害による被害額報告

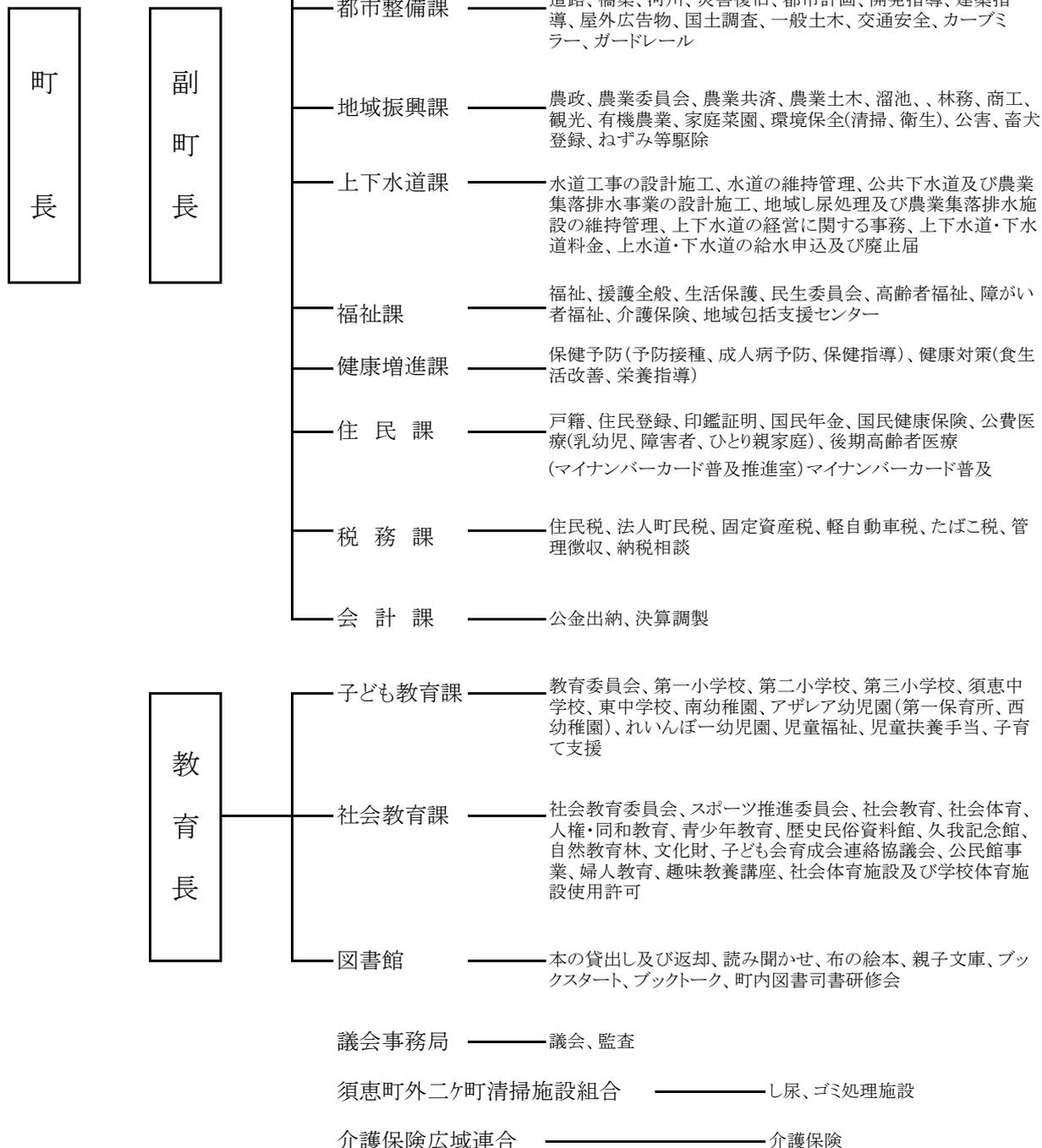
〇〇〇部

(第 報) 月 日

区分	被害総額 (千円)										計		
	総務部	企画地域振興部	新社会推進部	保健医療介護部	福祉労働部	環境部	商工部	農林水産部	県土整備部	建築都市部		企業局	教育庁
公共文教施設													
農林水産業施設													
公共土木施設													
その他の公共施設													
小計													
その他	農産被害												
	林産被害												
	畜産被害												
	水産被害												
	商工被害												
	林地												
県営林													
その他													
被害総額													

須恵町各課業務分担表

令和3年4月1日



非常通信依頼先一覧表

令和3年4月現在

機関名	所在地		連絡	
	郵便番号	住所	電話番号	FAX
西日本電信電話福岡支店	812-0013	福岡市博多区博多駅東2-3-1	092-476-6122	092-452-0047
九州管区警察局福岡県情報通信部	812-8576	福岡市博多区東公園7-7	092-641-4141(6075)	092-641-4141(6069)
福岡県警察本部	812-8576	福岡市博多区東公園7-7	092-641-4141(3618)	092-641-4141(3619)
福岡管区気象台	810-0052	福岡市中央区大濠1-2-36	092-725-3603	092-714-7681
第七管区気象台海上保安本部	801-8507	北九州市門司区西海岸1-3-10	093-321-2931(3255)	093-321-8611
筑後川ダム統合管理事務所	830-0002	久留米市高野町1-2-2	0942-39-6651	0942-35-8242
筑後川河川事務所	830-8567	久留米市高野町1-2-1	0942-33-8828	0942-35-0224
遠賀川河川事務所	822-0013	直方市溝堀1-1-1	0949-22-1830	0949-29-5115
九州農政局有明海岸保全事業所	839-0205	みやま市高田町南新開117-1	0944-22-3961	0944-22-3974
水資源機構筑後川局	830-0032	久留米市東町42-21	0942-34-7001	0942-37-8391
九州旅客鉄道	812-8566	福岡市博多区博多駅前3-25-21	092-474-2643	092-474-2785
西日本鉄道	812-0011	福岡市博多区博多駅前3-5-7	092-734-1523	092-734-1524
日本赤十字社福岡県支部	815-8503	福岡市南区大楠3-1-1	092-523-1171	092-521-2552
NHK福岡放送局	810-8577	福岡市中央区六本松1-1-10	092-724-2884	092-724-2882
NHK北九州放送局	803-8555	北九州市小倉北区室町1-1-1-20	093-591-5018	093-591-5019
RKB毎日放送	814-8585	福岡市早良区百道浜2-3-8	092-852-6607	092-852-6663
九州朝日放送	810-8571	福岡市中央区長浜1-1-1	092-752-5155	092-751-4574
テレビ西日本	814-8555	福岡市早良区百道浜2-3-2	092-852-5516	092-852-5618
福岡放送	810-8655	福岡市中央区清川2-22-8	092-532-1420	092-532-3072
エフエム福岡	810-8575	福岡市中央区清川1-9-19	092-533-0811	092-533-0802
TVQ九州放送	812-8570	福岡市博多区住吉2-3-1	092-262-0371	092-272-5906
CROSS FM	802-8570	北九州市小倉北区京町3-1-1	093-551-9119	093-533-0009
移動無線センター九州センター	810-0001	福岡市中央区天神1-1-1(アクロス福岡)	092-725-8811	092-725-6066
九州電力福岡支店	810-0004	福岡市中央区渡辺通2-1-82	092-733-6541	092-733-6542
九州電力北九州支店	802-8521	北九州市小倉北区米町2-3-1	093-533-8593	093-533-9714
西部ガス福岡支社	812-0055	福岡市東区東浜1-10-75	092-633-2323	092-631-3794
西部ガス北九州支社	803-0828	北九州市小倉北区愛宕1-5-1	093-591-6611	093-591-6621
日本銀行福岡支店	810-0001	福岡市中央区天神4-2-1	092-725-5511	092-732-1170
日本銀行北九州支店	802-0081	北九州市小倉北区紺屋町13-13	093-541-9113	093-512-1750
日本政策金融公庫福岡支店	812-0011	福岡市博多区博多駅前3-21-12	092-411-9111	092-475-5629
福岡銀行	810-8693	福岡市中央区大手門1-8-3	092-723-2335	092-712-4869
日本アマチュア無線連盟福岡県支部	837-0916	大牟田市田隈5-6	0944-54-8253	0944-54-8253
福岡法務局	810-8513	福岡市中央区舞鶴3-9-1 5	092-721-4601	092-724-2255
福岡県	812-8577	福岡市博多区東公園7-7	092-643-3114	092-643-3117
【福岡地区非常通信連絡会】 事務局 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県総務部防災企画課内 Tel.092-651-1111(内2486)				

防災関係機関通信窓口

(1) 国・県・公共機関連絡先電話番号

()は県防災行政無線電話番号<発信番号78->

機関名	電話番号	機関名	電話番号
◎ 国		九州農政局 (企画調整室)	096-211-9111
総務省消防庁	平日(9:30~17:45)※応急対策室 03-5253-7527 :7537(FAX) 消防防災無線 840-7527 :840-7537(FAX) 上記以外※宿直室 03-5253-7777 :7553(FAX) 消防防災無線 840-7782 :840-7789(FAX)	九州農政局福岡県拠点 (地方参事官室)	092-281-8261
		九州森林管理局 (企画調整課)	096-328-3511
		福岡森林管理署	092-843-2100
		〃 直方森林事務所	0949-26-4041
		九州経済産業局 (総務課)	092-482-5405
厚生労働省社会援護局 (保護課)	03-3595-2613	九州産業保安監督部 (管理課)	092-482-5927
◎ 福岡県		九州運輸局 (総務部安全防災危機管理調整官)	092-472-2312
総務部行政経営企画課	092-643-3027 (700-7012)	九州運輸局福岡運輸支局 (総務企画関係)	093-673-1190
〃 防災危機管理局防災企画課	092-643-3112 (700-7021)	〃 福岡運輸支局 (輸送関係)	092-673-1191
企画・地域振興部総合政策課	092-641-6657 (700-7032)	大阪航空局福岡空港事務所 (空港保安防災課)	092-621-2221 内線2111
保健医療介護部 保健医療介護総務課	092-622-6394 (700-7042)	第七管区海上保安本部	093-321-2931 (985-70)
環境部環境政策課	092-643-3354 (700-7052)	門司海上保安部	093-321-3215
福祉労働部福祉総務課	092-643-3244 (700-7082)	苅田海上保安署	093-436-3356
商工部商工政策課	092-622-1404 (700-7062)	小倉分室	093-571-6091
農林水産部農林水産政策課	092-641-4665 (700-7072)	若松海上保安部	093-761-2497
人づくり・県民生活部 社会活動推進課	092-643-3379 (700-7092)	福岡海上保安部	092-281-5865
県土整備部県土整備総務課	092-643-3636 (700-7102)	三池海上保安部	0944-53-0521
〃 河川管理課	092-643-3667 (700-7103)	唐津海上保安部	0955-74-4323
建築都市部建築都市総務課	092-643-3704 (700-7112)	福岡管区气象台 (予報課)	092-725-3600 (981-70)
教育庁総務企画課	092-643-3857 (700-7132)	九州総合通信局 (陸上課)	096-326-7857
県警本部警備課 (災害対策係)	092-641-4141(5723) (700-7202)	九州地方整備局 (防災室)	092-471-6331 092-414-7301(災害時)
◎ 指定地方行政機関		福岡労働局 (総務課)	092-411-4861
九州管区警察局 (広域調整第2課)	092-622-5000	九州防衛局	092-483-8816
福岡財務支局 (総務課)	092-411-7281	国土地理院九州地方測量部	092-411-7881
九州厚生局 (総務課)	092-707-1115	九州地方環境事務所	096-322-2400

()は県防災行政無線電話番号<発信番号78->

機関名	電話番号	機関名	電話番号
◎ 自衛隊		株式会社朝日新聞 西部本社	093-563-1131
陸上自衛隊第四師団 司令部(第三部防衛班)	092-591-1020 (983-70)	株式会社毎日新聞 西部本社	093-541-3131
海上自衛隊佐世保地方 総監部(オペレーション)	0956-23-7111 (3223)	株式会社読売新聞 西部本社	092-715-4311
航空自衛隊西部航空 方面隊司令部(防衛部運用課)	092-581-4031 (984-71)	社団法人共同通信社 福岡支社	092-781-4241
◎ 指定公共機関		熊本日日新聞社 福岡支社	092-771-7374
九州旅客鉄道株式会社 (広報部)	092-474-2541	日刊工業新聞社西部支社	092-271-5711
西日本電信電話株式会社 福岡支店(設備部災害対策室)	092-474-6160	時事通信社福岡支社	092-741-2536
NTTコミュニケーションズ株式会社 (ネットワーク事業部災害対策室)	03-5202-9909	株式会社テレビ西日本	092-852-5555
NTTドコモ株式会社 (九州支社)	092-717-5511	九州朝日放送株式会社	092-721-1234
日本銀行福岡支店 (文書課)	092-725-5511	株式会社福岡放送	092-532-1420
日本赤十字社福岡県支部 (事業課)	092-523-1171 (980-0)	RKB毎日放送株式会社	092-852-6666
日本放送協会福岡放送局 (放送部)	092-724-2800 (982-70)	株式会社ティー・ヴィー・キュー 九州放送	092-262-0019
西日本高速道路株式会社九州支社	092-260-6123	株式会社エフエム福岡	092-533-0807
郵便事業株式会社福岡支店	092-713-2421	株式会社CROSS FM	093-551-0770
郵便局株式会社福岡中央郵便局	092-713-2411	株式会社九州国際エフエム	092-724-7610
日本通運株式会社 福岡支店(総務課)	092-291-7112	福岡県水難救済会	092-631-1416
九州電力株式会社(地域共生本部 防災・リスク対策グループ)	092-761-3031	福岡県医師会	092-431-4564
◎ 指定地方公共機関		福岡県歯科医師会	092-771-3531
西日本鉄道株式会社 (総務部総務課)	092-734-1552	福岡県トラック協会	092-451-7878
筑豊電気鉄道株式会社	093-243-5525	福岡県LPガス協会	092-476-3838
戸畑共同火力株式会社	093-871-6931	◎ その他機関	
西部瓦斯株式会社 (総務広報部庶務グループ)	092-633-2239	福岡県市長会 (事務局)	0940-36-0890
大牟田ガス株式会社	0944-53-1021	福岡県町村会 (事務局)	092-651-1121
西日本瓦斯株式会社	0944-74-1414	福岡県消防長会 (事務局)	092-725-6511
株式会社西日本新聞社 (総務部)	092-711-5171	福岡県消防協会 (事務局)	092-271-1275

(2) 県出先機関連絡先電話番号（災害対策地方本部等関係）

（ ）は県防災行政無線電話番号<発信番号78->

		保健福祉環境事務所 (救助・防疫救護班)	
福岡 福岡地方本部	092-735-6121 (801-701)	筑紫	092-513-5581 (821-751)
		糸島	092-322-3269 (815-751)
		粕屋	092-939-1500 (900-70)
		宗像・遠賀(本庁舎)	0940-36-2045 (824-751)
朝倉 両筑地方本部	0946-22-2730 (816-701)	北筑後	0946-22-4184 (816-751)
八幡 北九州地方本部	093-601-8851 (702-701)	宗像・遠賀 (遠賀分庁舎)	093-201-4161 (901-70)
飯塚 筑豊地方本部	0948-23-4145 (820-701)	嘉穂・鞍手	0948-21-4911 (820-211)
		田川	0947-42-9311 (832-740)
筑後 筑後地方本部	0942-52-5642 (803-701)	南筑後	0944-72-2111 (812-743)
行橋 京築地方本部	0930-23-0380 (814-701)	京築	0930-23-2244 (814-751)

県土整備事務所 (県土整備建築班)		管轄区域	
		市	郡
那珂	092-513-5561 (821-711)	春日 大野 筑紫 太宰 那珂	日城 野野 府川
前原支所	092-322-2961 (815-711)	糸島	
福岡	092-641-0161 (810-711)	福岡 古賀	粕屋
宗像支所	0940-36-2005 (824-711)	宗像 福津	
朝倉	0946-22-3910 (816-711)	朝倉	朝倉
久留米	0942-44-5222 (811-711)	久留米 小郡	三井
		うきは	
北九州	093-691-2761 (702-711)	北九州 中間	遠賀
直方	0949-22-5608 (813-711)	直方 直宮 若	鞍手
飯塚	0948-21-4930 (820-711)	飯塚 嘉麻	嘉穂
田川	0947-42-9111 (819-711)	田川	田川
南筑後	0944-41-5112 (822-711)	大牟田	
柳川支所	0944-72-4155 (812-711)	柳川 みやま	三潁
		八女 筑後	八女
行橋支所	0930-23-1747 (814-711)	行橋	京都
京築	0979-82-3350 (823-711)	豊前	築上

(3)市町村防災担当課連絡先電話番号

ア 福岡地方本部（福岡農林事務所）管内

市町村名	通信窓口	所在地	電話番号		防災行政無線
			昼間	緊急時	
福岡市	防災企画課	福岡市中央区天神1-8-1	092-711-4056	092-725-6589	78-201-70
筑紫野市	危機管理課	筑紫野市石崎1-1-1	092-923-1111	092-923-0183	78-217-70
春日市	安全安心課	春日市原町3-1-5	092-584-1111	同左	78-218-70
大野城市	危機管理課	大野城市曙町2-2-1	092-580-1966	092-501-2211	78-219-70
宗像市	防災企画課	宗像市東郷1-1-1	0940-36-5050	0940-36-1121	78-220-70
太宰府市	防災安全課	太宰府市観世音寺1-1-1	092-921-2121	同左	78-221-71
糸島市	危機管理課	糸島市前原西1-1-1	092-323-1111	092-323-1123	78-222-70
古賀市	総務課	古賀市駅東1-1-1	092-942-1111	092-942-1125	78-223-70
福津市	防災安全課	福津市中央1-1-1	0940-43-8107	0940-42-1111	78-362-70
那珂川市	安全安心課	那珂川市西隈1-1-1	092-953-2211	同左	78-305-70
宇美町	危機管理課	糟屋郡宇美町宇美5-1-1	092-933-5500	092-932-1111	78-341-70
篠栗町	総務課	糟屋郡篠栗町中央1-1-1	092-947-1113	092-947-3437	78-342-70
志免町	生活安全課	糟屋郡志免町志免中央1-1-1	092-935-1001	同左	78-343-70
須恵町	総務課	糟屋郡須恵町大字須恵771	092-932-1151	〃	78-344-70
新宮町	地域協働課	糟屋郡新宮町緑ヶ浜1-1-1	092-963-1734	〃	78-345-70
久山町	総務課	糟屋郡久山町大字久原3632	092-976-1111	092-976-2239	78-348-70
粕屋町	協働のまちづくり課	糟屋郡粕屋町駕与丁1-1-1	092-938-2311	092-938-0173	78-349-70

イ 両筑地方本部（朝倉農林事務所）管内

市町村名	通信窓口	所在地	電話番号		防災行政無線
			昼間	緊急時	
久留米市	防災対策課	久留米市城南町15-3	0942-30-9074	0942-30-9000	78-203-70
小郡市	防災安全課	小郡市小郡255-1	0942-72-2111	同左	78-216-70
うきは市	市民協働推進課	うきは市吉井町新治316	0943-75-3111	0943-75-4982	78-481-70
朝倉市	防災交通課	朝倉市菩提寺412-2	0946-22-1111	0946-23-0364	78-209-70
筑前町	環境防災課	朝倉郡筑前町篠隈373	0946-42-6609	同左	78-444-70
東峰村	総務課	朝倉郡東峰村大字宝珠山6425	0946-72-2311	〃	78-446-70
大刀洗町	総務課	三井郡大刀洗町大字富多819	0942-77-0171	0942-77-0101	78-503-70

ウ 北九州地方本部（八幡農林事務所）管内

市町村名	通信窓口	所在地	電話番号		防災行政無線
			昼間	緊急時	
北九州市	危機管理室危機管理課	北九州市小倉北区内1-1	093-582-2110	同左	78-100-70
中間市	安全安心まちづくり課	中間市中間1-1-1	093-246-2017	093-244-1111	78-215-70
芦屋町	総務課	遠賀郡芦屋町幸町2-20	093-223-0881	093-223-3572	78-381-70
水巻町	総務課	遠賀郡水巻町頃末北1-1-1	093-201-4321	同左	78-382-70
岡垣町	地域づくり課	遠賀郡岡垣町野間1-1-1	093-282-1211(285)	〃	78-383-70
遠賀町	総務課	遠賀郡遠賀町大字今古賀513	093-293-1234	〃	78-384-70

工 筑豊地方本部（飯塚農林事務所）管内

市町村名	通信窓口	所在地	電話番号		防災行政無線
			昼間	緊急時	
直方市	防災・地域安全課	直方市殿町7-1	0949-25-2223	同左	78-204-70
飯塚市	防災安全課	飯塚市新立岩5-5	0948-22-5500(1333)	0948-22-2868	78-205-70
田川市	安全安心まちづくり課 防災安全対策室	田川市中央町1-1	0947-44-2000(319) 0947-85-7114(直通)	同左	78-206-70
宮若市	総務課	宮若市宮田29-1	0949-32-0511	094932-0510	78-403-70
嘉麻市	防災対策課	嘉麻市岩崎1180-1	0948-42-7417	同左	78-423-70
小竹町	総務課	鞍手郡小竹町大字勝野3167-1	09496-2-1212	09496-2-1282	78-401-70
鞍手町	総務課	鞍手郡鞍手町大字中山3705	0949-42-2111	同左	78-402-70
桂川町	総務課	嘉穂郡桂川町大字土居424-1	0948-65-1100	〃	78-421-70
香春町	総務課	田川郡香春町大字高野994	0947-32-2511	〃	78-601-70
添田町	防災情報管財課	田川郡添田町大字添田2151	0947-82-4002	0947-82-4002	78-602-70
糸田町	防災管財課	田川郡糸田町1975-1	0947-26-1232	0947-26-1234	78-604-70
川崎町	防災管財課	田川郡川崎町大字田原789-2	0947-72-3000(231)	同左	78-605-70
大任町	総務企画財政課	田川郡大任町大字大行事3067	0947-63-3000	〃	78-608-70
赤村	総務課	田川郡赤村大字内田1188	0947-62-3000	〃	78-609-70
福智町	防災管理・管財課	田川郡福智町金田937-2	0947-22-7771	〃	78-603-70

才 筑後地方本部（筑後農林事務所）管内

市町村名	通信窓口	所在地	電話番号		防災行政無線
			昼間	緊急時	
大牟田市	防災危機管理室	大牟田市有明町2-3	0944-41-2894	0944-41-2222	78-202-70
柳川市	総務課	柳川市本町87-1	0944-77-8153	同左	78-207-70
八女市	防災安全課	八女市本町647	0943-23-1731	〃	78-210-70
筑後市	防災安全課	筑後市大字山ノ井898	0942-65-7260	〃	78-664-74
大川市	地域支援課	大川市大字酒見256-1	0944-85-5605	0944-87-2101	78-212-70
みやま市	総務課	みやま市瀬高町小川5	0944-64-1502	0944-63-6111	78-561-70
大木町	総務課	三潞郡大木町大字八町牟田255-1	0944-32-1035	0944-32-1013	78-522-70
広川町	協働推進課	八女郡広川町大字新代1804-1	0943-32-1196	0943-32-1440	78-544-70

力 京築地方本部（行橋農林事務所）管内

市町村名	通信窓口	所在地	電話番号		防災行政無線
			昼間	緊急時	
行橋市	防災危機管理室	行橋市中央1-1-1	0930-25-1111	同左	78-213-70
豊前市	総務課	豊前市大字吉木955	0979-82-1115 0979-82-1116	〃	78-214-70
苅田町	防災・地域振興課	京都郡苅田町富久町1-19-1	093-588-1037	093-434-1111	78-621-70
みやこ町	総務課	京都郡みやこ町勝山上田960	0930-32-2511	同左	78-623-70
吉富町	未来まちづくり課	築上郡吉富町大字広津226-1	0979-24-1122	〃	78-642-70
上毛町	総務課	築上郡上毛町大字垂水1321-1	0979-72-3111	〃	78-644-70
築上町	総務課	築上郡築上町大字椎田891-2	0930-56-0300	〃	78-641-70

災害拠点病院一覧表

(福岡地域)

No.	医療機関名	所在地	備考	ヘリポート 括弧内は区分	病院からの距離
1	九州大学病院	福岡市東区馬出3-1-1	救命救急センター	屋上 (非共用)	-
2	福岡和白病院	福岡市東区和白丘2-2-75		屋上 (非共用)	-
3	九州医療センター	福岡市中央区地行浜1-8-1	基幹災害拠点病院 救命救急センター	屋上 (緊急時)	-
4	福岡県済生会福岡総合病院	福岡市中央区天神1-3-46	救命救急センター	屋上 (非共用)	-
5	福岡赤十字病院	福岡市南区大楠3-1-1		屋上 (非共用)	-
6	福岡大学病院	福岡市城南区七隈7-45-1	救命救急センター	敷地内 (緊急時)	-
7	福岡記念病院	福岡市早良区西新1-1-35		近接地 (緊急時)	1.5km
8	福岡県済生会二日市病院	筑紫野市湯町3-13-1		近接地 (緊急時)	0.7km
9	福岡徳洲会病院	春日市須玖北4-5		屋上 (緊急時)	-
10	福岡東医療センター	古賀市千鳥1-1-1	地域救命救急センター	敷地内 (緊急時)	-
11	宗像水光会総合病院	福津市日蔭野5-7-1		近接地 (緊急時)	2.0km
12	福岡青洲会病院	糟屋郡粕屋町長者原西4-11-8		近接地 (緊急時)	

(平成30年12月22日現在)

福岡県内の血液センター一覧表

名称	所在地	電話番号
福岡県赤十字血液センター	筑紫野市大字上古賀 1-2-1	092-921-1400
福岡県赤十字血液センター 北九州事務所	北九州市八幡西区相生町 15-1	093-631-1211
日本赤十字社九州ブロック 血液センター	久留米市宮ノ陣 3-4-12	0942-31-8900

須恵町地域防災計画

資料編

令和7年8月

発行・編集 須恵町防災会議

事務局 須恵町役場 総務課

住所：〒811-2193 福岡県糟屋郡須恵町大字須恵771

電話番号：092-932-1151（代表）

ホームページ：<https://www.town.sue.fukuoka.jp>